

TAC税理士講座
2013年合格目標

上級コース

法人税法

ADVANCED

- ☐ bookkeeping
- ☐ financial accounting
- ☒ corporation tax
- ☐ income tax
- ☐ inheritance tax
- ☐ liquor tax
- ☐ consumption tax
- ☐ fixed property tax
- ☐ enterprise tax
- ☐ residence tax
- ☐ national collect tax

第1回講義

体験用テキスト

▶ 計算テキスト 1

Corporation Tax



TAC



法人税法上級コース計算テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	学 習 テ ー マ	計算 テキスト	ト レ ー ニ ン グ	シ ス テ ム カ ー ド	理 論 マ ス タ ー	理 論 テ キ ス ト
第 1 回	講 義 ① 青色申告・課税標準・税効果会計・税額計算 企業利益と課税所得（別表五(一)Ⅰ・Ⅱ） 決算修正	P. 7 S P. 66	問題 1 S 問題 15	P. 7 S P. 20 P. 193 P. 194		テーマ2 テーマ15
第 2 回	演 習 ①（添削問題） 理論テーマ 所得の金額の通則 青色申告					
第 3 回	講 義 ② 棚卸資産・短期売買商品 減価償却（普通償却）	P. 71 S P. 152	問題 16 S 問題 35	P. 41 S P. 42 P. 47 P. 61		テーマ6
第 4 回	演 習 ② 計算総合問題					
	講 義 特別償却・特別償却準備金・繰延資産	P. 155 S P. 192	問題 36 S 問題 46	P. 63 S P. 75		テーマ6
第 5 回	講 義 ③ 法人税額の特別控除額 使途秘匿金 所得税額控除・外国税額控除・外国子会社	P. 195 S P. 276	問題 47 S 問題 66	P. 195 S P. 211 P. 35		テーマ14
第 6 回	演 習 ③（添削問題） 理論テーマ 所得税額控除・外国税額控除・外国子会社					
第 7 回	講 義 ④ 受取配当等、みなし配当、有価証券	P. 281 S P. 344	問題 67 S 問題 84	P. 27 S P. 40 P. 43 P. 46		テーマ5 テーマ6
第 8 回	演 習 ④ 計算総合問題					
	講 義 グループ法人税制	P. 347 S P. 370	問題 85 S 問題 88	P. 225 S P. 228		テーマ17

章・テーマ		テ　　マ	計 算 テ キ ス ト			
			No.1	No.2	No.3	No.4
総 則	1	納税義務者と課税所得等の範囲				●
	2	実質課税の原則				●
	3	事業年度				●
	4	納税地				●
同族	5	同族会社		●		
企利	6	各事業年度の所得の金額の計算の通則	●			
業益	7	企業利益と課税所得	●			
帰属	8	損益の帰属時期				●
受配 取当	9	受取配当等の益金不算入	●			
	10	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等	●			
	11	みなし配当	●			
資 産 評 価 等	12	棚卸資産等	●			
	13	有価証券	●			
	14	減価償却（普通償却）	●			
	15	減価償却（特別償却）	●			
	16	特別償却準備金	●			
	17	繰延資産・金銭債務の償還差損益	●			
	18	外貨建取引等		●		
	19	評価損益		●		
給与	20	給与等		●		
営 業 経 費 等	21	寄附金			●	
	22	交際費等			●	
	23	租税公課等		●		
	24	貸倒損失			●	
	25	その他の損金			●	

章・テーマ		テ　　マ	計　算　テ　キ　ス　ト			
			No.1	No.2	No.3	No.4
圧縮記帳等	26	圧縮記帳制度の概要		●		
	27	国庫補助金等の圧縮記帳		●		
	28	保険差益の圧縮記帳		●		
	29	交換の圧縮記帳		●		
	30	特定資産の買換えの圧縮記帳		●		
	31	収用等の圧縮記帳		●		
	32	収用等の所得の特別控除		●		
	33	平成21年及び平成22年に土地等を取得した場合の特例		●		
	34	特別勘定		●		
	35	先行取得の圧縮記帳		●		
	36	特定資産の交換の圧縮記帳		●		
引当金	37	貸倒引当金			●	
	38	返品調整引当金			●	
	39	海外投資等損失準備金			●	
借地権・リース取引	40	借地権		●		
	41	リース取引			●	
欠損	42	欠損金		●		
海外取引	43	国外関連者との取引に係る課税の特例			●	
	44	国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例			●	
	45	関連者等に係る純支払利子等の課税の特例			●	
	46	特定外国子会社等に係る課税の特例			●	
税額計算	47	税額計算の仕組み	●			
	48	試験研究費の特別控除	●			
	49	資産取得・雇用促進の特別控除	●			
	50	使途秘匿金の特別税額	●			
	51	所得税額控除	●			
	52	外国税額控除	●			
申告	53	申告、納付及び還付等				●
再編	54	企業組織再編税制			●	
グループ	55	グループ法人税制	●	●		
連結	56	連結納税制度				●

凡 例

<略式名称>

<正式名称>

法	法人税法
法附則	法人税法附則
令	法人税法施行令
令附則	法人税法施行令附則
規	法人税法施行規則
基 通	法人税基本通達
個 通	法人税個別通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法関係通達
国通法	国税通則法
耐 令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐 通	耐用年数の適用等に関する取扱通達

引 用 例

法22③二	法人税法第22条第3項第二号
基通1-1-1	法人税法基本通達1-1-1

法人税の学習にあたって



ポイント整理

1 本試験の傾向

本試験において、法人税は、理論50点、計算50点の出題がなされており、その傾向は次のとおりである。

- (1) 理論については、原則として、①50点問題が1題（小問に区分）、②25点問題が2題、③30点問題と20点問題が1題ずつ出題、という3パターンの出題形式である。
- (2) 計算については、原則として総合問題が1題出題されるという形式が続いたが、第62回本試験では個別問題での出題であった。

表1 過去5年間の理論の出題状況

年 度	出 題 項 目
第62回（平成24年）	通則（22条）、三角合併（50点）
第61回（平成23年）	グループ法人税制（譲渡損益調整資産、寄附金、受贈益、寄附修正） 国庫補助金、繰延資産（50点）
第60回（平成22年）	収益・原価の計上時期、みなし配当・有価証券・資本金等の額 ・利益積立金額（取得側・譲渡側）（50点）
第59回（平成21年）	原価の額、費用の額、リース取引、延払基準（50点）
第58回（平成20年）	通則、寄附金、債権の放棄と現物出資、不正行為等に係る費用

表2 過去5年間の計算の出題状況

年 度	出 題 項 目
第62回（平成24年）	個別問題（自己株式、譲渡損益調整資産と寄附金等、役員給与、 別表十五、寄附金、リース取引、有価証券）
第61回（平成23年）	個別問題（別表四・別表五（一）・別表五（二）・別表十五 別表十四（二））（50点）
第60回（平成22年）	別表四・別表一（50点）
第59回（平成21年）	別表四・別表一（50点）
第58回（平成20年）	一部決算修正・別表四・別表一（50点）

2 上級コースの学習にあたって

(1) 偏った学習をしないこと

理論、計算共に基礎論点から応用論点まで幅広く学習することが必要である。上級コースであるが故に応用論点にばかり目が向きがちになるが、まずは、計算であれば個別問題、理論であれば、理論マスターの確実な理解と暗記が基本となる。これらをおろそかにしては、合格はおぼつかないことを、しっかりと意識しておくこと。

(2) 講義、演習を休まないこと

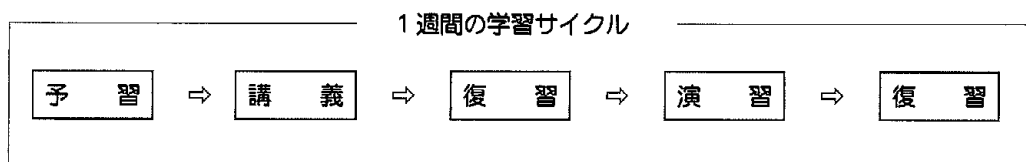
講義、演習共に休まずに学習を進めることが重要である。特に演習問題は、本試験の予行演習として大きな意味があり、毎回確実に受けることで大きな力となる。

また、講義、演習を受ける際には目的意識をもってこれに臨むことにより、さらに有意義に学習を進めることができる。

(3) 上級コースの学習サイクル

毎回の講義の前には予習を行うとより効果的である。

講義が終わった後にはしっかりと復習を行い、その後、演習を通じてさらに苦手な論点を発見し、対応していくこと。



テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

p.7~66

テーマ 6 所得の金額の計算の通則

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
6－1 各事業年度の所得の金額の計算の通則		
1 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準	法21	☆☆☆
2 各事業年度の所得の金額	法22①	☆☆☆
3 益金の額	法22②	☆☆☆
4 損金の額	法22③	☆☆☆
5 公正妥当な会計処理基準	法22④	☆☆☆
6 資本等取引	法22⑤	☆☆☆

6-1 所得の金額の計算の通則



ポイント整理

1 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 (法21)

各事業年度の所得の金額

2 各事業年度の所得の金額 (法22①)

その事業年度の益金の額－その事業年度の損金の額

3 益金の額 (法22②)

その事業年度の益金の額に算入すべき金額

- (1) 資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額
- (2) 別段の定めがあるものを除く

4 損金の額 (法22③)

その事業年度の損金の額に算入すべき金額

- (1)

その事業年度の収益に係る原価の額

その事業年度の費用（償却費以外は債務確定分に限る）の額

その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- (2) 別段の定めがあるものを除く

5 公正妥当な会計処理基準 (法22④)

収益、費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算

6 資本等取引 (法22⑤)

- (1) 法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引
- (2) 法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡し

1 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準

課税標準とは、税率適用の基礎となる担税力を数値で示したものであり、課税客体を数値によって表わしたものである。法人税は、「金額」で表わしている。

2 各事業年度の所得の金額

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金と損金をその計算対象とし、事業年度ごとに区分して計算（これを「事業年度単位課税」という。）することを明らかにしている。

「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示すものであり、益金と損金について特定の期間における対応を要求していることを表している。

3 益金の額

(1) 収益の額

その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、「その事業年度の収益の額」とされる。

- ① 益金自体の「本質」は規定せずに、「算入すべき金額」を規定していること。
- ② 法人税法独自の益金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「収益」の額の計算に依存していること。
- ③ その事業年度に帰属する収益の額が計算対象となること。

(2) 取引の例示

益金の額に算入すべき収益の額に関する取引の例示をしている。

- ① 資産の販売
商品又は製品の売上高など
- ② 有償による資産の譲渡又は役務の提供
固定資産の譲渡における譲渡対価、土地の賃貸における収入金額など
- ③ 無償による資産の譲渡又は役務の提供
資産の贈与における時価、無利息貸付における通常の利息など
- ④ 無償による資産の譲受け
受贈益（時価）

4 損金の額

(1) 原価・費用・損失の額

その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、「その事業年度の原価・費用及び損失の額」とされている。

- ① 益金の額と同様に損金自体の「本質」を規定するものではなく、「算入すべき金額」を規定していること。
- ② 法人税法独自の損金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「原価・費用・損失」の額の計算に依存していること。
- ③ その事業年度に帰属する原価・費用・損失の額が計算対象となること。

(2) 債務確定基準

費用の額のうち償却費以外の費用については、期末までに債務の確定しているものに限って損金の額に算入される。

次の要件のすべてに該当すれば、債務が確定したものとする。

- ① その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。
- ② その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- ③ その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができること。

5 公正妥当な会計処理基準

益金の額に算入すべき収益の額及び損金の額に算入すべき原価・費用・損失の額の計算については、法人税法自体には完結した計算体系を有していない。そこで、課税標準である所得金額の計算については、会計における概念や原理を前提として、企業会計上の損益計算に従うということを表している。

6 資本等取引

(1) 資本等取引の取扱い

資本等取引に係る純資産の増減は、所得計算に一切影響を与えることはない。言い換えれば、資本等取引以外の取引に係る純資産の増減は、すべて所得計算に含められることになる。

(2) 資本等取引を規定する理由

資本等取引は、次のような理由から規定されている。

- ① 法人の所得に課税する法人税では、株主等からの拠出資本（元本）には一切課税しないので、資本金等の額の増減取引は所得計算から除外されることになる。
※ 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。
- ② 利益又は剰余金の分配は、法人税課税後の所得の分配であり、再び所得計算に関係させないように資本等取引に含めている。

また、残余財産の分配又は引渡しは、剰余金の分配の性質を有し、従前の清算所得課税が廃止され通常課税に変更されたことから、資本等取引に追加されたものである。

テーマ7 企業利益と課税所得

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
7-1 別表四のフォーム		
■ 別表四のフォーム		☆☆☆
7-2 税効果会計		
1 税効果会計に係る処理		☆☆☆
2 法人税等調整額の申告調整		☆☆☆
3 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金		☆☆☆

7-1 別表四のフォーム



ポイント整理

別表四のフォーム

摘 要		金 額	
当期利益又は当期損失の額		① 円	⇐ 税引後利益
加 算	損金経理法人税等 損金経理住民税 損金経理住民税利子割額 損金経理納税充当金 減価償却超過額 役員給与の損金不算入額 交際費等の損金不算入額 売上高計上もれ (法人税等調整額) ⋮	(益金算入) 及び (損金不算入)	
	小 計	②	
減 算	納税充当金支出事業税等 受取配当等の益金不算入額 仮払寄附金認定損 売上原価計上もれ 収用等の所得の特別控除額 (法人税等調整額) ⋮	(損金算入) 及び (益金不算入)	
	小 計	③	
仮 計		①+②-③	
寄附金の損金不算入額		(加 算)	⇐ 寄附金の損金算入限度 額の計算に使用 ④
法人税額控除所得税額等		(加 算)	
控除対象外国法人税額		(加 算)	
合 計		①+②-③+④=⑤	
差 引 計		(同 上)	
欠損金等の当期控除額		△ (減 算) ⑥	
総 計		⑤-⑥	
所 得 金 額		(同 上)	

1 別表四のフォーム

3種類の法人税のうち各事業年度の所得に対する法人税は、会社の利益に対してかかる税金であるが、この法人税の計算対象になる利益のことを「所得金額」という。この所得金額に税率を乗じて法人税の額（税額）を計算することになる。



留意点 加算・減算の科目名

本試験で使用する別表四は簡易形式のものであり、実務上使用されるものとは異なっている。なお、「摘要欄」に記載する加算・減算の科目名の例示を左の表中に挙げてあるが、あくまで実務上の慣習による科目名なので、部分的字句の細部にこだわらず適宜対応してほしい。



留意点 別表四の作成上のポイント

(1) 会社計上当期純利益欄

会社計上当期純利益欄には、確定決算による損益計算書の当期純利益を転記する。

(2) 仮計

仮計は、「会社計上当期純利益＋加算欄小計－減算欄小計」により算出する。

(3) 仮計以下の欄

仮計以下の欄については、次のことに注意しなければならない。

- ① 仮計以下の項目の記載順序は不動であり、申告書作成の順序にも関係するため、仮計以下の重要な項目については、科目、順序共に正確に暗記すること。
- ② 仮計以下の欄はすべて加算が前提のため、減算する項目（欠損金等の当期控除額）については金額欄に△（マイナス）の記号を数字の前につけること。

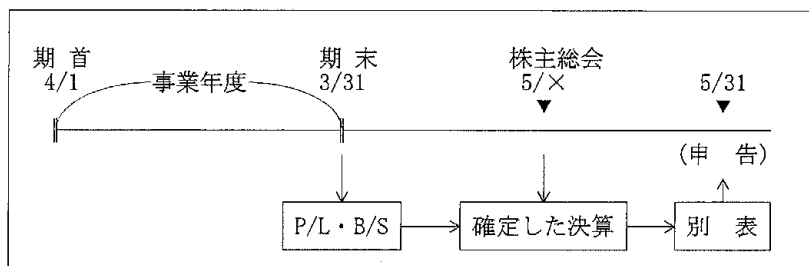
(4) 合計・差引計・総計

近年の本試験においては、合計、差引計、総計の欄は答案用紙に印刷されている場合もあるが、印刷されていない場合には、各自で記載すること。

④ プラスα 決算から申告までの流れ

法人税の課税所得は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に所要の調整を加えて計算することになっている。

この企業利益を出発点にして課税所得を算出する計算表を「別表四」という。



(注) 会計監査人の監査を受ける必要のある法人については、株主総会の開催までに時間を要し、決算確定が遅延するため、単体納税の場合は申告期限が1月間（連結確定申告書の提出期限の延長の特例の場合は2月間）延長できる。

④ 留意点 青色申告

(1) 制度の内容

青色申告とは、正確な帳簿の記載を条件に、税制上の優遇規定の適用を認めようとするものである。

(2) 正確な帳簿の記載

青色申告法人は、一切の取引につき複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

さらに、当該記録に基づき決算を行わなければならない。

(注) 青色申告法人以外の法人は、帳簿の備付け及び保存自体は青色申告法人と同様に必要であるが、記録については簡易な方法が認められる。

(3) 青色申告の特典

青色申告書の提出を促進するために青色申告法人に限って認められるいくつかの制度がある。これがいわゆる青色申告の特典と称されるものである。

- ① 青色欠損金の繰越控除など
- ② 各種の法人税額の特別控除
- ③ 各種の特別償却、各種準備金の損金算入
- ④ 青色申告書に係る更正

イ 帳簿書類の調査（注）

ロ 更正の理由の付記

(注) 税務署長は、青色申告書等又は添付書類記載事項によって、課税標準等の計算に誤りがあることが明らかである場合は、帳簿書類を調査しないで更正をすることができる。

(4) 承認の申請の期限

① 通常の場合

承認を受けようとする事業年度開始の日の前日まで

② 新設法人等の場合…次のいずれか早い日の前日まで

イ 設立等の日以後3月を経過した日

ロ 設立等の日の属する事業年度終了の日

【具体例】3月末決算の法人

〈ケース1〉

平成25年5月1日設立の場合

⇒ 平成25年8月1日と平成26年3月31日の早い日の前日 ∴平成25年7月31日

〈ケース2〉

平成26年2月20日設立の場合

⇒ 平成26年5月20日と平成26年3月31日の早い日の前日 ∴平成26年3月30日

(5) 自動承認

① 確定申告

その事業年度終了の日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

② 中間申告

その事業年度開始の日以後6月を経過する日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。



留意点 損益計算書(P/L)と別表四

別表四は、確定決算上の当期純利益と課税所得との差異が生ずる部分を加算又は減算することによって課税標準である所得金額を計算する表である。

P/L

費 用 等	収 益
当期純利益	

別 表 四

当 期 純 利 益	
加 算	{ 益 金 算 入 (会 計 上 非 収 益 ・ 税 務 上 益 金) 損 金 不 算 入 (会 計 上 費 用 ・ 税 務 上 非 損 金)
減 算	{ 益 金 不 算 入 (会 計 上 収 益 ・ 税 務 上 非 益 金) 損 金 算 入 (会 計 上 非 費 用 ・ 税 務 上 損 金)
所 得 金 額	

7-2 税効果会計



ポイント整理

1 税効果会計に係る処理

一時差異 の 種 類	会 計 処 理		税効果会計の 税 務 調 整
将来減算 一時差異	発生 年度	繰延税金資産 ××× / 法人税等調整額 ×××	法人税等調整額 (減・留)
	解消 年度	法人税等調整額 ××× / 繰延税金資産 ×××	法人税等調整額 (加・留)
将来加算 一時差異	発生 年度	法人税等調整額 ××× / 繰延税金負債 ×××	法人税等調整額 (加・留)
	解消 年度	繰延税金負債 ××× / 法人税等調整額 ×××	法人税等調整額 (減・留)
法人税等調整額の加減算の双方の調整があるとき→純額を調整			

2 法人税等調整額の申告調整

別 表 四 の 税 務 調 整
(1) 別表四減算・留保 法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税から減算されている場合 =法人税等調整額が損益計算書においてマイナス(△)表示されている場合 =法人税等調整額が当期純利益の計算上、加算されている場合 (2) 別表四加算・留保 法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税に加算されている場合 =法人税等調整額が損益計算書においてプラス表示されている場合 =法人税等調整額が当期純利益の計算上、減算されている場合

3 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金

(1) 剰余金の処分による積立額
会計上積立額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 - これに係る繰延税金負債の額
(2) 別表四減算額・特別償却準備金の要取崩額の計算対象
別表四減算額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 (会計上積立額 + 繰延税金負債)

1 税効果会計の対象

(1) 会計と税務の差異

企業会計は、適正な期間損益計算を目的とした当期純利益の算出を目指すものであるのに対し、税法は、課税の公平を目的とした課税所得の算出を目指すものである。

この目的の相違に伴い、例えば、減価償却において、会計が合理的見積に基づく残存価額及び耐用年数をベースに各期の償却計算を行うのに対し、税務では画一的な残存価額及び法定耐用年数に基づく償却限度額を定めており、会計と税務とでは、費用又は損金を計上する時期に差異が生ずることになる。

(2) 税効果の対象

企業利益と課税所得の差異は、一時差異と永久差異の2つに分類されるが、そのうち税効果会計の対象となるものは一時差異である。

一時差異は、企業利益と課税所得の差異が一時的なものであり、各期を通算して考えた場合に解消されるものである。つまり、差異の発生する期から解消される期への法人税等の配分が可能なものである。従って、基本的には、税法における「留保項目」が該当する。

(3) 永久差異と一時差異

差 異 の 種 類		具 体 例	適 用
永久 差異	企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲が異なることによるもの	交際費等の損金不算入額(加・流) 寄附金の損金不算入額(加・流) 受取配当等の益金不算入額(減・課)	税効果 会計なし
	企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲自体は同じであるが認識時期が異なることによるもの	減価償却超過額(加・留) 引当金繰入超過額(加・留) 売上原価計上もれ(減・留)	税効果 会計あり

(4) 一時差異の具体例

将来減算一時差異の例示	将来加算一時差異の例示
① 減価償却（繰延資産償却）超過額 ② 評価損の損金不算入額 ③ 各種引当金の繰入超過額 ④ 各種圧縮超過額 ⑤ 各種特別勘定の繰入超過額 ⑥ 特別償却準備金の積立超過額	① 評価益の益金不算入額 ② 各種圧縮記帳（剰余金の処分による経理）の積立額 ③ 特別償却準備金（剰余金の処分による経理）の積立額



留意点 法人税額等

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税等及び住民税は、加算・留保される項目ではあっても、一切損金算入されないことから永久差異として取り扱う。



留意点 税効果会計の導入の具体例

(1) 税効果会計の導入がない場合

- ① 税引前当期利益は1,000,000円であり、当期の確定申告により納付すべき法人税等は525,000円である。

【損益計算書】

(単位：円)

摘 要	金 額
税 引 前 当 期 利 益	1,000,000
法人税、住民税及び事業税	※ 525,000
当 期 利 益	475,000

✕ 対応関係なし

※ 課税所得1,500,000円の場合 ⇨ $1,500,000 \times 35\%$ (実効税率) = 525,000円

- ② 当期の確定申告により納付すべき法人税等の見積額は525,000円であり、当期の費用に計上している。また、当期末の売上高500,000円が計上されていない。

【別表四】

(単位：円)

当 期 利 益	475,000
加算 損金経理納税充当金	525,000
売 上 計 上 も れ	500,000
所 得 金 額	1,500,000

(2) 税効果会計を導入する場合

① 【損益計算書】

(単位：円)

摘 要	金 額
税 引 前 当 期 利 益	1,000,000
法人税、住民税及び事業税	※ 525,000
法 人 税 等 調 整 額	△175,000 350,000
当 期 利 益	650,000

○ 対応関係あり

② 【別表四】

(単位：円)

当 期 利 益	650,000
加算 損金経理納税充当金	525,000
売 上 計 上 も れ	500,000
減算 法 人 税 等 調 整 額	175,000
所 得 金 額	1,500,000

② 参 考 一時差異の発生と解消

(1) 将来減算一時差異

当期に加算・留保し翌期以後に減算・留保される項目

(注) 法人税等の加算留保

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税、住民税は、翌期以降に損金算入されるものではないため、「将来減算一時差異」に該当しない。

① 繰延税金資産の発生

〔別表四〕

売上計上もれ 500円（加・留）

⇒ 繰延税金資産 175円 / 法人税等調整額 175円
前払分としてB/S計上 費用のマイナス

※ $500円 \times 35\% = 175円$

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 175円（減・留）

〔別表五（一）Ⅰ〕

（単位：円）

区 分	①	②	③	④
売 掛 金			500	500
繰 延 税 金 資 産			△ 175	△ 175

② 繰延税金資産の解消

〔別表四〕

前期売上計上もれ認容 500円（減・留）

⇒ 法人税等調整額 175円 / 繰延税金資産 175円
費用にプラス 資産の消却

※ $500円 \times 35\% = 175円$

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 175円（加・留）

〔別表五（一）Ⅰ〕

（単位：円）

区 分	①	②	③	④
売 掛 金	500	500		0
繰 延 税 金 資 産	△ 175	△ 175		0

(2) 将来加算一時差異

当期に減算・留保し翌期以後に加算・留保される項目

① 繰延税金負債の発生

〔別表四〕

売上原価計上もれ 300円 (減・留)

⇒ 法人税等調整額 105円 / 繰延税金負債 105円
費用にプラス 未払分としてB/S計上

※ $300円 \times 35\% = 105円$

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 105円 (加・留)

〔別表五(一) I〕

(単位: 円)

区 分	①	②	③	④
棚 卸 資 産			△ 300	△ 300
繰 延 税 金 負 債			105	105

② 繰延税金負債の解消

〔別表四〕

前期売上原価計上もれ認容 300円 (加・留)

⇒ 繰延税金負債 105円 / 法人税等調整額 105円
負債の消却 費用のマイナス

※ $300円 \times 35\% = 105円$

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 105円 (減・留)

〔別表五(一) I〕

(単位: 円)

区 分	①	②	③	④
棚 卸 資 産	△ 300	△ 300		0
繰 延 税 金 負 債	105	105		0

設 例

(1) <ケース 1>

当期の確定申告により納付することになる法人税・県民税及び市民税・事業税の見積額の合計額は5,000,000円であり、法人税等調整額1,750,000円との差額3,250,000円を当期の費用に計上している。

(2) <ケース 2>

① 当社の当期における損益計算書は次のとおりである。

摘 要	金 額 (単位：円)
税 引 前 当 期 純 利 益	1,800,000
法人税、住民税及び事業税	※ 900,000
法 人 税 等 調 整 額	△262,500 637,500
当 期 純 利 益	1,162,500

② 法人税、住民税及び事業税900,000円のうち400,000円は当期中間申告分として納付した金額（うち法人税200,000円、住民税150,000円）であり、残額の500,000円は期末において納税充当金として当期確定申告分を見積計上したものである。

解 説

(1) <ケース 1>

① 法人税等未払金と法人税等調整額との差額が当期利益の計算上控除されているが、法人税等未払金の加算と法人税等調整額の減算は両建で調整しなければならない。

② 別表四の調整は次のとおりとなる。

イ 損金経理法人税等未払金 5,000,000円（加・留）
ロ 法人税等調整額 1,750,000円（減・留）

(2) <ケース 2>

① 法人税、住民税及び事業税については、当期利益の計算上控除されていることから、イ、中間申告分の金額のうち法人税及び住民税は損金不算入とし、ロ、見積計上した当期確定分の見積額を損金不算入とする。

② 法人税等調整額が法人税、住民税及び事業税から控除されており、結果として当期利益に含まれている。

③ 別表四の調整は次のとおりとなる。

イ 損金経理法人税等 200,000円（加・留）
ロ 損金経理住民税 150,000円（加・留）
ハ 損金経理納税充当金 500,000円（加・留）
ニ 法人税等調整額 262,500円（減・留）

2 税効果会計適用の有無の比較

【具体例】

- (1) 税引前当期純利益 10,000円、繰越利益剰余金の前期末残高 0円
 (2) 期末における建物圧縮積立金の積立（税効果適用のない場合の積立額7,000円）
 (3) 当期の確定申告により納付すべき法人税等の額 1,050円（実効税率35%）

① 税効果会計を適用していない場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期純利益	10,000
法人税、住民税及び事業税	1,050
当期純利益	8,950

② 税効果会計を適用している場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期純利益	10,000
法人税、住民税及び事業税	1,050
法人税等調整額	2,450
当期純利益	3,500

【別表4】

(単位：円)

区 分	金 額
当期純利益	8,950
加算 損金経理納税充当金	1,050
減算 圧縮積立金積立	7,000
所得金額	3,000

【別表4】

(単位：円)

区 分	金 額
当期純利益	6,500
加算 損金経理納税充当金	1,050
減算 法人税等調整額	2,450
圧縮積立金積立	7,000
所得金額	3,000

【別表5(一)のⅠ】

(単位：円)

区 分	期首 利 積	当期増減		期末 利 積
		減	増	
圧縮積立金			7,000	7,000
圧縮積立金積立			△7,000	△7,000
納税充当金			1,050	1,050
繰越損益金			1,950	1,950
合 計			3,000	3,000

【別表5(一)のⅠ】(注)

(単位：円)

区 分	期首 利 積	当期増減		期末 利 積
		減	増	
圧縮積立金			① 4,550	4,550
圧縮積立金積立			② △7,000	△7,000
繰延税金負債			③ 2,450	2,450
納税充当金			1,050	1,050
繰越損益金			1,950	1,950
合 計			3,000	3,000

(注) 別表5(一)のⅠの記載

別表5(一)のⅠの記載は次のようになる。

- ① 会社計上積立額……剰余金の処分による会計上の積立額〈③欄〉
 ② ○○積立金積立……会計上の積立額＋繰延税金負債〈③欄〉
 ③ 繰延税金負債……他になければ、積立てにより生じた法人税等調整額〈③欄〉

テーマ47 税額計算の仕組み

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
47-1 別表一のフォーム		
■ 別表一のフォーム		☆☆☆

47- 1 別表一のフォーム

 ポイント整理

■ 別表一のフォーム

摘 要			金 額
所 得 金 額			(別表四最終値)円
同上の内訳	年 800万円相当額 (千円未満切捨)	①	
	年 800万円超過額 (千円未満切捨)	②	
税額の計算	① × 15%		イ
	② × 25.5%		ロ
	法 人 税 額		イ + ロ
試験研究費の特別控除額 エネルギーの特別控除額 特定機械装置等の特別控除額 雇用者数増加の特別控除額			《控 除》
差 引 法 人 税 額			
留 保 金	課 税 留 保 金 額		《加算》10～20%
	同 上 に 対 す る 税 額		
法 人 税 額 計			秘匿金は外書
控 除 所 得 税 額 控 除 外 国 税 額			《控 除》
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額			《控 除》
差 引 確 定 法 人 税 額			

~~~~~

# 1 別表一のフォーム

## (1) 税率の区分

普通法人に対する税率は、期末資本金の額によって次のように区分される。

| 法人区分           |       | 税率                   |       |
|----------------|-------|----------------------|-------|
| 期末資本金<br>1億円以下 | 中小法人  | 所得金額のうち              |       |
|                |       | 年800万円以下の金額（千円未満切捨）  | 15%   |
|                |       | 年800万円を超える金額（千円未満切捨） | 25.5% |
| 期末資本金1億円超      | 非中小法人 | 所得金額（千円未満切捨）         | 25.5% |
|                |       |                      |       |

### (注) 1 中小法人・非中小法人

期末資本金1億円以下の法人で、大法人（資本金5億円以上の法人等）による完全支配関係（100%の支配関係をいう。）があるもの等を非中小法人、それ以外を中小法人という。

## (2) 法人税額の特別控除額

産業政策や経済政策により租税特別措置法により設けられた税額控除制度である。

## (3) 特別税額

法人税における分離課税制度で、所得金額が赤字の場合であっても別途課税される。

なお、使途秘匿金課税及び留保金課税のほか、土地を譲渡した場合の土地重課制度もあるが、現在その適用は停止されている。

## (4) 控除税額

主に同一所得に対する二重課税を排除等するための税額控除制度であり、控除所得税及び控除外国税がある。

**留意点 別表一のフォーム**

別表一のフォームとして次のものも考えられる。

| 摘 要              |                         | 税率   | 金 額         |
|------------------|-------------------------|------|-------------|
| 所 得 金 額          |                         | %    | 10,000,000円 |
| 税<br>額<br>計<br>算 | ①年800万円相当額<br>8,000,000 | 15   | 1,200,000   |
|                  | ②年800万円超過額<br>2,000,000 | 25.5 | 510,000     |
|                  |                         |      |             |
| 法 人 税 額          |                         |      | 1,710,000   |
| ⋮                |                         |      | ⋮           |
| 差 引 法 人 税 額      |                         |      | ×××         |
|                  |                         |      |             |
| 法 人 税 額 計        |                         |      | ×××         |
| ⋮                |                         |      | ⋮           |

**留意点 特別控除額の記載順序**

特別控除額については、記載順序が決まっていないため、出題の順序で別表一に記載すればよい。

## テーマ 7 企業利益と課税所得

| 項 目 及 び 内 容         | 参照条文 | 重要度 |
|---------------------|------|-----|
| 7-3 資本金等の額及び利益積立金額  |      |     |
| 1 資本金等の額の性格         |      | ☆☆  |
| 2 利益積立金額の性格         |      | ☆☆  |
| 7-4 別表四と別表五(一)Ⅰの関係  |      |     |
| ■ 別表四と別表五(一)Ⅰの関係    |      | ☆☆☆ |
| 7-5 別表五(一)Ⅰの構造      |      |     |
| ■ 別表五(一)Ⅰの構造        |      | ☆☆☆ |
| 7-6 別表五(一)Ⅰの記載上のルール |      |     |
| ■ 別表五(一)Ⅰの記載上のルール   |      | ☆☆☆ |
| 7-7 別表五(一)Ⅱの構造      |      |     |
| ■ 別表五(一)Ⅱの構造        |      | ☆☆☆ |
| 7-8 企業利益と課税所得との関係   |      |     |
| 1 企業利益と課税所得との関係     |      | ☆☆☆ |
| 2 確定決算原則            |      | ☆☆  |
| 7-9 税務調整            |      |     |
| 1 税務調整の概要           |      | ☆☆  |
| 2 決算調整事項の例示         |      | ☆☆  |
| 3 申告調整事項の例示         |      | ☆☆  |
| 7-10 決算修正型出題形式      |      |     |
| ■ 決算修正型出題形式         |      | ☆☆  |

## 7-3 資本金等の額及び利益積立金額



### ポイント整理

#### 1 資本金等の額の性格

資本金等の額は、「法人が株主等から出資を受けた金額」である。資本金及び企業会計上の資本剰余金の合計額に相当する概念であり、実質的な資本を意味する。

資本金等の額の増減取引は、資本等取引として所得計算から除外される。

#### 2 利益積立金額の性格

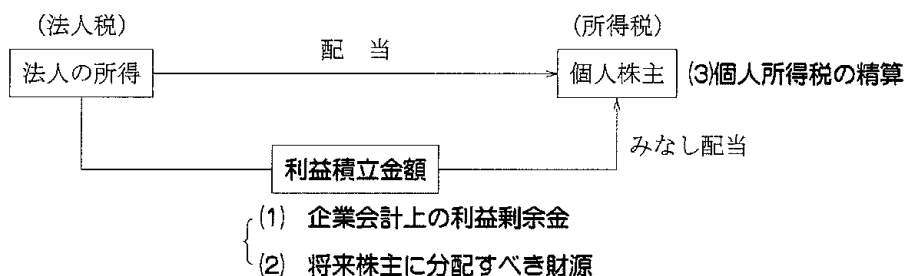
- (1) 企業会計上の利益剰余金に相当するものである。
- (2) 法人税課税後の留保所得で、未だ個人所得税の精算を受けていないものの累積額であり、将来株主に分配すべき財源である。
- (3) 利益積立金額が解散、減資等を通じて個人株主に分配された場合には、配当等とみなすことにより、個人所得税の精算を受けさせる。

剰余金の分配（利益積立金額の減少）は、資本等取引として所得計算から除外される。



## 1 利益積立金額の性格

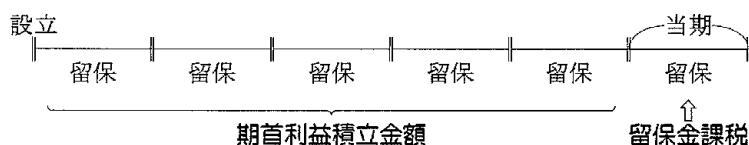
現在の我が国の法人税法は、法人は個人株主の集合体であるということを前提にしているため、法人の所得は配当等としていずれ個人株主に分配され、個人所得税の精算を受けると考えられている。したがって、法人税の性格は、個人所得税の前払いとして位置づけられる。



 **留意点** 利益積立金額の意義等

### (1) 留保金課税との関係

留保金課税が一事業年度のみを計算対象としているのに対し、「利益積立金額」は、法人の設立から現在までに留保した金額の累積額である。



(2) 未納法人税等（所得処分の性格）の取扱い

税法上、法人が納付すべき法人税等は所得のうちから支払われることが予定されており、納付すべき法人税等相当だけ留保額を減少させることになる。従って、未納法人税等は、納付義務が発生した段階で、利益積立金額の減少項目として別途控除される。

(3) 各事業年度の欠損金額

欠損金額はマイナスの利益積立金額であり、利益積立金額が法人の設立から現在までの累積計算であることとの関係から、設立以来の事業年度の留保金額と相殺することになる。

 **留意点** 資本金等の額と利益積立金額の差異

資本金等の額は税法上の資本取引にかかる剰余金であるのに対し、利益積立金額は税法上の損益取引にかかる剰余金である。両者の発生原因は大きく相違しており、基本的な性格の差異が課税上の取扱いの差異につながっている。

| 項 目  | 資 本 金 等 の 額      | 利 益 積 立 金 額              |
|------|------------------|--------------------------|
| 性 格  | 実質的な資本を意味する      | 法人税の課税関係が終了した留保所得の累積額である |
| 分 配  | 資本の払戻し等であり課税関係なし | みなし配当の課税関係が生ずる           |
| 関連項目 | 寄附金、みなし配当、資本等取引  | 留保金課税、みなし配当、資本等取引        |

## 7-4 別表四と別表5（一）Ⅰの関係



### ポイント整理

#### ■ 別表四と別表5（一）Ⅰの関係

【別表四】

| 区 分         | 総 額 | 処 分        |         |
|-------------|-----|------------|---------|
|             |     | 留 保        | 社 外 流 出 |
|             | ①   | ②          | ③       |
| 当 期 利 益 の 額 |     | 別表五(一)Ⅰに転記 |         |
| ：           |     |            |         |
| 所 得 金 額     |     |            |         |

【別表五（一）Ⅰ】

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |         |            |           |       |               |
|--------------------|---------|------------|-----------|-------|---------------|
| 区 分                |         | 期首現在利益積立金額 | 当 期 の 増 減 |       | 差引翌期首現在利益積立金額 |
|                    |         | ①          | 減         | 増     | ④             |
|                    |         |            | ②         | ③     |               |
|                    |         |            | 別表四②欄から転記 |       |               |
| 未人                 | 未納法人税等  | △          | △         | △当期の  | △             |
| 納税                 | 未納道府県民税 | △          | △         | △中間・確 | △             |
| 法等                 | 未納市町村民税 | △          | △         | △定申告分 | △             |
| 差 引 合 計 額          |         |            |           |       |               |

|             |   |       |   |       |   |               |
|-------------|---|-------|---|-------|---|---------------|
| 期首現在の利益積立金額 | － | 当期中の減 | ＋ | 当期中の増 | ＝ | 差引翌期首現在利益積立金額 |
|-------------|---|-------|---|-------|---|---------------|

「別表四 留保欄②の金額」及び「剰余金の処分による変動額」などを転記

# 1 別表四と別表五(一) I の関係

別表四は税務上の損益計算書として、別表五(一) I は税務上の貸借対照表の一部として位置づけられ、両者は **別表四の留保欄** を **別表五(一) I の当期中の増減欄** に転記される関係にある。

## 設 例

当期の売上高10,000円の計上もれが発覚し別表四において次のような税務調整を行った。  
売上高計上もれ10,000円 (加算・留保)

## 解 説

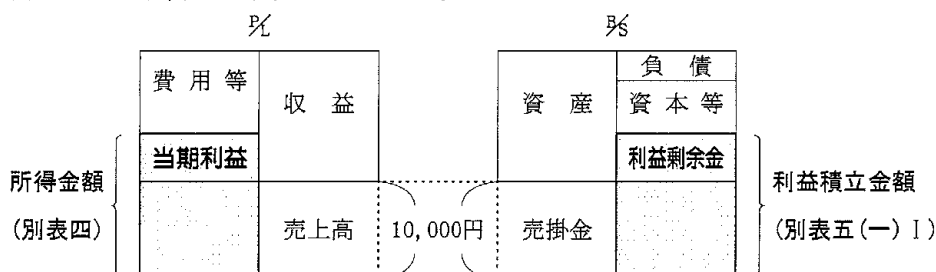
(1) 売上高計上もれ10,000円(加算・留保)の調整は、本来であれば次のような会計処理が行われるはずであったことを示している。

(借) 売掛金 10,000円 (貸) 売上高 10,000円

別表五(一) I に転記

別表四に転記

(2) これを図解すると、次のようになる。



(3) 上記のように、当期利益と所得金額には10,000円の差が生じているが、このことは同時に、利益剰余金と利益積立金額にも10,000円の差を生じさせている。

## 留意点 表四と別表五(一) I の調整

| 別表四の調整項目 | 別表五(一) I の調整              |
|----------|---------------------------|
| 加算・留保    | 利益剰余金より利益積立金額が大きいためプラス調整  |
| 減算・留保    | 利益剰余金より利益積立金額が小さいためマイナス調整 |
| 加算・社外流出  | 別表五(一) I において調整する必要はない    |
| 減算・課税外収入 |                           |

## 7-5 別表5 (一) I の構造



### ポイント整理

#### ■ 別表5 (一) I の構造

ヨコの構造 ……期首利益積立金額+当期の増減=期末利益積立金

①-②+③

タテの構造

……各事業年度の留保所得等の金額△未納法人税等

| 区 分       |         | 期 首 利 益<br>積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 |   | 差引翌期首<br>現在利 益<br>積 立 金 額 |
|-----------|---------|--------------------|-----------|---|---------------------------|
|           |         |                    | 減         | 増 |                           |
|           |         | ①                  | ②         | ③ | ④                         |
| 利 益 準 備 金 |         |                    |           |   |                           |
| 積 立 金     |         |                    |           |   |                           |
|           |         |                    |           |   |                           |
|           |         |                    |           |   |                           |
| 繰 越 損 益 金 |         |                    |           |   |                           |
| 納 税 充 当 金 |         |                    |           |   |                           |
| 未人        | 未納法人税等  | △                  | △         | △ | △                         |
| 納税        | 未納道府県民税 | △                  | △         | △ | △                         |
| 法等        | 未納市町村民税 | △                  | △         | △ | △                         |
| 差 引 合 計 額 |         |                    |           |   |                           |

利益剰余金

+

税務調整

△未納法人税等

期首残高

期中の増減状況

期末残高

利益剰余金  
+  
税務調整  
△未納法人税等

# 1 別表五(一)Ⅰの構造

## (1) 税務上の貸借対照表

企業利益と課税所得は、その計算原理が基本的に同一であるが、金額的には必ずしも一致しないため、その一致しない部分を調整する課税所得の計算表が別表四（所得の金額の計算に関する明細書）である。

この別表四は、「税務上の損益計算書」として位置づけられ、また、別表五(一)Ⅰ（利益積立金額の計算に関する明細書）は、「税務上の貸借対照表の一部」として位置づけられる。

| B/S             |           |         |
|-----------------|-----------|---------|
| 資 産             | 負 債       |         |
|                 | 資 本 金     | 資本金等の額  |
|                 | 資 本 準 備 金 |         |
|                 | 資 本 剰 余 金 |         |
|                 | 利 益 準 備 金 | 別表五(一)Ⅰ |
| 別 表 四<br>留保調整項目 | 利 益 剰 余 金 |         |
|                 |           |         |
|                 | 未納法人・住民税  |         |

## (2) 別表五(一)Ⅰの構造

別表四が企業利益を出発点に課税所得との差異を調整しているのと同様に、この別表五(一)Ⅰも会社の利益剰余金を出発点にし、「留保」関係の税務調整項目を調整して期末利益積立金額を求めることにしている。

### ① タテの構造

会社の利益準備金及び剰余金（利益剰余金）と利益積立金額の差異を調整する欄で、各事業年度の留保所得金額から未納法人税等を控除する形式になっている。

### ② ヨコの構造

期首現在額に当期の増減を調整して翌期繰越額を計算する欄で、期首から期末にかけての累積額の増減を示す形式になっている。

## 7-6 別表5 (一) I の記載上のルール



### ポイント整理

#### ■ 別表5 (一) I の記載上のルール

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 |                                     |                                                          |                                                                                                                      |                                                                                                                                |                                           |                            |
|--------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|
| 区 分                |                                     | 期 首 現 在                                                  |                                                                                                                      | 当 期 の 増 減                                                                                                                      |                                           | 差引翌期首現在<br>利益積立金額<br>①-②+③ |
|                    |                                     | 利益積立金額                                                   |                                                                                                                      | 減                                                                                                                              | 増                                         |                            |
|                    |                                     | ①                                                        | ②                                                                                                                    | ③                                                                                                                              | ④                                         |                            |
| 利 益 準 備 金<br>積 立 金 |                                     | 前<br>期<br>か<br>ら<br>繰<br>り<br>越<br>さ<br>れ<br>た<br>金<br>額 | 前<br>期<br>よ<br>り<br>繰<br>り<br>越<br>さ<br>れ<br>た<br>金<br>額<br>を<br>消<br>却<br>す<br>る<br>場<br>合<br>に<br>記<br>載<br>す<br>る | 当<br>期<br>に<br>新<br>た<br>に<br>発<br>生<br>し<br>た<br>及<br>び<br>繰<br>越<br>損<br>益<br>金<br>の<br>変<br>動<br>額<br>を<br>記<br>載<br>す<br>る | 次<br>期<br>に<br>繰<br>り<br>越<br>す<br>金<br>額 |                            |
|                    | 各事業年度の所得等の<br>金額のうち留保した項<br>目の科目を記載 |                                                          |                                                                                                                      | 留保分の増減額                                                                                                                        |                                           |                            |
| 繰 越 損 益 金          |                                     | 繰越利益剰余金<br>の前期末残高                                        | ①の金額を転記                                                                                                              | 繰越利益剰余金<br>の当期末残高                                                                                                              | ③の金額を転記                                   |                            |
| 納 税 充 当 金          |                                     | 前期繰越額                                                    | 期中取崩額                                                                                                                | 期末引当額                                                                                                                          | B/S 計上額                                   |                            |
| 未 人                | 未納法人税及び<br>未納復興特別法人税                | △ 期<br>首                                                 | △ ①と③のうち<br>実際納付分                                                                                                    | 中間 △<br>確定 △                                                                                                                   | △ 期<br>末                                  |                            |
|                    | 納税 未納道府県民税                          | △ 未<br>納                                                 | △                                                                                                                    | 中間 △<br>確定 △                                                                                                                   | △ 未<br>納                                  |                            |
| 法等                 | 未納市町村民税                             | △ 額                                                      | △                                                                                                                    | 中間 △<br>確定 △                                                                                                                   | △ 額                                       |                            |
| 差 引 合 計 額          |                                     |                                                          |                                                                                                                      |                                                                                                                                |                                           |                            |

## 1 別表五(一)Ⅰの記載上のルール

## (1) 期首現在利益積立金額 (①欄)

①欄に記載されている金額には、前期以前に生じた繰越償却超過額や繰入超過額などが示されているため、別表五(一)Ⅰが答案用紙に付されている場合において、問題文中に繰越償却超過額や繰入超過額などのコメントがないときでも、それらの超過額を、自ら別表五(一)Ⅰ①欄から判断し、読み取ることになる。答案用紙の別表五(一)Ⅰ①欄も問題文の一部として捉えなければならないのである。

## (2) 当期の増減 (②③欄)

別表四の留保欄 (②欄) の金額が転記されるが、必ずしも「加算・留保」が「当期中の増減の増 (③欄)」に、「減算・留保」が「当期中の増減の減 (②欄)」に記載されるとは限らない。

イ 当期に新たに発生した加算・留保及び減算・留保ならびに利益剰余金の変動額を記載する場合

- i) 加算・留保  
「当期中の増減の増 (③欄)」に発生額を記載する。
- ii) 減算・留保  
「当期中の増減の増 (③欄)」に△印を付して記載する (これは、マイナスの利益積立金額を意味する。)

ロ 前期に発生した加算・留保及び減算・留保を消却する場合

- i) 加算・留保を消却する場合 (①欄に金額が記載されている。)  
「当期中の増減の減 (②欄)」に消却額を記載する。
- ii) 減算・留保を消却する場合 (①欄に△印の金額が記載されている。)  
「当期中の増減の減 (②欄)」に△印を付して記載する。これは、「減の減少」を意味する。

【別表五(一)Ⅰ】

(単位:円)

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |                    |           |     |                    |
|--------------------|--------------------|-----------|-----|--------------------|
| 区 分                | 期 首 利 益<br>積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 |     | 期 末 利 益<br>積 立 金 額 |
|                    |                    | 減         | 増   |                    |
|                    | ①                  | ②         | ③   | ④                  |
| 一括貸倒引当金            | 100                | 100       | 200 | 200                |

↑

↑

【別表四】

一括貸倒引当金繰入超過額  
認容 100円 (減・留)

一括貸倒引当金繰入超過額 200円 (加・留)

ハ 利益剰余金の変動額を記載する場合

【株主資本等変動計算書の一部】

(単位：千円)

別表五

①欄⇒

②欄  
又は  
③欄

④欄⇒

| 区 分               | 株 主 資 本 |            |                   |            |                   |               |                   |
|-------------------|---------|------------|-------------------|------------|-------------------|---------------|-------------------|
|                   | 資本金     | 資本剰余金      |                   | 利益剰余金      |                   |               |                   |
|                   |         | 資 本<br>準備金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金          |               | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |
|                   |         |            |                   |            | 特 別<br>償 却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |                   |
| 当期首残高             | 250,000 | 30,000     | 30,000            | 20,000     | 0                 | 300,000       | 320,000           |
| 当期変動額             |         |            |                   |            |                   |               |                   |
| 剰余金の配当            |         |            |                   | 5,000      |                   | △55,000       | △50,000           |
| 特 別 償 却<br>準備金の積立 |         |            |                   |            | 3,000             | △ 3,000       | —                 |
| 当期純利益             |         |            |                   |            |                   | 110,000       | 110,000           |
| 当期変動額合計           |         |            |                   | 5,000      | 3,000             | 52,000        | 60,000            |
| 当期末残高             | 250,000 | 30,000     | 30,000            | 25,000     | 3,000             | 352,000       | 380,000           |

別表四

↑

例 外

最上段…別表五①②欄

最下段…別表五③④欄



【別表四】

(単位：円)

| 区 分               | 総 額         | 処 分        |            |
|-------------------|-------------|------------|------------|
|                   |             | 留 保        | 社 外 流 出    |
|                   | ①           | ②          | ③          |
| 当 期 利 益 の 額       | 110,000,000 | 60,000,000 | 50,000,000 |
| 減 特別償却準備金<br>算 積立 | 3,000,000   | 3,000,000  |            |
| 所 得 金 額           |             |            |            |

【別表五(一)Ⅰ】

(単位：円)

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |              |             |             |              |
|--------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 区 分                | 期首利益<br>積立金額 | 当 期 の 増 減   |             | 期末利益<br>積立金額 |
|                    |              | 減           | 増           |              |
|                    | ①            | ②           | ③           | ④            |
| 利 益 準 備 金          | 20,000,000   |             | 5,000,000   | 25,000,000   |
| 特 別 償 却 準 備 金      |              |             | 3,000,000   | 3,000,000    |
| 特別償却準備金積立          |              |             | △3,000,000  | △3,000,000   |
| ⋮                  |              |             |             |              |
| 繰 越 損 益 金          | 300,000,000  | 300,000,000 | 352,000,000 | 352,000,000  |
| 納 税 充 当 金          |              |             |             |              |

例外

### (3) 未納法人税等

別表五(一)Ⅰの28欄から30欄までは1欄から27欄までとは記載上のルールが異なり、「未納法人税等」として金額の前に△印を付す形式で表現されている。

- ①欄……当期首現在の未納法人税及び復興特別法人税、未納住民税の額を記載する。基本的には前期確定申告分の税額が記載されるが、それ以前の未納額があればそれを含めて記載することになる。
- ②欄……当期中に納付した法人税及び復興特別法人税の額、住民税の額（①欄の金額と③欄の金額の合計額のうち完納した金額）を記載する。これは、未納税額の減少（「減の減少」）を意味する。
- ③欄……当期に発生した中間及び確定申告分の法人税及び復興特別法人税の額、住民税の額並びに住民税利子割額を記載する（納税義務の発生）。
- ④欄……当期末現在の未納法人税及び復興特別法人税の額、未納住民税の額を記載する。なお、前期確定申告分と当期中間申告分を完納していれば、当期確定申告分だけが残ることになる。

【別表五(一)Ⅰ】

(単位:円)

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |                |           |                |            |            |
|--------------------|----------------|-----------|----------------|------------|------------|
| 区 分                | 期首利益           | 当 期 の 増 減 |                | 期末利益       |            |
|                    | 積立金額           | 減         | 増              | 積立金額       |            |
|                    | ①              | ②         | ③              | ④          |            |
| 納 税 充 当 金          | 600            | 600       | 700            | 700        |            |
|                    | ↑<br>前期繰入額 600 |           | ↑<br>当期繰入額 700 |            |            |
|                    | 前期確定分→         | 納付分       | ←当期中間分         | 当期確定分      |            |
| 未納法人税及び未納復興特別法人税   | △ 300          | △ 500     | 中間             | △ 200      | △ 400      |
|                    |                |           | 確定             | △ 400      |            |
| 未 納 住 民 税          | △ 100          | △ 220     | 中間             | △ 120      | △ 200      |
|                    |                |           | 確定             | △ 200      |            |
|                    | ↑<br>前期確定分     | ↑<br>納付分  | ↑<br>当期中間分     | ↑<br>当期確定分 | ↑<br>当期確定分 |
|                    |                | 当期利子割     |                |            |            |



#### 留意点 復興特別法人税

復興特別法人税は、復興財源確保法により、東日本大震災からの復興を図る目的で平成24年4月1日以後に開始する事業年度の法人税の額に対して3年間10%の税率で課税される。



### 留意点 法人税及び住民税の還付税金の別表四と別表五(一)Ⅰの調整

翌期に還付予定の法人税及び住民税の還付税金は、当期申告時の別表五(一)Ⅰ・繰越損益金の前段(③欄)に「未収還付法人税等」として記載するが、別表四上の処理はない。

なお、その後、翌期に還付時において法人税の還付金の益金不算入制度の適用を受ける。この場合、別表四上「減算・留保」され、別表五(一)Ⅰ上「未収還付法人税等」が解消される。



### 設 例

当期に納付した中間申告分のうち法人税額16,000円、住民税3,200円及び事業税5,300円の還付申告を行うこととし、未収還付税金24,500円を収益に計上した。

翌期において、当該金額が還付されるとともに、未収還付法人税等24,500円を取崩した。



### 解 説

(1) 中間申告分のほか、当期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 未収還付税金否認 24,500円(減・留)

② 別表五(一)Ⅰの処理

(単位:円)

| 区 分              | ① | ② | ③              | ④       |
|------------------|---|---|----------------|---------|
| 未 収 還 付 税 金      |   |   | △24,500        | △24,500 |
| 未収還付法人税          |   |   | 16,000         | 16,000  |
| 未収還付住民税          |   |   | 3,200          | 3,200   |
| 繰 越 損 益 金        |   |   |                |         |
| 納 税 充 当 金        |   |   | 0              | 0       |
| 未納法人税及び未納復興特別法人税 | △ | △ | 中間 △<br>確定 △ 0 | △ 0     |
| 未 納 住 民 税        | △ | △ | 中間 △<br>確定 △ 0 | △ 0     |

表裏

(2) 翌期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 前期未収還付税金認容 24,500円(加・留)

法人税の還付金 16,000円(減・留)

住民税の還付金 3,200円(減・留)

② 別表五(一)Ⅰの処理

(単位:円)

| 区 分              | ①       | ②       | ③            | ④ |
|------------------|---------|---------|--------------|---|
| 未 収 還 付 税 金      | △24,500 | △24,500 |              |   |
| 未収還付法人税          | 16,000  | 16,000  |              |   |
| 未収還付住民税          | 3,200   | 3,200   |              |   |
| 繰 越 損 益 金        |         |         |              |   |
| 納 税 充 当 金        | 0       | 0       |              |   |
| 未納法人税及び未納復興特別法人税 | △ 0     | △       | 中間 △<br>確定 △ | △ |
| 未 納 住 民 税        | △ 0     | △       | 中間 △<br>確定 △ | △ |



### 留意点 納税充当金と別表五(一)Ⅰの調整

別表四で調整する納税充当金支出事業税(事業税を納付した際に取り崩す納税充当金)は、そのまま別表五(一)Ⅰに転記しないため、受験上及び実務上、別表四と別表五(一)Ⅰの関係がわかりづらくなっている。



### 設 例

(1) 納税充当金の増減の状況は、次のとおりである。

| 区 分 | 期首現在額  | 当期減少額  | 期末引当額    | 期末現在額    |
|-----|--------|--------|----------|----------|
| 法人税 | 21,300 | 21,300 | } 48,400 | } 48,400 |
| 住民税 | 4,100  | 4,100  |          |          |
| 事業税 | 6,800  | 6,800  |          |          |
| 合 計 | 32,200 | 32,200 | 48,400   | 48,400   |

(注) 上記法人税には復興特別法人税を、事業税には地方法人特別税を含む。

(2) (1)のほか、当期において損金経理をした租税公課の額には、次のものがある。

- ① 当期中間申告分の租税公課(法人税 15,300、住民税 3,100、事業税 4,200)
- ② 特別徴収された住民税利子割 300

(3) 当期確定申告による納付額は、法人税28,500及び復興特別法人税4,300、住民税6,200、事業税9,400である。



### 解 説

#### 【別表五(一)のⅠ】

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |                      |          |           |        |          |
|--------------------|----------------------|----------|-----------|--------|----------|
| 区 分                |                      | 期 首 利 益  | 当 期 の 増 減 |        | 期 末 利 益  |
|                    |                      | 積 立 金 額  | 減         | 増      | 積 立 金 額  |
|                    |                      | ①        | ②         | ③      | ④        |
| 納 税 充 当 金          |                      | 32,200   | 32,200    | 48,400 | 48,400   |
| 未納法人税等             | 未納法人税及び<br>未納復興特別法人税 | △ 21,300 | △ 36,600  | 中間     | △ 32,800 |
|                    |                      |          |           | 確定     |          |
|                    | 未納住民税<br>(利子割を含む)    | △ 4,100  | △ 7,500   | 中間     | △ 6,200  |
|                    |                      |          |           | 確定     |          |

※ 28,500 + 4,300 = 32,800

$$32,200 - 21,300 - 4,100 = 6,800$$

↑  
納税充当金  
支出事業税等  
(減・留)

| 32,200 (充当金)      |                 |
|-------------------|-----------------|
| △21,300<br>(前期確定) | △15,300<br>(中間) |
| △ 4,100<br>(前期確定) | △ 3,100<br>(中間) |
|                   | △ 300<br>(利子割)  |

⇐ 損金経理法人税等  
(加・留)

⇐ 損金経理住民税  
(加・留)

⇐ 損金経理住民税利子割額  
(加・留)


**留意点 圧縮積立金・特別償却準備金と別表五(一)Ⅰの関係**

圧縮積立金及び特別償却準備金の別表五(一)Ⅰへの記載方法は、次のようになる。

**(1) 圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て**

当期において剰余金の処分により〇〇圧縮積立金を5,000(限度額は4,000)積み立てた場合

**【別表四】**

(単位:円)

| 区 分               |              | 金 額   |
|-------------------|--------------|-------|
| 会 社 計 上 当 期 純 利 益 |              | ×××   |
| 加 算               | 〇〇圧縮積立金積立超過額 | 1,000 |
| 減 算               | 〇〇圧縮積立金積立    | 5,000 |

 $= 5,000 - 4,000 \Rightarrow$  ③欄

 $\Rightarrow$  ③欄

**【別表五(一)Ⅰ】**

(単位:円)

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 |              |           |        |              |
|--------------------|--------------|-----------|--------|--------------|
| 区 分                | 期首利益<br>積立金額 | 当 期 の 増 減 |        | 期末利益<br>積立金額 |
|                    |              | 減         | 増      |              |
|                    | ①            | ②         | ③      | ④            |
| 〇〇圧縮積立金            |              |           | 5,000  | 5,000        |
| 〇〇圧縮積立金積立          |              |           | △5,000 | △5,000       |
| 〇〇圧縮積立金積立超過額       |              |           | 1,000  | 1,000        |

**① 利益剰余金の額の変動に関する転記**

剰余金の処分による「〇〇圧縮積立金 5,000」の積立ては、別表五(一)Ⅰ③欄に「〇〇圧縮積立金」として記載する。

**② 別表四・減算欄の転記**

別表四において減算した「〇〇圧縮積立金積立 5,000」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一)Ⅰ③欄に「〇〇圧縮積立金積立」として△印を付して記載する。

**③ 別表四・加算欄の転記**

別表四において加算した「〇〇圧縮積立金積立超過額 1,000」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一)Ⅰ③欄に「〇〇圧縮積立金積立超過額」として記載する。

なお、①から③までにおいて記載された金額は、いずれも別表五(一)Ⅰ④欄に記載され、翌期の別表五(一)Ⅰ①欄に繰り越されることになる。

(2) 特別償却準備金の取崩し

当期において剰余金の処分により特別償却準備金 400を取崩した場合

要取崩額 300、特別償却準備金積立額 2,800 (うち積立超過額 700)

【別表四】

(単位:円)

| 区 分               |                   | 金 額 |
|-------------------|-------------------|-----|
| 会 社 計 上 当 期 純 利 益 |                   | ××× |
| 加<br>算            | 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 | 400 |
| 減<br>算            | 特別償却準備金積立超過額認容    | 100 |

⇒ ②欄

$$= 300 - 400 = \triangle 100 < 700$$

∴ 100 ⇒ ②欄

【別表五(一) I】

(単位:円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 |                    |           |   |                    |
|--------------------|--------------------|-----------|---|--------------------|
| 区 分                | 期 首 利 益<br>積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 |   | 期 末 利 益<br>積 立 金 額 |
|                    |                    | 減         | 増 |                    |
|                    | ①                  | ②         | ③ | ④                  |
| 特 別 償 却 準 備 金      | 2,800              | 400       |   | 2,400              |
| 特別償却準備金取崩          | △2,800             | △ 400     |   | △2,400             |
| 特別償却準備金積立超過額       | 700                | 100       |   | 600                |

① 利益剰余金の額の変動に関する転記

剰余金の処分による「特別償却準備金400」の取崩しは、別表五(一) I 「特別償却準備金」の②欄に記載し、減少させる。

② 別表四・加算欄の転記

別表四において加算した「特別償却準備金取崩400」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金取崩」の②欄に△印を付して記載し、減少させる。

③ 別表四・減算欄の転記

別表四において減算した「特別償却準備金積立超過額認容100」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金積立超過額」の②欄に記載し、減少させる。

なお、①から③までにおいて記載された金額の残額は、いずれも別表五(一) I ④欄に記載され、翌期の別表五(一) I ①欄に繰り越されることになる。



### 留意点 税効果会計の別表五(一)Ⅰの調整

損益計算書に記載される法人税等調整額は、別表四において（加算・留保又は減算・留保）として調整を行うのであるが、この法人税等調整額は、繰延税金資産及び繰延税金負債の差額であるので、別表五(一)Ⅰには、繰延税金資産及び繰延税金負債の科目で記載する。



### 設 例

当社は、税効果会計を適用しており、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の異動状況は、次のとおりである。当社はこれらの差額である法人税等調整額96,250円を法人税・住民税及び事業税から控除している。

| 区 分    | 期首現在額    | 当期減少額    | 当期増加額    | 期末現在額    |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 繰延税金資産 | 735,000円 | 630,000円 | 752,500円 | 857,500円 |
| 繰延税金負債 | 166,250円 | 52,500円  | 78,750円  | 192,500円 |



### 解 説

(1) 当期利益の計算上加算されている法人税等調整額は別表四で減算する。

(2) 会計上の処理

|         |          |   |         |          |
|---------|----------|---|---------|----------|
| 繰延税金資産  | 752,500円 | ／ | 法人税等調整額 | 752,500円 |
| 法人税等調整額 | 630,000円 | ／ | 繰延税金資産  | 630,000円 |
| 法人税等調整額 | 78,750円  | ／ | 繰延税金負債  | 78,750円  |
| 繰延税金負債  | 52,500円  | ／ | 法人税等調整額 | 52,500円  |

(3) 税務調整

① 別表四の処理

法人税等調整額 96,250円（減・留）

② 別表五(一)Ⅰの処理

（単位：円）

| 区 分    | ①         | ②         | ③         | ④         |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | △ 735,000 | △ 630,000 | △ 752,500 | △ 857,500 |
| 繰延税金負債 | 166,250   | 52,500    | 78,750    | 192,500   |

# 7-7 別表五（一）Ⅱの構造

## ポイント整理

### ■ 別表五（一）Ⅱの構造

| Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書 |                |           |   |                                       |
|--------------------|----------------|-----------|---|---------------------------------------|
| 区 分                | 期首現在資<br>本金等の額 | 当 期 の 増 減 |   | 差 引 翌 期 首 現 在<br>資 本 金 等 の 額<br>①-②+③ |
|                    |                | 減         | 増 |                                       |
|                    | ①              | ②         | ③ | ④                                     |
| 資 本 金 又 は 出 資 金    |                |           |   |                                       |
| 資 本 準 備 金          |                |           |   |                                       |
|                    |                |           |   |                                       |
| 差 引 合 計 額          |                |           |   |                                       |

⇒ 期末資本金等の額

~~~~~


1 別表五(一)Ⅱの記載上のルール

(1) 期首現在資本金等の額

前期の別表五(一)Ⅱの「差引翌期首現在資本金等の額(④欄)」の項目とその金額を転記する。

(2) 当期中の増減

当期中の資本金等の額の増減を記載する。例えば、増資によって資本金等の額が増加した場合には③欄に、資本の払戻しによって資本金等の額が減少した場合には②欄に記載し、この結果④欄に期末資本金等の額が記載される。

この④欄に記載されている金額は、寄附金の損金不算入額等で期末資本金等の額の資料として使用する可能性があるため注意が必要である。

 設 例

当期に増資を行い、次の処理を行っている。

現 金 15,000円 / 資 本 金 10,000円
資本準備金 5,000円

 解 説

- (1) 当期に増加した金額を③欄に記載し、合計額を④欄に記載する。
- (2) 期末資本金等の額165,000円が「寄附金の損金不算入額」等の資料の一つとなる可能性があるので注意すること。

【別表五(一)Ⅱ】

(単位:円)

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資 本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金	100,000		10,000	110,000
資 本 準 備 金	50,000		5,000	55,000
差 引 合 計 額	150,000		15,000	165,000

(3) 株主資本等変動計算書と別表五(一)Ⅱ

【株主資本等変動計算書の一部】

(単位：千円)

別表五

①欄⇒

②欄
又は
③欄

④欄⇒

区 分	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 準備金	利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金 特 別 償 却 準備金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	250,000	30,000	30,000	20,000	0	300,000	320,000
当期変動額							
剰余金の配当				5,000		△55,000	△50,000
特 別 償 却 準備金の積立					3,000	△ 3,000	——
当期純利益						110,000	110,000
当期変動額合計				5,000	3,000	52,000	60,000
当期末残高	250,000	30,000	30,000	25,000	3,000	352,000	380,000

【別表五(一)Ⅱ】

(単位：円)

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資 本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金	250,000,000			250,000,000
資 本 準 備 金	30,000,000			30,000,000
⋮				
差 引 合 計 額	280,000,000			280,000,000

<メ モ>

7-8 企業利益と課税所得との関係

 ポイント整理

1 企業利益と課税所得との関係

原 則 的 な 関 係
企業利益の計算原理と法人税の課税所得の計算原理は基本的に一致している 法人税の確定申告は、法人の確定した決算に基づいて行われる

差 異 の 生 ず る 原 因 ⇨ 目 的 の 違 い
(1) 企業利益の計算目的 適正な期間損益計算に基づき、企業の経営成績及び財政状態等を把握すること。
(2) 課税所得の計算目的 税負担の公平を図り、担税力に応じた課税所得を算定すること。

2 確定決算原則

確 定 決 算 原 則 の 意 義
確定決算に基づいて確定申告（企業利益→税務調整→課税所得）

採 用 さ れ る 理 由
(1) 計算の簡便性、税法の簡素化
(2) 取引事実の確定性

~~~~~

## 1 企業利益と課税所得との関係

### (1) 原則的な関係

課税所得の計算の基礎となる収益の額及び費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。

### (2) 差異の生ずる原因

具体的に、次のような差異がある。

- (1) 企業体概念の相違に基づく資本概念の相違
- (2) 損益の帰属時期の相違
- (3) 保守主義の原則及び重要性の原則の受入れ方の相違
- (4) 実質課税の原則の適用
- (5) 課税目的、課税技術上の考慮
- (6) 損益の通算
- (7) 政策目的の導入

## 2 確定決算原則

### (1) 確定決算原則の意義

確定した決算とは、株主総会等の承認を受けた決算をいう。

### (2) 実定法上の規定

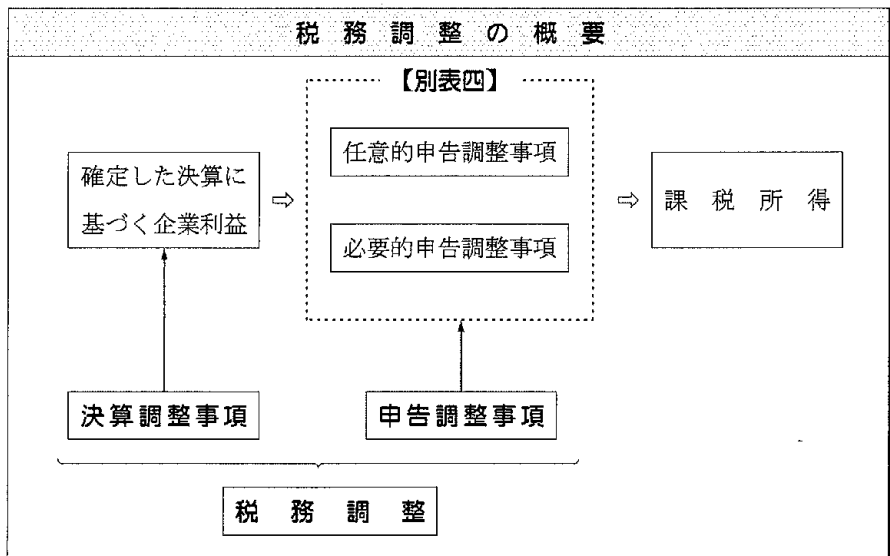
- ① 公正妥当な会計処理の基準
- ② 確定決算に基づく確定申告
- ③ 決算調整事項

## 7-9 税務調整

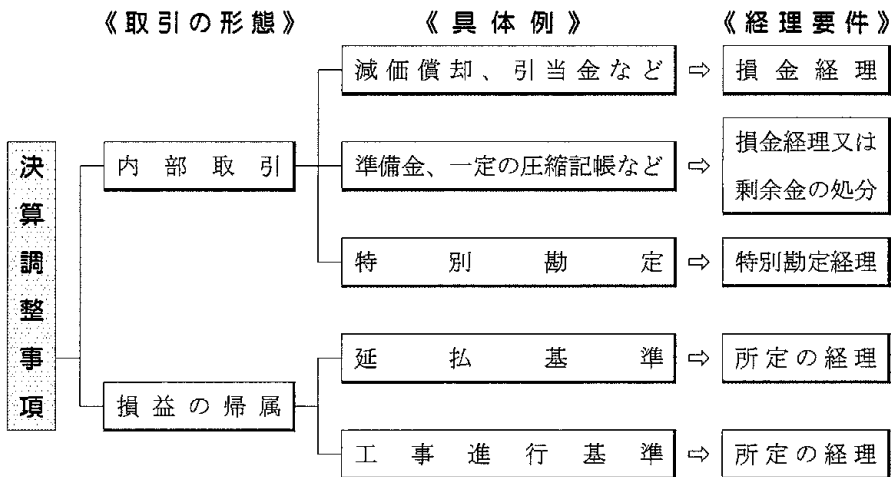


### ポイント整理

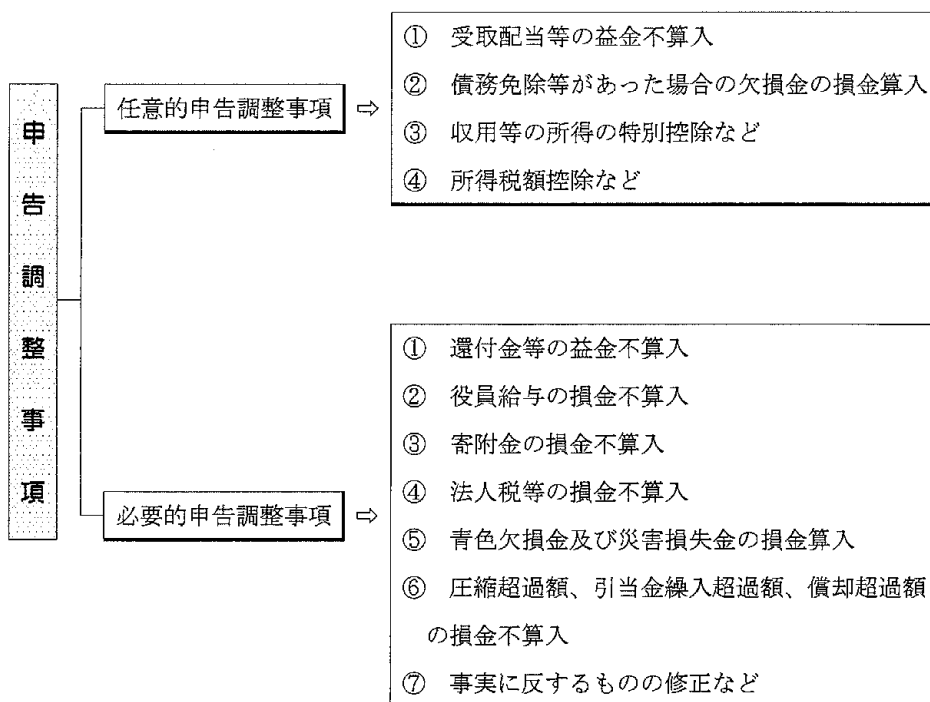
#### 1 税務調整の概要



#### 2 決算調整事項の例示



### ③ 申告調整事項の例示



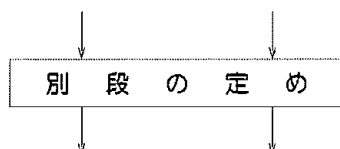
~~~~~

1 税務調整の概要

企業利益と課税所得は金額的に一致すべきものであるが、その目的の等の違い等から、実際には一致しない。

その現実のズレとなる部分として、法人税法で別段の定め規定が挙げられる。

$$\text{企業利益} = \text{収益の額} - \text{費用等の額}$$



$$\text{課税所得} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

法人税は、法人の確定した決算に基づく企業利益を出発点として、これに所定の調整を加えて誘導的に課税所得を算出する。

この調整を「税務調整」と呼び、法人の確定した決算そのものに働く「決算調整事項」と確定決算から課税所得を誘導する過程で働く「申告調整事項」とに区分される。

2 決算調整事項

法人が決算に織り込むかどうかは任意であるが、その適用を受けるためには法人が確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算における法人の意思表示を申告書において変更することができないものである。

3 申告調整事項

法人が決算において処理することは要しないが、確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書において修正する手続きを申告調整といい、その性質上、「任意的申告調整事項」と「必要的申告調整事項」に区分される。

(1) 任意的申告調整事項

法人の確定した決算における処理は必要としないが、適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項であり、法人が申告書において調整を行った場合には、適用を受けることが認められ、調整を行わない場合には適用されない。

したがって、この場合には、申告調整するかどうかの判断は、申告の際における法人の意思に委ねられており、仮に、法人が申告書において調整を行わない場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、税務官庁は進んで適用することはせず、そのままにしておくことになる。

(2) 必要的申告調整事項

法人の意思にかかわらず申告書において必ず調整しなければならない事項であり、法人が調整を行わない場合には、税務官庁が進んで調整を行い、更正、決定等の行政処分を受ける。

なお、この必要的申告調整事項に該当するのは、法人税において設けられている各種の益金算入、損金不算入等に属するものや企業の利益が事実と反する場合など一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っていないものが挙げられる。

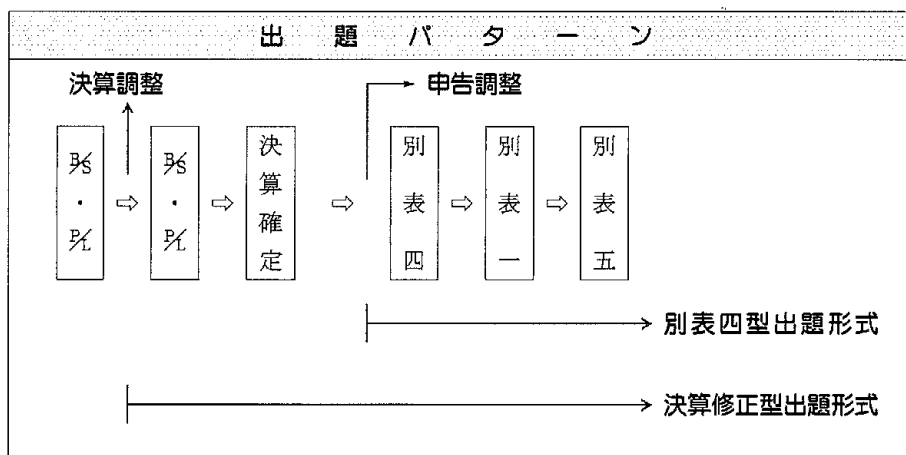
<メ モ>

7-10 決算修正型出題形式



ポイント整理

■ 決算修正型出題形式



1 決算修正型出題形式

決算修正型の問題では、通常の総合計算問題（別表四型）において資料として与えられていた貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書が確定していないため、自ら「会社計上当期純利益」などを確定しなければならない。

そこで、重要となるのが「決算調整事項」と「申告調整事項」を区分することである。



留意点 決算調整事項

決算調整事項は、仕訳を行うことができる事項であり、「申告調整事項」とは、仕訳を行うことができず、別表四でしか調整することができない事項をいう。



設 例

当社の当期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）決算は未だ確定しておらず、決算上処理できるものについてはすべて決算上で処理することとする。なお、指示がないものについては税法上の限度額を計上する。

- (1) 建物の減価償却費を150,000円計上しているが、当期の償却限度額は120,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却については未処理であるが、当期における償却限度額は200,000円である。しかし、前期に生じた繰越償却超過額が30,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する。
- (3) 貸倒引当金については未処理であるが、当期の繰入限度額は100,000円、前期の繰入額は80,000円（うち30,000円は繰入超過額）である。



解 説

(1)【決算上の処理】

(借) 建 物 30,000円 (貸) 減 価 償 却 費 30,000円
 (又は建物減価償却累計額) ※ 150,000円－120,000円＝30,000円

- (2) 「翌期に繰り越す償却超過額がないようにする。」というコメントは、「前期の繰越償却超過額を認容減算する。」という意味である。したがって、決算上は繰越償却超過額（認容額）相当額の償却不足額を生ずるように減価償却費を計上し、別表四において繰越償却超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借) 減 価 償 却 費 170,000円 (貸) 機 械 装 置 170,000円
 ※ 200,000円－30,000円＝170,000円

【別表四の処理】 機械装置減価償却超過額認容 30,000円(減・留)

- (3) 洗替性の引当金の処理はすべて同様であり、繰入限度額までの当期の繰入れ及び前期の繰入額の戻入れと別表四での繰入超過額の認容減算を行う。なお、洗替性の引当金の場合には、前期の繰入超過額が残留することは適当でないため、問題文にコメントがない場合であっても、前期繰入額の全額を戻入れ、繰入超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借) 貸 倒 引 当 金 繰 入 100,000円 (貸) 貸 倒 引 当 金 100,000円
 (借) 貸 倒 引 当 金 80,000円 (貸) 貸 倒 引 当 金 戻 入 80,000円

【別表四の処理】 貸倒引当金繰入超過額認容 30,000円(減・留)

設 例

当社は設立以来毎期連続して青色申告書を提出している内国普通法人であり、当期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）においても青色申告書を提出する予定である。

なお、当社の決算は未だ確定していない。

当社が当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。当社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

- (1) 建物（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額47,900,000円、法定耐用年数24年、定額法により毎期償却を行い、償却超過額はない。）は、平成23年4月10日に取得し、事業の用に供したものであり、当社は当期において1,500,000円の減価償却費を計上している。
- (2) 機械装置（取得価額9,000,000円、期首帳簿価額2,400,000円、法定耐用年数10年、旧定率法により毎期償却を行い、償却超過額はない。）については当期において1,000,000円減価償却費を計上している。
- (3) 器具備品（取得価額4,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数10年、定率法により毎期償却を行い、償却超過額が125,000円ある。）は、当期において減価償却費を計上していない。なお、翌期に繰り越す償却超過額がないようすること。

(4) 償却率

定額法	24年	(0.042)		
定率法	10年	(0.250)	改定償却率 (0.334)	保証率 (0.04448)
旧定率法	10年	(0.206)		

解 説

(1) 建物

① 償却限度額

$$50,000,000 \times 0.042 = 2,100,000$$

② 償却不足額

$$1,500,000 - 2,100,000 = \triangle 600,000 \rightarrow \text{損益計算書で償却費の追加計上}$$

(2) 機械装置

① 償却限度額

$$2,400,000 \times 0.206 = 494,400$$

② 償却超過額

$$1,000,000 \text{円} - 494,400 \text{円} = 505,600 \text{円} \rightarrow \text{別表 4 で加算}$$

(3) 器具備品

① 償却限度額

$$\text{イ } (2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$$

$$\text{ロ } 4,000,000 \times 0.04448 = 177,920$$

$$\text{ハ } \text{イ} \geq \text{ロ} \quad \therefore 656,250$$

② 当期償却額

$$0 - (656,250 - 125,000) = \triangle 531,250 \rightarrow \text{損益計算書で償却費の追加計上}$$

③ 器具備品減価償却超過額認容125,000円→別表 4 で減算

質疑応答事例

出典：国税庁HP

平成24年7月1日現在

〈短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合の税務上の取扱い〉

【照会要旨】

法人（年1回7月決算）が、20X1年7月20日に損害保険契約（保険期間：20X1年7月20日～20X2年7月19日）を締結し、保険料5,000千円を10回の分割払とし、契約日に第1回分として500千円を支払った場合に、当該契約日の属する事業年度において、保険料の全額（5,000千円）を損金に計上できますか。

【回答要旨】

保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。

なお、当該事業年度に支払った第1回分の保険料500千円については、継続適用を要件として次の方法のうちいずれかを採用できます。

① （借方）保険料 164,383円 （貸方）現金預金 500,000円
前払費用 335,617円

$$5,000,000円 \times \frac{12日（20X1年7月20日～31日の日数）}{365日} = 164,383円$$

② （借方）保険料 500,000円 （貸方）現金預金 500,000円
（理由）

- ① 損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということではなく、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられること。
- ② 法人税基本通達2-2-14（（短期の前払費用））は、当該事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、当該事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないこと（したがって、未払の4,500千円を損金の額に算入することはできません。）。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-12、2-2-14

・債務の確定の判定（法人税基本通達2-2-12）

法第22条第3項第2号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

・短期の前払費用（法人税基本通達2-2-14）

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。）の額は当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

（注）例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

〈短期前払費用の取扱いについて〉

【照会要旨】

当事者間の契約により、年1回3月決算の法人が次のような支払を継続的に行うこととしているものについては、法人税基本通達2-2-14(〈短期の前払費用〉)を適用し、その支払額の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、次の事例1から5までの賃貸借取引は、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引には該当しません。

事例1：期間40年の土地賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の地代月額1,000,000円を支払う。

事例2：期間20年の土地賃借に係る賃料について、毎年、地代年額（4月から翌年3月）241,620円を3月末に前払により支払う。

事例3：期間2年（延長可能）のオフィスビルフロアの賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の家賃月額611,417円を支払う。

事例4：期間4年のシステム装置のリース料について、12ヶ月分（4月から翌年3月）379,425円を3月下旬に支払う。

事例5：期間10年の建物賃借に係る賃料について、毎年、家賃年額（4月から翌年3月）1,000,000円を2月に前払により支払う。

【回答要旨】

- ・事例1から事例4までについては、照会意見のとおりで差し支えありません。
- ・事例5については、法人税基本通達2-2-14の適用が認められません。

(理由)

(1) 本通達の趣旨について

本通達は、1年以内の短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で損金算入を認めるというものであり、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を税務上も認めるというものです。

(2) 照会に対する考え方について

事例1から事例4までについては、基本的には、これを認めることが相当と考えられますが、一方では、利益が出たから今期だけまとめて1年分支払うというような利益操作のための支出や収益との対応期間のズレを放置すると課税上の弊害が生ずると認められるものについては、これを排除していく必要があります。

このため、継続的な支払を前提条件とすることや収入との直接的な見合関係にある費用については本通達の適用対象外とするということは、従来と同様、当然に本通達の適用に当たって必要とされるのですが、これに加え、役務の受入れの開始前にその対価の支払が行われ、その支払時から1年を超える期間を対価支払の対象期間とするようなものは、何らかの歯止めを置いた上で本通達の適用を認めることが相当と考えられます。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-14

〈復興特別法人税の期限後申告に係る加算税の取扱い〉

【照会要旨】

当社（3月決算）は、平成25年3月期の法人税の確定申告書を期限内に提出しましたが、法人税額が零円と計算されたことから、復興特別法人税の確定申告書は提出しておりませんでした。

今般、税務調査により確定申告額が過少であったことが判明したことから、当社は、平成25年3月期の法人税額を40万円とする内容の法人税の修正申告書を提出するとともに、復興特別法人税額を4万円とする内容の復興特別法人税の期限後申告書を提出しました。

法人税については、当社の経理処理に誤りがあり確定申告額が過少となっていたものであり、当社の責任によるものですので、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項に規定する「修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合」には該当せず、修正申告書の提出により納付すべき法人税額40万円に対し、過少申告加算税が課されるものと理解しております。

この場合、復興特別法人税については、無申告加算税が課されますか。

【回答要旨】

ご照会の場合は、復興特別法人税について、無申告加算税が課されることとなります。

（理由）

(1) 無申告加算税について

納税者が、期限後申告書を提出した場合には、当該納税者に対し、当該期限後申告により納付すべき税額に15%の割合（その提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより決定があるべきことを予知してされたものでないときは、5%）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課されます。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、無申告加算税は免除されます（国税通則法第66条第1項）。

この「正当な理由があると認められる場合」とは、真に納税者の責めに帰することができない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解されます。

(2) 本件へのあてはめ

ご照会によれば、貴社は、法人税額が零円と計算されたことから、復興特別法人税の確定申告書を提出しなかったとのことですが、このような場合において、その後法人税の修正申告を行ったことに伴い、復興特別法人税について期限後申告書を提出したときは、法人税について期限内申告が行われたかどうかにかかわらず、その期限後申告に係る復興特別法人税については、無申告加算税の対象となります。

また、貴社が、法人税額を零円と計算したのは経理処理の誤りによるものであって、貴社の責任によるものであるとのことですから、貴社の責めに帰することのできない客観的な事情はなく、法人税の確定申告額が過少となったことに「正当な理由」はないとのことですので。そうすると、貴社が、復興特別法人税の期限内申告書を提出しなかったことは、法人税額を誤って過少に計算したことを原因とするものであるといえ、当該過少に計算したことに正当な理由が認められない以上、貴社が復興特別法人税の期限内申告書を提出しなかったことにも「正当な理由」があるとは認められません。

したがって、ご照会の場合、期限後申告書の提出により納付すべきこととなる復興特別法人税4万円に対しては、無申告加算税（原則15%）が課されることとなります。

【関係法令通達】

国税通則法第65条、第66条

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第53条

平成24年6月25日付課法2-9ほか3課共同「復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて（事務運営指針）」1（法人税の修正申告等に伴い新たに復興特別法人税申告書の提出等があった場合の取扱い）

Header section containing tax authority information, company details, and administrative stamps. Includes fields for '平成 年 月 日' (Heisei Year, Month, Day), '事業種目' (Business Type), '納税地' (Taxation Area), '法人名' (Corporate Name), and '代表者' (Representative). It also features a '青色申告' (Blue Return) section with checkboxes for '整理番号' (Organization Number), '事業年度' (Fiscal Year), and '売上金額' (Sales Amount).

Section for '事業年度分の申告書' (Statement of Fiscal Year Results). It includes fields for '平成 年 月 日' (Heisei Year, Month, Day) and '中間申告の場合' (In case of interim statement). There are checkboxes for '翌年以降送付要否' (Need to send next year or later) and '適用額明細書提出の有無' (Whether to submit details of applicable amounts).

Main calculation table with 46 rows. Columns include item numbers (1-46), descriptions of tax items (e.g., '所得金額又は欠損金額', '法人税額', '控除税額'), and numerical input fields for amounts in thousands, tens of thousands, and hundreds of thousands of yen. The table is organized into sections for '所得金額又は欠損金額' (Income or Loss Amount), '法人税額' (Corporate Tax Amount), '控除税額' (Deduction Tax Amount), and '所得税額' (Income Tax Amount).

Footer section containing '法 0301-0101' (Law 0301-0101), '税理士署名押印' (Tax Accountant Signature Stamp), and a small circular logo.

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分... 平二十四・四・一以後終了事業年度分

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度

法人名

別表四 平二十四・四・一以後終了事業年度分

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符号することになりますから留意してください。

区 分	①	②	分	
			留 保	社 外 流 出
	円	円	記 当	円
当期利益又は当期欠損の額	1		その他	
加				
損金経理をした法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	2			
損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3			
損金経理をした道府県民税利子割額	4			
損金経理をした納税充当金	5			
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	6		その他	
減価償却の償却超過額	7			
役員給与の損金不算入額	8		その他	
交際費等の損金不算入額	9		その他	
	10			
	11			
	12			
小 計	13			
減				
減価償却超過額の当期認容額	14			
納税充当金から支出した事業税等の金額	15			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)	16		※	
外国子会社から受ける剰余金の前当等の益金不算入額(別表八(二)「19」)	17		※	
受贈益の益金不算入額	18		※	
適格現物分配に係る益金不算入額	19		※	
法人税等の中間納付額及び過徴納に係る還付金額	20			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	21		※	
	22			
	23			
	24			
小 計	25		外 ※	
仮 計	26		外 ※	
(1)+(13)-(25)	27			
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	28		その他	
沖繩の認定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」又は「12」)	29	△	※	△
無償提供給付金に当たる給付金等受取人の所得の金額の増加分又は減算額(別表十(二)「7」又は「19」)	30		※	
特定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十三「7」又は「19」)	31		※	
法人税額から控除される所得の金額及び復興特別法人税額から控除される復興特別法人税額(別表六(一)「6」の③)と復興特別法人税額(別表六(一)「6」の④)	32		その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)「10」別表七(二)「39」の計)	33		その他	
仮当損失額の損金不算入額又は組合等損失超過計算額の損金算入額(別表九(二)「10」)	34		※	
外国金融機関等による収入金に課税される所得の金額の損金算入額又は損金算入額(別表十(五)「19」、「20」又は「22」)	35		外 ※	
合 計	36			
(26)+(27)+(28)±(29)±(30)±(31)±(32)±(33)±(34)	37			
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	38			
特定目的会社等の支配配当又は特定目的会社に係る有価証券の取得等の損金算入額(別表八(八)「13」若しくは「33」又は別表十(六)「16」若しくは「33」)	39	△	△	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	40		※	
差 引 計	41		外 ※	
((35)から(38)までの計)	42			
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(4)の計+別表七(4)若しくは(5)又は別表七(4)の計)	43	△	※	△
総 計	44		外 ※	
(39)+(40)	45			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十四「40」)	46	△	※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十三)「10」)	47	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十三)「43」の計)	48	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「15」)	49	△		
再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「12」)	50	△		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	51	△		
所得金額又は欠損金額	52		外 ※	

法 0301-0401

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業
年度

・

・

法人名

別表五(一) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円
積 立 金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
繰越損益金(損は赤)	26			
納 税 充 当 金	27			
未 納 法 人 税 等 (通達を要するものを除く)	未納法人税及び 未納復興特別法人税 (附帯税を除く。)	28 △	△	中間 △ 確定 △
	未納道府県民税 (均等割額及び科子割額を含む。)	29 △	△	中間 △ 確定 △
	未納市町村民税 (均等割額を含む。)	30 △	△	中間 △ 確定 △
差 引 合 計 額	31			

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

御 注 意

2

1

この表は、通常の場合には次の算式により換算がされます。
期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」
= 期首現在利益積立金額合計「31」②
= 繰引期首現在利益積立金額合計「31」③
発行済株式又は出資のうち二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

中間分、確定分法人税県市民税の合計額

御注意

復興特別法人税は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から課税されます。また、平成24年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別所得税が課された場合には、この申告書を提出することによりその復興特別所得税の還付を受けることができます。

平成 年 月 日 税務署長殿		一連番号	
納税地 (フリガナ) 電話 () -		※ 連結グループ 整理番号	
法人名 (フリガナ)		整理番号	
代表者 自署押印		申告年月日	
代表者 住所		申告区分 序指定 局指定 指導等 区分	
経理責任者 自署押印		通信日付印	
旧納税地及び 旧法人名等		確認印	
		年 月 日	

平成 年 月 日

課税事業年度分の復興特別法人税申告書 ()

平成 年 月 日

 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 ☐

課税標準法人税額 (15)又は0	1	十億 百万 千 円	この申告が修正申告である場合	課税標準法人税額	6	十億 百万 千 円
復興特別法人税額 (1)×10%	2		この申告	控除税額	7	
控除税額 (16)+(18)	3		の申告前	復興特別法人税額	8	
差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (2)-(3)	4		の還付金額	9		
この申告による還付金額 (20)	5		この申告により納付すべき復興特別法人税額 (14)-(8)若しくは(4)+(9)又は(9)-(5)	10		

課税標準法人税額等の計算

課税標準法人税額の計算	法人税額 (法人税申告書別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	11	十億 百万 千 円	控除税額	外国税額の控除額 (別表三「11」又は「19」)	16	十億 百万 千 円
	法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一(一)「3」、別表一(二)「3」、別表一(三)「3」、別表一の二(一)「3」、別表一の二(二)「3」又は別表一の二(三)「3」)	12		復興特別所得税の額 (別表二「6」の③)	17		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (法人税申告書別表一(一)「5」、別表一(二)「5」、別表一(三)「5」、別表一の二(一)「5」、別表一の二(二)「5」又は別表一の二(三)「5」)	13		復興特別所得税の控除額 (16)-(17)と(17)のうちいずれか少ない金額)	18		
	基準法人税額 (11)-(12)+(13)	14		控除した金額 (3)	19		
	課税標準法人税額 (14)又は(14)×-	15		控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)-(18)	20		
				残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日	
還付を受けるよう				銀行 本店・支店 出張所 本所・支所		郵便局名等	
※税務署処理欄				ゆうちょ銀行の貯金記号番号		預金	

税理士 署名押印

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

問題1～15

問題編



問題 1 総合問題・基礎の確認 (1) (シートあり)

基礎

- 45分 -

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製造業を営む年1回3月末決算の非同族会社（法人株主はいない。）で、当期末の資本金等の額は140,000,000円（うち、資本金の額100,000,000円）であるが、設立以来毎期連続して適法に青色の申告書により法人税の確定申告書を提出しており、当期についても申告期限内に青色の申告書により法人税の確定申告を行う予定である。

甲社の当期に係る株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾及び法人税の確定申告のために必要な資料は、下記のとおりである。

これらに基づいて、当期分の法人税の課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい。

なお、法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び証明書類の添付その他の手続はいずれも適法に行うものとするが、計算にあたり選択することができる計算方法が2以上ある場合には、納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。

I. 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	202,235,000円
法人税、住民税及び事業税	<u>113,435,000円</u>
当期純利益	<u>88,800,000円</u>

II. 所得金額等の計算に関する事項

1 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりである。

① 当期分の中間申告法人税の納付分	32,000,000円
② 当期分の中間申告住民税の納付分	6,620,000円
③ 当期分の中間申告事業税の納付分	10,260,000円
④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分	64,555,000円

(2) 前期分の確定申告に係る法人税45,200,000円、事業税16,356,500円、住民税9,300,000円については、前期に計上した未払法人税等70,856,500円を取崩して納付している。

なお、法人税には復興特別法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。

(3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。

① 固定資産税及び都市計画税	19,638,000円
② 源泉所得税の不納付加算税及び延滞税	1,710,000円
③ 交通反則金（甲社の役員が業務外に犯したものである。）	50,000円

2 保険差益に関する事項

- (1) 当期の10月27日に甲社所有の製品保管用倉庫（被災直前の帳簿価額18,000,000円）と製品（被災直前の帳簿価額 8,000,000円）が全焼し、その保険金として製品保管用倉庫分30,000,000円と製品分10,000,000円の支払いを受けた。甲社は被災資産の被災直前の帳簿価額と支払いを受けた保険金との差額を収益に計上している。また、この火災に際し消防費200,000円、焼跡整理費用580,000円及び製品保管用倉庫の取壊費用540,000円を支出し、その他の費用に計上している。なお、全焼した製品保管用倉庫には前期の償却超過額が75,000円ある。
- (2) 甲社は、平成26年2月18日に代替資産として倉庫用建物を32,000,000円で取得し、同日から事業の用に供しており、この倉庫用建物について法人税法第47条《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の適用を受けるために、帳簿価額を損金経理により12,000,000円減額している。

3 減価償却に関する事項

- (1) 事務所用建物につき減価償却の方法として選定し、届け出た方法は旧定率法である。
- (2) 次に掲げる資産について、当期において償却費として費用に計上した金額の内訳及びその償却限度額の計算に関する事項は次のとおりである。なお、これら以外の減価償却資産については調整すべき金額はないものとする。

区 分	取得価額	期首帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数	事業の用に供した日
倉庫用建物	32,000,000円	—	160,246円	35年	平26. 2. 18
事務所用建物	48,000,000円	38,127,569円	1,370,740円	50年	平9.10.10

(注) 1 倉庫用建物は、上記2の資料による保険金により取得したものであり、取得価額は圧縮記帳適用前の金額である。

2 事務所用建物には、前期から繰越された償却超過額が900,000円ある。

3 耐用年数別の償却率は、次のとおりである。

耐用年数	35年	50年
旧定率法償却率	0.064	0.045
旧定額法償却率	0.029	0.020
200%定率法償却率	0.071	0.050
定額法償却率	0.029	0.020

4 受取配当等に関する事項

- (1) 当期において次に掲げる利子及び配当等を収入し、いずれも配当等の額を収益に計上し、源泉徴収所得税額を費用に計上している。なお、復興特別所得税については考慮不要とする。

銘柄等	区 分	配当等の額	源泉徴収所得税額	計 算 期 間
A 社 株 式	期 末 配 当	280,000円	19,600円	平24. 4. 1～平25. 3. 31
B 社 株 式	期 末 配 当	300,000円	30,000円	平24. 9. 1～平25. 8. 31
C証券投資信託	収 益 分 配 金	250,000円	17,500円	平24.10. 1～平25. 9. 30
D 銀 行 預 金	利 子	1,960,000円	294,000円	—

- (注) 1 計算期間中に元本の異動があったのはA社株式のみであり、その異動状況は次のとおりである。なお、譲渡損益は適正に処理されている。

平成24年 3月31日現在保有株数	100,000株
平成25年 3月21日取得	40,000株
平成25年 4月10日取得	20,000株
平成25年 5月 8日譲渡	75,000株

期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、基準日を毎年 3月31日としている。

- 2 B社株式は、X国（タックスヘイブン国ではない。）に所在するB社の発行済株式総数の30%を所有しているものであり、源泉税はX国で源泉徴収されたものである。
 - 3 C証券投資信託は、租税特別措置法第3条の2《内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託である。
 - 4 D銀行預金利子には、上記のほか住民税利子割額が98,000円ある。
 - 5 甲社は、売買目的有価証券及び完全子法人株式等、関係法人株式等を有したことはない。
- (2) 受取配当等の益金不算入額の計算上、配当等の額から控除すべき負債利子の額は、完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係るものが210,000円である。

5 交際費に関する事項

- (1) 当期において得意先等に対する接待、贈答等の費用として交際費勘定に計上した金額は9,240,000円であり、このうちには次の金額が含まれている（下記のものの以外は租税特別措置法第61条の4《交際費等の損金不算入》に規定する交際費等に該当する。）。

① 相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない費用	3,129,500円
② 得意先に対する見本品、試供品の供与のために通常要した費用	360,000円
③ 得意先に配布したカレンダーの作成に通常要した費用	380,000円

- (2) 平成26年3月26日に得意先を料亭で接待した費用154,000円（参加人数5人の合計額）については、平成26年4月9日に支払っているが、当期末現在では未払いであり当期の決算上費用計上されていない。

6 寄附金に関する事項

- (1) 当期に損金経理した寄附金の総額は4,100,000円であり、その内訳は次のとおりである。

寄附金の支出先及び目的	支出年月日	支出金額	備 考
国立E大学の校舎建設資金の寄附	平成25. 9. 30	1,100,000円	(注) 1
F商工会議所に対する寄附	平成25. 12. 15	2,000,000円	
宗教法人Iに対する寄附	平成26. 4. 20	1,000,000円	(注) 2
合 計		4,100,000円	

(注) 1 設立後、国庫に帰属するものである。

2 一般の寄附金に該当し、未払金として計上している。

- (2) 当期に仮払金として経理した金額のうちにG県立高等学校のプール建設資金として寄附した金額500,000円が含まれている（国等に対する寄附金である。）。
- (3) 当期中に、甲社の関係会社である内国法人H株式会社（以下「H社」という。）に対して、甲社所有の有価証券（証券取引所において売買されている株式で、譲渡直前の帳簿価額は15,000,000円、時価は20,000,000円である。）を10,000,000円で譲渡し、譲渡損を5,000,000円計上している。

この有価証券の譲渡はH社の資金援助のために行ったもので、時価と譲渡価額との差額は実質的な贈与と認められるものである。

7 その他の費用に関する事項

- (1) 同業者団体に新たに参加し、平成25年5月11日に支払った加入金150,000円を雑費に計上した。
この団体は、構成員としての地位を他に譲渡することは認められず、また、加入金は脱退しても返還されることはない。
- (2) (1)の同業者団体の加入に伴い平成25年5月11日に支払った会館建設のための負担金1,000,000円を雑費に計上した。この会館の建設は平成25年9月3日より着手され、加盟組合員の本来の用に供されるものである。なお、その法定耐用年数は50年である。

問題2 総合問題・基礎の確認(2)(シートあり)

基礎

- 65分 -

甲株式会社(以下「当社」という。)は、医薬品の製造業を営む内国法人である。当社の当期の株主資本等変動計算書その他の所得の金額等の計算に必要な事項は、下記の〔資料〕のとおりである。これに基づいて、当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得金額及び法人税額を計算するとともに、利益積立金額の明細書及び資本金等の額の明細書を完成させなさい。

なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 税法上適用される方法が2以上定められている事項については、当期分の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は設立第1期以後当期まで連続して青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載及び証明書類等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (3) 解答に当たって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

〔資料〕

1 株主資本等変動計算書

(単位：円)

区 分	株主資本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	150,000,000	50,000,000	50,000,000	12,500,000	3,000,000	12,000,000	27,500,000	227,500,000
当期変動額								
剰余金の 配当						△4,500,000	△4,500,000	△4,500,000
別途積立金 の積立					1,500,000	△1,500,000	――	――
当期純利益						51,314,000	51,314,000	51,314,000
当期変動額 合 計					1,500,000	45,314,000	46,814,000	46,814,000
当期末残高	150,000,000	50,000,000	50,000,000	12,500,000	4,500,000	57,314,000	74,314,000	274,314,000

(注) 1 前期(平成24年4月1日～平成25年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は4,500,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は3,000,000円である。

2 所得の金額等の計算に必要な事項

(1) 株主に関する事項

株主名	役 職 又 は 関 係	持株数
S	代 表 取 締 役	150,000株
T	専 務 取 締 役	46,000株
V株式会社	非 同 族 会 社	50,000株
W	常 務 取 締 役	25,000株
X	S の 妻	20,000株
その他の少数株主	いずれも持株割合は1%未満であり、 互いに特殊関係はない。	9,000株
合 計	—————	300,000株

(2) 租税公課に関する事項

① 当期の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

区 分	期 首 現 在 額	当 期 減 少 額	当 期 増 加 額	期 末 現 在 額
法 人 税	6,446,000円	6,446,000円	20,965,000円	20,965,000円
住 民 税	1,104,000	1,104,000	3,594,000	3,594,000
事 業 税	1,650,000	1,650,000	5,391,000	5,391,000
合 計	9,200,000円	9,200,000円	29,950,000円	29,950,000円

(注) 1 法人税には復興特別法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。以下同じ

2 期首現在額及び当期増加額は、それぞれ前期及び当期に損金経理により引当てた金額である。

3 当期減少額は、前期分の法人税等のそれぞれに掲げる税額を納付するために取崩した金額である。

② 当期中に納付した次の諸税額は損金経理されている。

イ 当期中間申告分法人税額	8,500,000円
ロ 当期中間申告分住民税額	2,575,500円
ハ 当期中間申告分事業税額	2,886,000円

③ 前期の確定申告分事業税は 1,800,000円であり、①のほか 150,000円が未納であるが、何ら経理処理は行っていない。

(3) 受取配当等に関する事項

- ① 収益に計上した受取配当等の内訳は、次のとおりであり、配当等の額を収益の計上し、源泉徴収所得税額を費用に計上している。なお、復興特別所得税については考慮不要とする。

銘柄等	計 算 期 間	配 当 等 の 額	源泉徴収所得税額	注
A株式	H25. 1. 1～H25. 12. 31	300,000円	60,000円	
B株式	H24. 7. 1～H25. 6. 30	950,000	190,000	
C株式	H25. 1. 1～H25. 12. 31	1,200,000	—	2、3
預 金	—————	1,600,000	240,000	4
合 計		4,050,000円	490,000円	

(注) 1 株式に係る受取配当等の額は、剰余金の配当に係る金額である。

2 C株式の発行法人であるC社は外国法人であり、平成25年12月13日に発行済株式総数の5%相当額を取得した。

3 C株式には上記の他、外国法人税の額120,000円があり、費用に計上している。

4 預金には上記の他、道府県民税利子割額80,000円があり、費用に計上している。

- ② A株式、B株式はともに平成24年11月20日に取得したものであり、上記表中の計算期間の末日をそれぞれ基準日としている。なお、関係法人株式等に該当する。

- ③ 受取配当等の益金不算入額の計算上、控除すべき関係法人株式等に係る負債利子の額は47,500円である。

(4) 減価償却に関する事項

当期末において有する減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである（次に掲げるもの以外の資産については、適正に計算されている。）。

種 類	取 得 価 額	期 首 帳 簿 価 額	当 期 償 却 費	耐用年数
事務所用建物	50,000,000円	40,747,500円	995,000円	45年
M 機 械 装 置	3,756,000	—————	410,000	8
N 機 械 装 置	1,500,000	350,000	225,000	8

(注) 1 事務所用建物は、平成17年2月15日に取得し事業の用に供している。

2 M機械装置は、平成25年11月8日に取得し、同日において事業の用に供している。

3 N機械装置は、平成18年4月21日に取得し事業の用に供している。

4 機械装置M、Nは、設備の種類・細目が同一のものである。

5 当社は減価償却資産の償却方法について選定届出をしていない。

6 耐用年数別の償却率は、次のとおりである。

耐用年数		8年	45年
旧定率法償却率		0.250	0.050
旧定額法償却率		0.125	0.023
200% 定率法	償却率	0.250	0.044
	改定償却率	0.334	0.046
	保証率	0.07909	0.01634
定額法償却率		0.125	0.023

(5) 交換に関する事項

- ① 平成25年12月13日に当社の所有するP土地（平成9年5月25日取得、帳簿価額30,000,000円、時価60,000,000円）と丙社の所有するQ土地（時価48,000,000円）とを交換し、翌月から同一の用途に供している。なお、Q土地は、丙社において平成4年9月に取得されたものであり、交換のために取得したものではない。
- ② この交換に当たって交換差金として現金12,000,000円を受取り、その全額を雑収入に計上している。また、譲渡した土地の帳簿価額をそのままQ土地の帳簿価額としている。
- ③ この交換契約に基づいて譲渡する土地の上に存した工場用建物の撤去をしたが、その除却損失及びその撤去に要した費用の合計額1,200,000円は雑損失として計上している。

(6) 貸倒引当金に関する事項

- ① 当期末の金銭債権は、次のとおりである。

債 権	金 額	備 考
売 掛 金	30,000,000円	得意先乙社に対する1,000,000円が含まれているが、同社に対しては買掛金が2,500,000円ある。
受 取 手 形	15,000,000円	
貸 付 金	10,000,000円	

(注) 売掛金について取得した受取手形の割引高6,000,000円が貸借対照表に注記されている。

- ② 最近の各事業年度における貸倒損失等の状況は、次のとおりである。

事業年度	一括評価金銭債権の額	貸倒損失の額
平成22. 4. 1～平成23. 3. 31	45,000,000円	1,100,000円
平成23. 4. 1～平成24. 3. 31	52,000,000	850,000
平成24. 4. 1～平成25. 3. 31	70,000,000	1,500,000
合 計	167,000,000円	3,450,000円

- ③ 前期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金は1,511,300円(うち繰入超過額112,000円)であり、当期に全額を戻入れ、収益計上している。また、当期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定の金額は979,350円である。

〈参考〉 2/4

(7) 収用等に関する事項

- ① 前期中の平成25年1月8日に収用等による買取の申出があり、当期中の平成25年8月15日に、当社所有の工場用地(帳簿価額15,400,000円)が収用等され、対価補償金として40,000,000円、譲渡経費に充てるための補償金として2,000,000円を取得した。なお、この譲渡に要した費用は3,500,000円である。
- ② 工場用地の代替地として、平成26年2月4日にR土地(取得価額40,000,000円)を取得し、工場を建設中であるが、当期末現在その工場は完成していない。
- ③ 当社は、租税特別措置法第64条(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)の適用を受けるため、取得した土地について損金経理により帳簿価額を24,000,000円減額した。

(8) その他の事項

- ① 当期の交際費として費用に計上している金額は950,000円であり、このうちには、当社社名入りのライターを配布した費用200,000円、株主総会終了後に開催した株主懇親会の費用350,000円、得意先を接待(参加人数10人)した際に生じた飲食費50,000円が含まれている。
- ② 翌期首に繰り越される未納住民税の額は、当期の確定申告において納付すべき法人税額に20%を乗じた金額(百円未満切捨)とする。
- ③ 当期の復興特別法人税は2,343,800円とする。

問題3 法人税等調整額と租税公課

基礎

— 5分 —

次の資料により、当期の所得の金額の計算上で調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当社は従来から税効果会計を導入している。

(2) 当社の当期の損益計算書（末尾）

：

税 引 前 当 期 利 益		269,845,000円
法人税、住民税及び事業税	118,943,000円※	
法 人 税 等 調 整 額	△11,005,000円	107,938,000円
当 期 純 利 益		161,907,000円

※ 損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の内訳は次のとおりである。

税 目	内 訳		
	当期中間申告分	当期源泉徴収分	当期確定申告分
法 人 税	20,500,000円	—	57,132,200円
県 民 税	1,800,000円	125,000円	3,425,200円
市 民 税	2,400,000円	—	10,264,100円
事 業 税	6,000,000円	—	16,721,500円
所 得 税	—	375,000円	—
外 国 税	—	200,000円	—
合 計	30,700,000円	700,000円	87,543,000円

(注) 1. 法人税には復興特別法人税、事業税には地方法人特別税が含まれている。以下同じ。

2. 当期源泉徴収分のうち県民税及び所得税は、当社の有する預金の利子2,500,000円につき源泉徴収された金額である（復興特別所得税については考慮不要である。）。

3. 当期源泉徴収分のうち外国税は、当社の有する外国法人株式の配当2,000,000円（保有割合3％に対する金額）につき外国で源泉徴収された金額である。

(3) 前期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりであり、前期の納税充当金を取崩して充当している。

区 分	法人税	県民税	市民税	事業税	合 計
金 額	18,000,000円	1,600,000円	2,000,000円	5,400,000円	27,000,000円

問題 4

繰延税金資産負債・圧縮積立金等（シートあり）

基礎

— 15分 —

次の資料により、当社（期末資本金1億円、法人株主はいない。）の当期における別表4、別表1及び別表5（一）のⅠを完成させなさい。

Ⅰ 株主資本等変動計算書（一部抜粋）

（単位：円）

区 分	株主資本							
	…	利益剰余金						…
		利 益 準 備 金	その他利益剰余金					
			特 別 償 却 準 備 金	圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当期首残高	…	35,500,000	2,502,500		25,000,000	112,690,000	175,692,500	
当期変動額	…							
剰 余 金 の 配 当						△55,000,000	△55,000,000	
特別償却準 備金の取崩			△ 357,500			357,500	0	
圧縮積立金 の 積 立				1,950,000		△ 1,950,000	0	
別途積立金 の 積 立					10,000,000	△10,000,000	0	
当期純利益						137,939,000	137,939,000	
当期変動額 合 計			△ 357,500	1,950,000	10,000,000	71,346,500	82,939,000	
当期末残高	…	35,500,000	2,145,000	1,950,000	35,000,000	184,036,500	258,631,500	…

（注） 1 前期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は55,000,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は60,000,000円である。

3 当社は税効果会計を適用しており、当期純利益の額は、法人税等調整額139,000円加算後の金額である。

この法人税等調整額は、当期において新たに発生した繰延税金資産5,661,000円及び繰延税金負債1,050,000円に、前期以前に発生した繰延税金資産4,664,500円及び繰延税金負債192,500円の解消額を適正に処理した際に発生したものである。

Ⅱ 所得の金額等に関する事項

1 租税公課に関する事項

- (1) 当期の損益計算書に計上した法人税（復興特別法人税を含む。）、住民税及び事業税（地方法人特別税を含む。）の金額76,834,500円は、当期の確定申告分として未払法人税等に計上したものである。
- (2) 前期の確定申告分法人税22,300,000円（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）10,100,000円、住民税4,500,000円については、前期に計上した未払法人税等36,900,000円を取崩して納付している。
- (3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。
- | | |
|---------------|-------------|
| ① 法人税の当期中間納付額 | 12,300,000円 |
| ② 住民税の当期中間納付額 | 3,500,000円 |
| ③ 事業税の当期中間納付額 | 5,870,000円 |

2 特別償却に関する事項

- (1) 前期に事業供用した機械装置B（法定耐用年数12年）について、前期に特別償却準備金を2,502,500円積立て、当該準備金に係る繰延税金負債として1,347,500円計上している。
- なお、積立超過額が350,000円ある。
- (2) 当期に上記機械装置Bに係る特別償却準備金を357,500円（これに係る繰延税金負債は192,500円である。）を取崩している。

3 買換えに関する事項

- (1) 平成4年1月から事業供用していた本社事務所A（既成市街地等内に存するもの。）を平成25年11月に23,000,000円で譲渡した。当社は帳簿価額18,000,000円との差額を固定資産譲渡益として収益に計上している。
- なお、繰越償却超過額が1,205,000円ある。
- (2) 平成26年1月にかねてから所有していた土地（既成市街地等外に存するものである。）に本社建物B（耐用年数50年、定額法償却率 0.020）を20,000,000円で新築し、直ちに事業供用している。なお、本社建物B以外に買換資産を取得する予定はない。
- (3) 建物圧縮積立金として1,950,000円を積立て、当該圧縮記帳に係る繰延税金負債として1,050,000円計上している。
- (4) 新築した本社建物Bについては、減価償却費を108,680円計上している。

4 その他の事項

当期の復興特別法人税の額は5,449,700円である。

問題5 別表5(一)Iの記入(シートあり)

基礎

- ㉖ 15分 -

次の資料により、当社(期末資本金2億円)の当期における別表5(一)Iを完成させなさい。

- (1) 建物の減価償却費を500,000円計上しているが、当期における償却限度額は370,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却費を470,000円計上しているが、当期における償却限度額は620,000円である。なお、前期に生じた償却超過額が190,000円ある。
- (3) 一括貸倒引当金の当期の繰入額は1,280,000円であるが、繰入限度額は1,100,000円である。なお、前期の繰入額(うち、240,000円は繰入超過額)は全額を戻し入れている。
- (4) 当期に取得した土地Aについて、買換えの圧縮記帳の適用を受けるため、決算において剰余金処分により圧縮積立金を22,000,000円計上しているが、圧縮限度額は20,000,000円である。
- (5) 当期の5月に譲渡した土地Bについて、収用等の所得の特別控除の適用を受ける。なお、当該土地の譲渡益は33,000,000円であり、前期及び当期に土地B以外に収用等された資産はない。
- (6) 当期の交際費勘定の金額は4,600,000円であるが、次のものが含まれている。
 - ① 前期の得意先の接待費用で、前期に未処理だったものを当期に支払った金額…300,000円
 - ② 翌期に行う得意先招待旅行のための費用として旅行会社に支払った金額…520,000円
- (7) 当期の寄附金勘定の金額は13,500,000円であるが、内訳は次のとおりである。なお、一般の寄附金の損金算入限度額は8,000,000円である。
 - ① 当期に内国法人乙社に贈与した金額…10,000,000円
 - ② 日本赤十字社への義援金(指定寄附金等)…3,500,000円
- (8) 役員に対し、夏期賞与として1,000,000円を支給している(届出書の提出なし。)
- (9) 当期末に行った棚卸しにより、期末在庫を2,900,000円として処理したが、310,000円分の商品が計上もれとなっている。なお、売上高は正しく計上されている。
- (10) 内国法人丁社の配当金500,000円から所得税102,100円を控除した残額を収受し、収益に計上している。なお、この配当は関係法人株式等に係る配当であり、控除負債利子はない。
- (11) 外国子会社A社の配当400,000円からX国の源泉税40,000円を控除した残額を収受し、収益に計上している。
- (12) 当期に譲渡した丙株式の譲渡原価を680,000円としているが、620,000円が適正額である。
- (13) 当期の法人税等勘定の金額は、当期分の中間申告法人税の納付分10,000,000円、当期分の中間申告住民税の納付分2,000,000円、当期分の中間申告事業税の納付分3,000,000円、当期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の見積分20,000,000円の合計額である。
- (14) 前期分の確定申告に係る法人税(復興特別法人税を含む。)11,000,000円、事業税3,200,000円(地方法人特別税を含む。)、住民税2,300,000円については、前期に計上した未払法人税等16,500,000円を取崩して納付している。
- (15) 別表1 差引確定法人税額は14,000,000円、復興特別法人税額は2,400,000円、確定申告により納付すべき住民税額は3,900,000円である。

問題6 別表5(一)Iの読取(1)(シートあり)

基礎

— ㊟10分 —

次の資料により、当社（期末資本金2億円）の当期における別表4を完成させなさい。

【別表5(一)I】

(単位：円)

区 分		期 首 現 在	当期の増減			差引翌期首現在
		利 益 積 立 金 額			利 益 積 立 金 額	
			減	増		
		①	②	③	④	
利 益 準 備 金		10,000,000		1,000,000	11,000,000	
別 途 積 立 金		55,200,000		2,000,000	57,200,000	
特 別 償 却 準 備 金		4,900,000	700,000		4,200,000	
特別償却準備金積立		△ 4,900,000	△ 700,000		△ 4,200,000	
特別償却準備金超過		280,000	40,000		240,000	
機 械 装 置		1,070,000	220,000		850,000	
未 払 交 際 費		△ 200,000	△ 200,000	△ 150,000	△ 150,000	
器 具 備 品				690,000	690,000	
有 価 証 券				△ 2,500,000	△ 2,500,000	
棚 卸 資 産				△ 1,080,000	△ 1,080,000	
売 掛 金				2,450,000	2,450,000	
未 払 寄 附 金				800,000	800,000	
繰 越 損 益 金		50,000,000	50,000,000	115,612,000	115,612,000	
納 税 充 当 金		30,000,000	30,000,000	36,700,000	36,700,000	
未納法人税等	未納法人税及び 未納復興特別法人 税	△ 18,000,000	△ 38,000,000	中間 確定 △20,000,000	△ 17,787,100	
				△17,787,100		
	未 納 住 民 税	△ 4,900,000	△ 9,900,000	中間 確定 △ 5,000,000	△ 2,879,400	
				△ 2,879,400		
差 引 合 計 額		123,450,000	32,160,000	109,855,500	201,145,500	

(注) 前期分の確定申告に係る法人税、事業税、住民税については、前期に計上した未払法人税等を取崩して納付している。

【別表 4】

区 分		金 額
当 期 利 益 の 額		78,612,000円
加	損金経理納税充当金	
	損金経理法人税等	
	損金経理住民税	
	損金経理延滞税	100,000
	役員給与の損金不算入	500,000
	交際費等の損金不算入	540,000
	小 計	
減	納税充当金支出事業税等	
	受取配当等の益金不算入	360,000
	小 計	
仮 計		
法人税額控除所得税額等		50,000
合 計		
差 引 計		
総 計		
所 得 金 額		

(注) 別表4の科目は下記から適切なものを選択して下さい。

売上計上もれ
 売上原価計上もれ
 前期売上計上もれ認容
 前期売上原価計上もれ認容
 特別償却準備金積立超過
 特別償却準備金積立超過認容
 特別償却準備金取崩
 器具減価償却超過額
 器具減価償却超過額認容
 機械減価償却超過額
 機械減価償却超過額認容
 未払交際費認定損
 前期未払交際費否認
 未払寄附金否認
 前期未払寄附金認容
 有価証券過大計上
 有価証券計上もれ

問題 7 別表 5 (一) I の読取 (2)

基礎

— ㉖ 8 分 —

次の資料により、当社（期末資本金 2 億円）の当期における別表 5 (一) の I ②欄、③欄の記載について、下記のそれぞれの調整の根拠として適切なものをすべて選択しなさい。

【別表 5 (一) I】

(単位：円)

区 分		期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額	
			減	増		
			①	②		③
利 益 準 備 金		10,000,000			10,000,000	
別 途 積 立 金		30,000,000			30,000,000	
売 掛 金				3,000,000	3,000,000	
棚 卸 資 産				2,000,000	2,000,000	
有 価 証 券				1,800,000	1,800,000	
土 地				△ 5,000,000	△ 5,000,000	
建 物				700,000	700,000	
器 具 備 品		900,000	900,000	0	0	
借 入 金				△ 1,100,000	△ 1,100,000	
貸 付 金				△ 850,000	△ 850,000	
繰 越 損 益 金		50,000,000	50,000,000	100,000,000	100,000,000	
納 税 充 当 金		30,000,000	30,000,000	35,000,000	35,000,000	
未納法人税等	未納法人税及び未納復興特別法人税	△ 19,000,000	△ 40,000,000	中間	△21,000,000	△ 25,000,000
				確定	△25,000,000	
	未納住民税	△ 4,900,000	△ 9,700,000	中間	△ 4,800,000	△ 5,000,000
				確定	△ 5,000,000	
差 引 合 計 額		――	――	――	――	

(問 1) 上記の売掛金 3,000,000 円

- ① 当期の 3 月 31 日の売上が翌期の 4 月 1 日の売上に計上されていたことによる調整
- ② 得意先に対する売掛金 4,000,000 円のうち 3,000,000 円の回収の見込みが低いため計上した貸倒損失 3,000,000 円
- ③ 外貨建て売掛金について期末時換算法で換算した場合の為替差益 3,000,000 円
- ④ 更生計画の認可決定に伴い切捨てとなった売掛金の未処理分 3,000,000 円

(問2) 上記の棚卸資産2,000,000円

- ① 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が6,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ② 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が2,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ③ 期末棚卸資産について、過剰生産に伴い計上した評価損2,000,000円

(問3) 上記の有価証券1,800,000円

- ① 売買目的有価証券について計上をしていなかった評価益1,800,000円
- ② 有価証券の譲渡原価の計上もれ分1,800,000円
- ③ 売買目的外有価証券について計上した一時的な時価下落に伴う評価損1,800,000円
- ④ 償還有価証券の調整差益1,800,000円

(問4) 上記の土地△5,000,000円

- ① 土地の単なる時価下落により計上した評価損5,000,000円
- ② 土地取得について費用計上した造成費5,000,000円
- ③ 借地権を設定した際の土地簿価一部損金算入5,000,000円

(問5) 上記の建物700,000円

- ① 建物を高価買入れした場合の取得価額過大計上700,000円
- ② 建物取得に係る原価算入交際費700,000円
- ③ 減価償却超過額700,000円

(問6) 上記の器具900,000円

- ① 減価償却超過額900,000円
- ② 償却不足が生じたことに伴う減価償却超過額認容900,000円
- ③ 器具備品を除却したことに伴う減価償却超過額認容900,000円

(問7) 上記の借入金△1,100,000円

- ① 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差益の計上もれ1,100,000円
- ② 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差損の計上もれ1,100,000円
- ③ 外貨建て借入金について予約レートで換算した場合に計上した為替差損のうち翌期以降の前払費用1,100,000円

(問8) 上記の貸付金△850,000円

- ① 再生計画の認可決定に伴い切捨てとなった貸付金の未処理分850,000円
- ② 得意先に対する貸付金の一部850,000円の回収の見込みが低いとため計上した貸倒損失850,000円
- ③ 外貨建て貸付金について期末時換算法で換算した場合の為替差損850,000円

問題 8 別表 5 (一) I ①欄の記入 (シートあり)

基礎

— 7 分 —

次の資料により、当社の当期における別表 5 (一) の I ①欄を記入しなさい。

〔別表 5 (一) I〕

(単位：円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
			減	増	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金			0	260,000	4,900,000
別 途 積 立 金			0	1,000,000	7,000,000
土 地			0	0	2,000,000
建 物			0	230,000	600,000
機 械 装 置			330,000	0	540,000
売 掛 金			1,800,000	2,400,000	2,400,000
一 括 貸 倒 引 当 金			720,000	810,000	810,000
退 職 給 付 引 当 金			1,190,000	1,670,000	25,500,000
棚 卸 資 産			△ 908,000	0	0
未 払 交 際 費			△ 660,000	0	0
未 収 還 付 法 人 税			800,000	350,000	350,000
未 収 還 付 住 民 税			160,000	70,000	70,000
繰 越 損 益 金			59,880,000	96,220,000	96,220,000
納 税 充 当 金		0	0	0	0
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 復 興 特 別 法 人 税	△ 0	△ 4,600,000	中 間 確 定 △ 4,600,000	△ 0
				△ 0	
	未 納 住 民 税	△ 0	△ 920,000	中 間 確 定 △ 920,000	△ 0
				△ 0	
差 引 合 計 額					

問題 9

別表 5 (一) I ・ 未収還付法人税等 (シートあり)

応用

- 9 分 -

次の(問1)及び(問2)について、別表4及び別表5(一)Iを完成させなさい。なお、事業税には、地方法人特別税を含む。また、復興特別所得税については考慮しない。

(問1) 5期(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。

- ① 5期分の中間申告法人税の納付分 85,720,000円
- ② 5期分の中間申告住民税の納付分 14,829,500円
- ③ 5期分の中間申告事業税の納付分 25,580,000円
- ④ 株式(数年前から保有)につき取得した配当金に係る源泉所得税 1,869,400円

(2) 法人税の確定申告書

区 分	金 額
所 得 金 額	3,000,000円
法 人 税 額	765,000
差 引 法 人 税 額	765,000
法 人 税 額 計	765,000
控 除 税 額	1,869,400
差引所得に対する法人税額	0
中 間 申 告 分 法 人 税 額	85,720,000
差 引 確 定 法 人 税 額	0

(注) 1 この確定申告より還付される所得税額 1,104,400円

2 この確定申告より還付される法人税額 85,720,000円

(3) 確定申告により還付される住民税額 14,829,500円

(4) 確定申告により還付される事業税の額 25,580,000円

(問2) 6期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1) 上記(問1)の後、翌期において次の金額が還付され収益に計上した。

- ① 5期分の中間納付法人税の額 85,720,000円
- ② 5期分の中間納付住民税の額 14,829,500円
- ③ 5期分の中間納付事業税の額 25,580,000円
- ④ ①から②までに係る還付加算金の額 5,320,000円
- ⑤ 5期に納付した源泉所得税の額で控除しきれなかった金額 1,104,400円

(2) 6期分の確定申告分法人税等の金額25,000,000円を未払法人税等に計上した。

問題10 別表5(一) I・留保金課税(シートあり)

基礎

— 20分 —

次の資料により、当社の当期における別表4、別表1及び別表5(一) Iを完成しなさい。なお、当社は製造業を営む青色申告法人で、発行済株式総数の100%を代表取締役甲が所有している。

1 株主資本等変動計算書(一部抜粋)

(単位:千円)

区 分	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利 益 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					
					圧 縮 積 立 金	特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	120,000	10,000	10,000	8,000		4,000	2,700	52,000	66,700	…
当期変動額										
剰 余 金 の 配 当				1,000				△11,000	△10,000	
圧縮積立金の積立					15,000			△15,000	—	
特別償却準備金の取崩						△ 800		800	—	
別 途 積 立 金							3,000	△ 3,000	—	
当期純利益								59,500	59,500	
当期変動額合計				1,000	15,000	△ 800	3,000	31,300	49,500	
当期末残高	120,000	10,000	10,000	9,000	15,000	3,200	5,700	83,300	116,200	…

(注) 1 前期(平成24年4月1日～平成25年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は10,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は15,940千円である。

3 記載金額に千円未満の端数はない。

2 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。

- ① 当期分の中間申告法人税の納付分 13,095,000円
- ② 当期分の中間申告住民税の納付分 2,844,000円
- ③ 当期分の中間申告事業税の納付分(地方法人特別税を含む。以下同じ。) 5,022,000円
- ④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分 44,355,500円

(2) 当期中に納付した前期確定申告法人税26,190,000円(復興特別法人税を含む)、住民税5,688,000円、事業税10,044,000円については、前期の費用に計上した未払法人税等を取崩している。

(3) 復興特別所得税については、考慮しないものとする。

3 別表1に関する事項

試験研究費の特別控除額 1,900,000円

4 その他の事項

当社の当期末における資本金等の額は130,000,000円であり、数年来異動はない。

また、当期の復興特別法人税の額は、2,457,500円である。

問題11 資本準備金の資本組入れ等（シートあり）

応用

- 10分 -

次の資料に基づき、当社の当期の別表 5 (一) I 及び別表 5 (一) II を完成させるとともに交際費等の損金不算入額及び寄附金の損金不算入額を計算しなさい。

1 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

区 分	株主資本						純資産 合 計	
	資 本 金	資本剰余金 資 本 準備金	利益剰余金			自 己 式 株 式		株主資本 合 計
			利 益 準備金	その他利益剰余金				
				別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	100,000	50,000	35,000	30,000	115,000		330,000	330,000
当期変動額								
準備金の 資本組入れ	25,000	△25,000					――	――
剰 余 金 の 配 当					△30,000		△30,000	△ 30,000
別途積立金 の 積 立				10,000	△10,000		――	――
当期純利益					137,939		137,939	137,939
自 己 株 式 の 取 得						△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000
当期変動額 合 計	25,000	△25,000		10,000	97,939	△ 5,000	102,939	102,939
当期末残高	125,000	25,000	35,000	40,000	212,939	△ 5,000	432,939	432,939

(注) 1 前期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は30,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は45,000千円である。

3 当社は当期の7月において資本準備金の一部を資本に組入れ、資本金を増加させた。

4 当社は当期の5月に自己株式1,000株を5,000千円で市場取引により取得した。

5 記載金額に千円未満の端数はない。

2 所得の金額等に関する事項

(1) 交際費等に関する事項

当社の租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等に該当するものが2,750,000円ある。

(2) 寄附金に関する事項

当期中において損金経理により支出した寄附金の内訳は、次のとおりである。

寄 附 先	使 途 等	区 分	金 額
市 立 A 高 校	体育館建設資金	指 定 寄 附 金 等	1,200,000円
社 会 福 祉 法 人	経 費	特定公益増進法人 に対する寄附金	300,000
政 治 団 体	政 治 資 金	一 般 の 寄 附 金	1,000,000

(3) 当期の別表 4 仮計の金額は 150,000,000円である。

問題12 決算修正（１）（シートあり）

基礎

—⑤10分—

次の(1)～(11)のそれぞれの場合における ① 決算で行う修正仕訳を切ると共に、② ①に伴い別表4で調整すべき金額を算出なさい。

なお、当社の決算は未だ確定していないため、特に指示があるものを除き、決算上処理が可能なものは申告書で調整不要となるように修正経理をすること。

- (1) 減価償却費を150,000円計上しているが、当期における償却限度額は120,000円である。
- (2) 減価償却費の計上は未処理であるが、償却限度額は200,000円である。しかし、前期に生じた償却超過額が30,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理をする。
- (3) 一括貸倒引当金については未処理であるが、当期の繰入限度額は100,000円、前期引当額は80,000円（うち、30,000円は繰入超過額）である。全額を洗替える経理で処理をする。
- (4) 国庫補助金を12,000,000円受け入れ、交付目的に適合する建物を15,000,000円で取得した。この国庫補助金については、当期末までに全額の返還不要が確定しており、圧縮記帳について未処理であるため、損金経理により帳簿価額を減額する方法で計上する。
- (5) 上記(4)の圧縮記帳を当期の確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によるときはどうか。
- (6) 前期に損金経理により積み立てた特別償却準備金3,500,000円（積立超過額はない。）があるが、当期において取崩しに関する処理は行われていない。なお、この特別償却準備金は耐用年数6年の機械装置について積み立てたものである。
- (7) 前期に剰余金の処分により積み立てた特別償却準備金が6,000,000円あるが、うち、400,000円は積立超過額として申告加算された。取崩しに関する処理が行われていないので翌期に繰越す積立超過額がないように処理する。なお、この特別償却準備金は耐用年数11年の機械装置について積み立てたものである。
- (8) 当期より法人税法第63条に規定する長期割賦販売等を開始した。引渡基準によれば、売上高2,000,000円、売上原価800,000円と計算されるが、延払基準によれば売上高650,000円、売上原価260,000円となる。当社の帳簿上は、引渡基準による金額を計上しているが、決算上延払基準に修正する。なお、売上分割法によること。
- (9) 得意先A社は当期に会社更生法の更生計画の認可決定があり、同社に対する売掛金900,000円の50%が切り捨てられることとなったが未処理である。
- (10) 機械装置について支出し、費用計上した修繕費300,000円は資本的支出に該当するものであり、当該支出に係る当期の償却限度額は60,000円である。
- (11) 器具備品を当期の4月からリースし、当期分リース料840,000円を費用処理しているが、当該リースは所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当する（月額70,000円、リース期間5年、リース料総額4,200,000円）。なお、当該器具の当期の償却限度額は1,398,600円である。

問題13 決算修正（2）（シートあり）

基礎

— ㉔20分 —

内国法人であるT A株式会社（以下、当社という。）は、電気製品の製造業を営む非同族会社である。当社の当期の残高試算表は解答用紙に示すとおりであるが、その中には必要な決算整理が行われていない事項も含まれている。

次の決算整理及び法人税の申告に必要と認められる事項にしたがって、当期の損益計算書を作成し、それに基づいて当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得の金額を計算過程を示して算出なさい。なお、解答にあたっては次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項は適宜の科目名を用いて損益計算書にすべて織り込み、費目の振替えは要しないものとする。
- (2) 税法上、評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところによって計算した金額を計上するものとする。
- (3) 当期においても青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載等の手続きは適法に行うものとする。
- (4) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

【資 料】

1 減価償却に関する事項

- (1) 減価償却の方法として選定し届け出た方法は、旧定額法又は定額法である。
- (2) 減価償却資産に関する資料は次のとおりであり、当期の減価償却費はまだ計上されていない。

区 分	取得価額	期首帳簿価額	耐用年数	定額法償却率
A 建 物	35,000,000円	33,921,000円	35年	0.029
B 機械装置	10,000,000円	——円	13年	0.077
C 器具備品	4,000,000円	——円	5 年	0.200

- (注) 1 A建物は、平成24年4月5日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、繰越償却超過額が64,000円ある。なお、翌期に繰り越す金額がないように処理すること。
- 2 B機械装置は、平成25年10月20日に取得し、直ちに事業の用に供したものである。
- 3 C器具備品は、平成26年1月15日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、当該器具備品の取得に当たり据付費用500,000円が雑費に計上されている。
- 4 上記表中以外の減価償却資産の当期における償却限度額は7,820,625円である。

2 交際費等に関する事項

(1) 当期に損金経理した交際費勘定の金額は10,280,000円であり、そのうちには次のものが含まれている。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 来客との商談、打合せにおいて要した昼食程度の食事代 | 50,000円 |
| ② 前期仮払交際費の当期消却額 | 100,000円 |

(2) 仮払金勘定は、得意先を接待した費用200,000円、及び役員に対して臨時に支給した渡切小切手で精算を要しないもの300,000円である。これらは決算上費用に振り替えるものとする。なお、役員に対するものは、その他の費用に振り替えるものとする。

3 租税公課に関する事項

(1) 当期に納付した租税公課のうち、当期分中間法人税5,400,000円、中間住民税1,080,000円及び中間事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）1,552,500円は費用に計上している。

(2) (1)のほか、前期分確定法人税10,800,000円（復興特別法人税を含む。）、確定住民税2,160,000円及び確定事業税3,245,000円は前期に繰り入れた納税充当金を取り崩して納付している。

(3) 当期における納税充当金の繰入れは18,000,000円とする。

(4) 源泉所得税100,000円及び復興特別所得税2,100円は費用に計上している。

4 その他の事項

(1) その他の収益には、当期中に収受した甲株式（3年前より有しており、完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に該当する。）に係る剰余金の配当500,000円（源泉所得税100,000円及び復興特別所得税2,100円控除前の金額）が含まれている。なお、受取配当等の益金不算入額から控除すべき負債利子の額はない。

(2) その他の費用には、国等に対する寄附金が300,000円、一般の寄附金が2,400,000円含まれている。

(3) 当社の期末資本金等の額は110,000,000円（うち、資本金の額110,000,000円）である。

問題14 決算修正・総合問題（１）（シートあり）**基礎**

— ㊦60分 —

甲株式会社（以下、「当社」という。）は、製造業を営む内国法人である。当社の当期の決算にあたり試算をした損益の状況は、答案用紙の「残高試算表」欄に示すとおりであるが、その中には必要な決算整理がまだ行われていない事項も含まれており、決算整理及び法人税の申告等に必要な資料は下記のとおりである。

これにより、答案用紙の損益計算書を完成させるとともに、課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい（計算過程を答案用紙所定の欄に示すこと。）。

なお、解答にあたっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項はすべて確定決算に織り込むものとし、かつ、税法上評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところに従って計算した金額を計上するものとする。
- (2) 税法上その計算方法が二つ以上定められている事項については、特に下記に明示されているものを除き、当期の法人税額が最も少なくなる方法によって計算するものとする。
- (3) 当社は、青色申告書提出の承認を受けており、当期においても引き続き青色申告書を提出するものとする。また、必要な申告の記載等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (4) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、その事項を明記して解答するものとする。

<資 料>**1 資本構成に関する事項**

当社は同族会社であり、所有割合は非同族会社であるA株式会社30%、代表取締役社長20%専務取締役10%、常務取締役5%で、残りは持株割合1%未満の少数株主である。

2 長期割賦販売等に関する事項

当社は、当期より通常の販売業務の他に割賦販売業務を開始しており、当期中の法人税法第63条に規定する長期割賦販売等に係る資料は次のとおりである。

- (1) 当期における割賦販売の売上高は64,500,000円であり、その全額が「割賦売上高」として収益に計上されている。
- (2) (1)の割賦売上高に係る原価の額は45,200,000円であり、その全額が「売上原価」として費用に計上されている。
- (3) (1)の割賦販売については、支払期日到来前に頭金として4,500,000円の支払を受け、賦払金として毎月2,000,000円の支払を受けることとなっている。

なお、当期中に支払期日が到来した賦払金額は14,000,000円であり、そのうち2,000,000円はまだ入金されていない。また、翌期以降に支払期日が到来する賦払金のうち当期中に入金した金額が850,000円ある。

- (4) 当社は当期の損益とすべき金額に係る販売対価の額及び販売原価の額をそれぞれ「割賦売上高」及び「売上原価」として計上する方法によるものとする。

3 受取配当等に関する事項

- (1) 当期中に収受した配当等は次のとおりであり、配当等の額をその他の収益に、源泉徴収税額を諸費用に計上している。

銘 柄 等	配当等の額	源泉徴収税額	計 算 期 間
B 株式期末配当	3,160,000円	632,000円	平25. 1. 1～平25.12.31
C 株式期末配当	430,000	86,000	平24.11. 1～平25.10.31
D 株式期末配当	280,000	外 28,000	2013. 1. 1～2013.12.31
E 銀行預金利子	698,000	139,600 (うち34,900)	
合 計	4,568,000円	885,600円	—————

- ① 期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、上記表中の計算期間の終了の日をそれぞれ基準日としている。
- ② B 株式は平成24年12月1日、C 株式は平成25年9月9日にそれぞれ取得している。
- ③ D 株式の発行人であるD 株式会社は外国法人であり、源泉徴収税額は現地で徴収された外国法人税の額である。当社はD 株式会社の発行済株式総数の1%を有している。
- ④ 源泉徴収税額のうち書きは、住民税の特別徴収税額である。
- ⑤ 当社は、完全子法人株式等及び関係法人株式等を有したことはない。
- ⑥ 復興特別所得税は考慮不要とする。
- (2) 完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の額から控除すべき負債の利子の額は433,000円である。

4 債権等に関する事項

- (1) 「残高試算表」の売掛金勘定のうちにはF 商店に対するもの4,500,000円があるが、取引開始の際、F 商店から営業保証金1,500,000円を受け入れており、この他、同商店に対する支払手形が2,882,100円ある。
- (2) 「残高試算表」の受取手形勘定のほか、手形割引高の注記が当期末において82,300,000円あるが、すべて売掛金の回収のために取得した手形の割引高である。
- (3) 「残高試算表」のその他の資産の額のうちには、次に掲げる金額が含まれている。なお、これら以外で一括評価金銭債権に該当するものはない。
- ① 役員に対する短期貸付金 36,000,000円
- ② 仕入先に対する商品仕入の前渡金 1,500,000円
- ③ 仕入割戻しに係る未収金 700,000円
- (4) 基準年度における実質的に債権とみられないものの額の簡便法によるその控除割合は0.0165とする。

- (5) 当期首前3年以内に開始した各事業年度における各期末の一括評価金銭債権の額及び貸倒損失の額の状況は次のとおりである。

事業年度	一括評価金銭債権の額	貸倒損失の額
平22. 4. 1～平23. 3. 31	103,100,000円	1,950,000円
平23. 4. 1～平24. 3. 31	123,800,000	895,000
平24. 4. 1～平25. 3. 31	143,580,000	2,193,000

- (6) 「残高試算表」の一括貸倒引当金勘定の金額は、前期からの繰越額であり、このうちには前期の繰入限度超過額 981,400円が含まれている。

5 買換えに関する事項

- (1) 当社は平成25年5月21日に既成市街地等内に有する土地（平成11年1月取得、帳簿価額 8,720,000円）を86,500,000円で譲渡し、譲渡対価と帳簿価額との差額を固定資産売却益としてその他の収益に計上している。当該土地は事務所用建物の敷地として使用していたものであり、譲渡時の契約により事務所用建物は取壊し、取壊直前の帳簿価額6,000,000円（償却超過額 200,000円）を雑損失に計上した。なお、この譲渡に際し仲介手数料650,000円を支出し、諸費用に計上した。
- (2) 平成26年1月8日、既成市街地等外に有する土地に次の建物を建設した。

資 産	取得価額	事業供用年月日	備 考
H建物	85,000,000円	平成26年1月20日	耐用年数 24年

(注) 事業の用に供するにあたり、改良費 1,500,000円を支出しており、その全額を雑損失勘定に計上している。

- (3) 当社は、上記(1)及び(2)に関して、租税特別措置法第65条の7《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による圧縮記帳の適用を受けたいと考えているが、これについて必要な処理は行われていない。なお、経理の方法は剰余金の処分により積立金を積み立てる方法によるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

6 減価償却に関する事項

- (1) H建物の他、次に掲げる減価償却資産については、減価償却費はまだ計上されていない。

種 類 等	取 得 価 額	期首帳簿価額	事業供用年月日	耐用年数	注
I 機械装置	9,500,000円	——	平成25年9月7日	8年	1
J 機械装置	2,000,000円	600,000円	平成19年3月以前	10年	2
K 器具備品	89,330円	——	平成25年7月8日	5年	—
L 器具備品	2,080,000円	——	平成25年10月8日	10年	—

- (注) 1. 平成25年8月6日に新品一台を取得したものであり、租税特別措置法42条の6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》に規定する特定機械装置等に該当する。当

社は、剰余金の処分により特別償却準備金を積み立てるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

2. 過年度における減価償却超過額 31,151円があるが、翌年に繰り越さないよう処理すること。

3. 減価償却は法定償却方法による。また、上記減価償却資産について取得価額の全額を費用として処理する場合には、諸費用及び雑損失に計上するものとする。

(2) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。

① 旧定額法、旧定率法の償却率表

耐用年数	5年	8年	10年	24年
旧定額法償却率	0.200	0.125	0.100	0.042
旧定率法償却率	0.369	0.250	0.206	0.092

② 定額法、200%定率法の償却率等の表

耐用年数		5年	8年	10年	24年
定額法償却率		0.200	0.125	0.100	0.042
定率法	償却率	0.400	0.250	0.200	0.083
	改定償却率	0.500	0.334	0.250	0.084
	保証率	0.10800	0.07909	0.06552	0.02969

7 租税公課に関する事項

- (1) 「残高試算表」に計上されている納税充当金は当期に損金経理により引当てたものである。
- (2) 期中納付した前期分確定申告法人税額16,500,000円（復興特別法人税を含む。以下同じ。）、前期分確定申告住民税額 2,900,000円及び前期分確定申告事業税額（地方法人特別税を含む。以下同じ。） 3,832,100円については、前期に損金経理した納税充当金の全額を取崩して充当している。
- (3) 当期中に納付した当期分中間申告法人税8,300,000円及び当期分中間申告住民税1,320,000円は損金経理したが、当期分中間申告事業税1,750,000円は未納であり、その経理はまだ行っていない。

8 その他の事項

- (1) 当社は、事業遂行の必要性から、当社工場に通じる県道の舗装（耐用年数15年）をM県に要請し、平成25年12月2日にその工事負担金として 9,000,000円を支払い、全額を諸費用勘定として処理している。なお、この県道は一般の人々も通行の用に供している。
- (2) 「残高試算表」の諸費用勘定のうちには、期中に退職した役員N氏に対して支給した退職給与15,000,000円が含まれているが、N氏の退職の事情等に照らして相当と認められる金額は12,000,000円である。
- (3) 当社は中小企業者に該当する。

問題15

 決算修正・総合問題（2）（シートあり）

基礎

— ㊟40分 —

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、主として製造業を営む年1回3月末決算の法人であり、甲社の当期における法人税の確定申告のために必要な【資料】は次のとおりである。

これらに基づいて、甲社の損益計算書の原案で計上した当期純利益の額を必要に応じて修正し、当期の確定申告に係る別表一（一）（法人税額の計算）、別表四（所得の金額の計算に関する明細書）並びに別表五（一）（利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書）を完成させなさい。なお、計算過程や法的な判定のプロセスは答案用紙の所定の欄に明示することとし、別表四及び別表五（一）の減価償却資産に関する記載は各資産ごとに行うこととする。

（注）法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び明細書類の添付その他の手続はいずれも適法に行うものとし、選択することができる計算方法が2以上ある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。また、下記以外の事項については考慮する必要はない。

【資料】

I 甲社に関して解答に当たり注意すべき事項

- 1 甲社は設立以来、当期まで連続して青色申告書である確定申告書を提出し、当期においても申告期限内に青色申告書により法人税の確定申告を行う予定である。
- 2 損益計算書の作成に当たっては、特に指示があるものを除き、決算処理が可能なものはこれに織り込むものとする。また、これらの調整は原価計算に影響させないものとする。
- 3 甲社は消費税について税込経理方式により処理を行っている。
- 4 税効果会計及び原価差額の調整については考慮する必要はない。
- 5 甲社は設立以来、減価償却資産に関する償却方法の選定の届出をしていない。
- 6 未払法人税等の額は、概算として4,850,000円を計上する。
- 7 甲社の当期末における株主の状況は次のとおりである。

氏 名	役職等	所有株式数
A	代表取締役	10,000株
B	常務取締役	2,000株
C	Bの妻	1,200株
D	Bの長男（取締役営業部長）	800株
E	取締役	1,000株
その他の少数株主		10,000株
合 計		25,000株

Ⅱ 甲社の当期の株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
			繰 越 利益剰余金			
当期首残高	30,000	22,500	234,500	257,000	339,500	339,500
当期変動額						
剰余金の配当			△8,550	△8,550	△8,550	△8,550
当期純利益			()	()	()	()
当期変動額合計			()	()	()	()
当期末残高	30,000	22,500	()	()	()	()

(注1) 表中の金額には、千円未満の端数はない。

(注2) 剰余金の配当は、平成25年3月31日を基準日とするものである。

(注3) () 書きの部分は各自算出

Ⅲ 所得の金額等の計算に関する事項

1 減価償却資産に関する事項

(1) 当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。なお、甲社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

① 建物F

建物F（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額49,050,000円、法定耐用年数27年、定額法により每期償却を行い、償却超過額はない。）は、平成24年10月10日に取得し事業供用したものである。なお、甲社は当期において1,722,000円の減価償却費を計上している。

② 機械装置H

機械装置H（取得価額3,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数8年、定率法により每期償却を行い、償却超過額が125,000円ある。）は、平成24年10月1日に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を未計上であり、翌期に繰り越す償却超過額がないようすること。

③ 建物付属設備I

建物付属設備I（取得価額8,000,000円、期首帳簿価額2,800,000円、法定耐用年数15年、旧定率法により每期償却を行い、償却超過額はない。）は、平成19年3月31日以前に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を500,000円計上している。

④ 器具備品 J

器具備品 J（取得価額150,000円、法定耐用年数4年）は、平成26年3月28日に取得したものであるが減価償却費を計上していない。なお、当期末においてまだ開梱していない。

(2) (1)のほか、平成25年11月20日に取得し事業の用に供した器具備品 K（取得価額98,000円、法定耐用年数4年）があるが、甲社は取得価額の全額を消耗品費に計上している。

(3) 前期に取得した器具備品 L（取得価額180,000円、法定耐用年数8年）を平成25年7月20日に譲渡し、譲渡対価を収益計上している。なお、甲社は前期において取得価額の全額を消耗品費に計上しており、一括償却資産損金算入限度超過額120,000円が繰り越されている。

2 租税公課等に関する事項

当期に納付した租税公課（源泉徴収税額を除く。）は次のとおりである。なお、法人税には復興特別法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。

税 目	金 額	備 考
【前期確定申告】		
法人税	7,600,000円	(注)
法人住民税	1,520,000円	
法人事業税	2,200,000円	
【当期中間申告】		
法人税	9,500,000円	(注)
法人住民税	1,900,000円	
法人事業税	2,750,000円	

(注) 当期分法人税等勘定・未払法人税等の総勘定元帳は以下のとおりである。

当期分法人税等 (単位：円)					
年 月 日	摘 要	相手勘定	借 方	貸 方	残 高
25.11.24	法人税予定申告	普通預金	9,500,000		
25.11.24	住民税予定申告	普通預金	1,900,000		
25.11.24	事業税予定申告	普通預金	2,750,000		14,150,000

未払法人税等 (単位：円)					
年 月 日	摘 要	相手勘定	借 方	貸 方	残 高
25.4.1	前期繰越				11,400,000
25.5.28	法人税	普通預金	7,600,000		
25.5.28	法人住民税	普通預金	1,520,000		
25.5.28	法人事業税	普通預金	2,200,000		
25.5.28	繰入余剰額	雑収入	80,000		

3 受取配当等に関する事項

- (1) 当期に収受した配当等は次のとおりであり、甲社は手取額を収益に計上している。なお、いずれの株式も売買目的有価証券には該当せず、復興特別所得税はないものとして解答すること。

区 分	銘柄等	計算期間	配当等の額	源泉徴収税額	備 考
剰余金の配当	M 株 式	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	1,700,000円	340,000円	(注1)
剰余金の配当	N 株 式	自平成24年11月1日 至平成25年10月31日	2,100,000円	147,000円	(注2)

(注1) M株式は、内国法人M社が発行する株式であり、甲社は数年前に3,000株を取得したが、平成24年7月9日に1,000株を追加取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、M株式は関係法人株式等に該当する。

(注2) N株式は、内国法人N社が発行する株式であり、甲社は平成25年6月10日に取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、N株式は完全子法人株式等及び関係法人株式等には該当しない。

- (2) 受取配当等の益金不算入額の計算上、控除すべき負債利子の額は、関係法人株式等に係るものが124,000円、完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係るものが186,000円ある。

4 経費に関する事項

- (1) 当期において寄附金に計上した金額は次のとおりである。

支出先	金 額	支出日	備 考
国立大学法人	1,000,000円	平成25年3月20日	前期に計上した仮払金を消却した。
日本赤十字社	500,000円	平成25年9月15日	特定公益増進法人等に対する寄附金に該当する。
日本商工会議所	300,000円	平成26年2月14日	一般の寄附金に該当する。

- (2) 当期において交際費等として処理した金額は8,800,000円であり、租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当するものである。このほか、平成26年3月30日に得意先を接待した際の飲食費用80,000円（一人当たりの飲食費は10,000円であり、会議費に該当するものではない。）は当期末において未払いであるため、何ら処理をしていない。

IV その他の参考資料

(1) 減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表 (抜粋)

耐用 年数	定額法	定率法 (200%)			旧定額法	旧定率法
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	償却率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499	0.250	0.438
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800	0.200	0.369
7年	0.143	0.286	0.334	0.08680	0.142	0.280
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909	0.125	0.250
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552	0.100	0.206
12年	0.084	0.167	0.200	0.05566	0.083	0.175
15年	0.067	0.133	0.143	0.04565	0.066	0.142
27年	0.038	0.074	0.077	0.02624	0.037	0.082

(2) 当期の復興特別法人税は、1,057,900円とする。

解 答 編



減	法人税等未払金支出事業税等	16,356,500
	減価償却超過額認容	
	（製品保管用倉庫）	75,000
	（事務所用建物）	385,500
	受取配当等の益金不算入額	141,250
	外国子会社配当の益金不算入額	285,000
	未払交際費認定損	154,000
算	仮払寄附金認定損	500,000
	小計	17,897,250
	仮計	182,847,147

【受取配当等の益金不算入】

(1) 配当等の額

$$\begin{aligned}
 & ※ \\
 & 280,000 - 37,500 + 250,000 = 492,500 \\
 & ※ 75,000株 \times \frac{40,000株}{100,000株 + 40,000株} \\
 & \times \frac{140,000株}{140,000株 + 20,000株} = 18,750株 \\
 & 280,000 \times \frac{18,750株}{140,000株} = 37,500
 \end{aligned}$$

(2) 益金不算入額

$$(492,500 - 210,000) \times 50\% = 141,250$$

【法人税額控除所得税額等】

(1) 株式出資（A社株式）

① 個別法

$$\begin{aligned}
 & 19,600 \times \frac{100,000株}{140,000株} \\
 & + 19,600 \times \frac{40,000株}{140,000株} \times \frac{1}{12} (0.084) = 14,470
 \end{aligned}$$

② 簡便法

$$\begin{aligned}
 & 19,600 \times \frac{100,000株 + (140,000株 - 100,000株) \times \frac{1}{2}}{140,000株} \\
 & (0.858) = 16,816
 \end{aligned}$$

③ ① < ② ∴ 16,816

(2) 受益権（C証券投資信託）

$$17,500$$

(3) その他（D銀行預金）

$$294,000$$

(4) (1) + (2) + (3) = 328,316

【外国子会社】

$$300,000 - 3000,000 \times 5\% = 285,000$$

寄附金の損金不算入額	10,684,706
法人税額控除所得税額等	328,316
合 計	193,860,169
差 引 計	193,860,169
総 計	193,860,169
所得金額	193,860,169

【交際費等の損金不算入】

(1) 支出交際費等

使途秘匿金 見本品 カレンダー
 $9,240,000 - 3,129,500 - 360,000 - 380,000$

未払
 $+ 154,000 = 5,524,500$

(2) 損金不算入額

※
 $5,524,500 - 5,524,500 \times 90\% = 552,450$

※ $5,524,500 < 6,000,000 \times \frac{12}{12} \therefore 5,524,500$

【繰延資産】

(1) 加入金（同業者団体）

$150,000 < 200,000 \therefore$ 是認

(2) 会館建設負担金

① 償却期間

$50年 \times \frac{7}{10} = 35年 > 10年 \therefore 10年$

② 償却超過額

$1,000,000 - 1,000,000 \times \frac{7}{10 \times 12} = 941,667$

【寄附金】

(1) 支出寄附金の額

① 指定等 $1,100,000 + 500,000 = 1,600,000$

② その他 $2,000,000 + \begin{matrix} \text{時 価} \\ \text{対 価} \end{matrix} (20,000,000 - 10,000,000) = 12,000,000$

③ ①+②=13,600,000

(2) 損金算入限度額

$\{140,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (182,847,147 + 13,600,000) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{4} = 1,315,294$

(3) 損金不算入額

指定等
 $13,600,000 - 1,600,000 - 1,315,294 = 10,684,706$

【別表1】

区 分			金 額
所 得 金 額			193,860,169円
同上の内訳	年 8 0 0 万 円 相 当 額 (千 円 未 満 切 捨)	①	8,000,000
	年 8 0 0 万 円 超 過 額 (千 円 未 満 切 捨)	②	185,860,000
税 額	①×15%		1,200,000
	②×25.5%		47,394,300
	法 人 税 額		48,594,300
差 引 法 人 税 額			48,594,300
法 人 税 額 計			1,251,600 48,594,300
控 除 所 得 税 額			328,316
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			49,517,500
中 間 申 告 分 法 人 税 額			32,000,000
納 付 す べ き 法 人 税 額			17,517,500

計 算 過 程 (単位：円)
【その他】
使途秘匿金
3,129,000 (千円未満切捨) ×40%=1,251,600

【解答への道】

1 保険差益

消防費及び焼跡整理費用については、共通経費として按分が必要となるが、倉庫の取壊費用は按分しない。

2 使途秘匿金

相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない支出は、使途秘匿金とされる。

別表4では、千円未満切捨てせずに全額加算すればよい。一方、別表1では、千円未満切捨後の金額に40%を乗じた金額を、「法人税額計」に外書で記載する。

3 寄附金

低額譲渡の場合、時価と対価の差額が寄附金となる。帳簿価額は、計算上使用しない。

問題2 総合問題・基礎の確認(2)

1 所得金額の計算

摘 要		金 額	計算過程 (単位: 円)
当期利益又は当期欠損の額		51,314,000円	(留保金課税の判定)
加	損金経理納税充当金	29,950,000	(1) 期末資本金1億円超
	損金経理法人税等	8,500,000	(2) 被支配会社でない法人を除いて判定
	損金経理住民税	2,575,500	S Sの妻
	損金経理住民税利子割額	80,000	① Sグループ 150,000株+20,000株=170,000株
	減価償却超過額		② $\frac{170,000\text{株}}{300,000\text{株}} = 56.6\cdots\% > 50\%$
	(M機械装置)	18,750	∴ 特定同族会社、留保金課税あり
	(N機械装置)	137,500	(受取配当等の益金不算入)
	一括貸倒引当金繰入超過額	348,000	$(300,000 + 950,000) - 47,500 = 1,202,500$
	R土地圧縮超過額	900,000	(法人税額控除所得税等)
	(R土地計上もれ)		(1) 株式出資 (所有期間から明らかに個別法有利)
算	交際費等の損金不算入額	700,000	$60,000 + 190,000 \times \frac{8}{12} (0.667) = 186,730$
			(2) その他 240,000
			(3) (1) + (2) = 426,730
			(控除対象外国法人税額)
			配当分
			$120,000 < 1,200,000 \times 35\% \quad \therefore 120,000$
			(減価償却)
			(1) 事務所用建物
			$995,000 - 50,000,000 \times 0.9 \times 0.023$
			$= \triangle 40,000 < 800,000 \quad \therefore 40,000 \text{ (認容)}$
			(2) M機械装置
			① 償却限度額
			イ $3,756,000 \times 0.250 = 939,000$
			ロ $3,756,000 \times 0.07909 = 297,062$
			ハ イ $\geq$ ロ $\therefore 939,000$
			ニ $939,000 \times \frac{5}{12} = 391,250$
			② 償却超過額 $410,000 - 391,250 = 18,750$
			(3) N機械装置
			$225,000 - 350,000 \times 0.250 = 137,500$
	小 計	43,209,750	

減算	納税充当金支出事業税等	1,650,000	(交換)
	未納事業税等認定損	150,000	(1) 判定 $60,000,000 - 48,000,000 = 12,000,000 \leq 60,000,000 \times 20\%$
	受取配当等の益金不算入額	1,202,500	(2) 圧縮限度額 $\therefore$ 適用あり
	事務所用建物減価償却超過額認容	40,000	譲渡簿価 譲渡経費 $48,000,000 - (30,000,000 + 1,200,000)$
	一括貸倒引当金繰入超過額認容	112,000	$\times \frac{48,000,000}{48,000,000 + 12,000,000} = 23,040,000$
			(3) 圧縮超過額 取得時価 帳簿価額 圧縮限度 $(48,000,000 - 30,000,000) - 23,040,000$ $= \triangle 5,040,000 \rightarrow$ 処理なし
			(一括貸倒引当金)
			(1) 一括評価金銭債権の額 $30,000,000 + 15,000,000 + 10,000,000 + 6,000,000$ $= 61,000,000$
			(2) 貸倒実績率 $3,450,000 \times \frac{12}{36}$ 4位未満切上 $\frac{167,000,000}{3} = 0.02065 \rightarrow 0.0207$
			(3) 繰入限度額 $61,000,000 \times 0.0207 \times \frac{2}{4} = 631,350$
		(4) 繰入超過額 $979,350 - 631,350 = 348,000$	
	小計	3,154,500	(収用等)
	仮計	91,369,250	(1) 差引補償金等 $40,000,000 - (3,500,000 - 2,000,000) = 38,500,000$
	法人税額控除所得税額等	426,730	(2) 差益割合 $\frac{38,500,000 - 15,400,000}{38,500,000} = 0.6$
	控除対象外国法人税額	120,000	(3) 圧縮基礎取得価額 $38,500,000 < 40,000,000 \therefore 38,500,000$
	合計	91,915,980	(4) 圧縮限度額 $38,500,000 \times 0.6 = 23,100,000$
	差引計	91,915,980	(5) 圧縮超過額 $24,000,000 - 23,100,000 = 900,000$
	総計	91,915,980	(交際費等) ライター ※ $950,000 - 200,000 - 50,000 = 700,000$ ※ $50,000 \div 10人 = 5,000 \therefore$ 非交際費
	所得金額	91,915,980	

2 法人税額の計算

区 分			金 額	計算過程 (単位: 円)
所 得 金 額			91,915,980円	(控除外国税)
内 訳	年800万円相当額	①	—	(1) 120,000
	年800万円超過額	②	91,915,000	※
税 額	①×15%		—	(2) $23,438,325 \times \frac{1,200,000}{91,915,980} = 305,996$
	②×25.5%		23,438,325	※ $1,200,000 - 120,000 + 120,000 = 1,200,000$ $< 91,915,980 \times 90\% \therefore 1,200,000$
法 人 税 額			23,438,325	(3) (1) < (2) $\therefore 120,000$
差 引 法 人 税 額			23,438,325	(留保金課税)
課税留保金額に対する税額			2,156,200	(1) 当期留保金額 ① 所得等の金額のうち留保した金額 受配 当期末配当 交際費等 $91,915,980 + 1,202,500 - (3,000,000 + 700,000)$ 所得税 外国税 $+ 426,730 + 120,000 = 88,871,750$
法 人 税 額 計			25,594,525	② 法人税 所得税 外国税 $23,438,325 - 426,730 - 120,000 = 22,891,595$
控 除 所 得 税 額			426,730	③ 復興特別法人税 2,343,800
控 除 外 国 税 額			120,000	④ 住民税 外国税 $(23,438,325 - 120,000) \times 20.7\% = 4,826,893$
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			25,047,700	⑤ ①-②-③-④=58,809,462
中 間 申 告 分 法 人 税 額			8,500,000	(2) 留保控除額 ① 所 得 総計 受配 $(91,915,980 + 1,202,500) \times 40\% = 37,247,392$ ② 定 額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$ ③ 積立金 $150,000,000 \times 25\% - (30,062,000 - 4,500,000)$ $= 11,938,000$ 前期末配当 ④ ①~③のうち最多 $\therefore 37,247,392$
差 引 確 定 法 人 税 額			16,547,700	(3) 課税留保金額 (千円未満切捨) $(1) - (2) = 21,562,000$ (4) 税率区分 $(3) \leq 30,000,000 \times \frac{12}{12} \therefore 10\%$ (5) 税額 $21,562,000 \times 10\% = 2,156,200$

3 利益積立金額の明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
	①	②	③	
利 益 準 備 金	12,500,000円	円	円	12,500,000円
別 途 積 立 金	3,000,000		1,500,000	4,500,000
事務所用建物	800,000	40,000		760,000
一括貸倒引当金	112,000	112,000	348,000	348,000
未納事業税等			△ 150,000	△ 150,000
M 機 械 装 置			18,750	18,750
N 機 械 装 置			137,500	137,500
R 土 地			900,000	900,000
繰越損益金	12,000,000	12,000,000	57,314,000	57,314,000
納税充当金	9,200,000	9,200,000	29,950,000	29,950,000
未納法人税等	未納法人税及び未納復興特別法人税 △ 6,446,000	△ 14,946,000	中間 △ 8,500,000	△ 18,891,500
			確定 △ 18,891,500	
	未納住民税 △ 1,104,000	△ 3,759,500	中間 △ 2,655,500	△ 3,309,500
			確定 △ 3,309,500	
差引合計額	30,062,000	———	———	84,077,250

未納住民税の計算	16,547,700円×20%＝ 3,309,500円（百円未満切捨）
----------	-------------------------------------

4 資本金等の額の明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当期の増減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
	①	②	③	
資 本 金	150,000,000円			150,000,000円
資本準備金	50,000,000			50,000,000
差引合計額	200,000,000	———	———	200,000,000

【解答への道】

(1) 留保金課税の適用有無の判定

期末資本金の額1億円超で、1つの株主グループで50%超を所有 ⇨ 特定同族会社に該当

(2) 留保金課税（積立金基準額）

期末資本金額×25%－（期首利益積立金額－前期末配当等の額）

↓
別表5（一）Ⅰ①欄最終値

問題3 法人税等調整額と租税公課

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 損金経理法人税等 | 20,500,000円 (加・留) |
| (2) 損金経理住民税 | 4,200,000円 (加・留) |
| (3) 損金経理住民税利子割額 | 125,000円 (加・留) |
| (4) 損金経理納税充当金 | 87,543,000円 (加・留) |
| (5) 法人税等調整額 | 11,005,000円 (減・留) |
| (6) 納税充当金支出事業税等 | 5,400,000円 (減・留) |
| (7) 法人税額控除所得税額等 | 375,000円 (加・流) |
| (8) 控除対象外国法人税額 | 200,000円 $< 2,000,000円 \times 35\%$ $\therefore$ 200,000円 (加・流) |

【解答への道】

- (1) 「法人税、住民税及び事業税」の内訳

法人税、住民税及び事業税	118,243,000円	／	現金	30,700,000円…①
			未払法人税等	87,543,000円…②
現金	2,000,000円	／	受取利息	2,500,000円
法人税、住民税及び事業税	500,000円	／		…③
現金	1,800,000円	／	受取配当金	2,000,000円
法人税、住民税及び事業税	200,000円	／		…④

- ① について ⇨ ①のうち当期中間申告分法人税、住民税を加算する。
 ② について ⇨ 当期確定申告分であり、債務未確定であるため、全額加算する。
 ③ ④について ⇨ 住民税利子割、所得税、外国税を加算する。

- (2) 法人税等調整額の別表4での調整

- ① 損益計算書上「当期純利益」に加算されている ⇨ (本問)
 = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」から控除されている
 = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついている

×××× / 法人税等調整額 ⇨ 法人税等調整額 (減・留)
 「当期純利益」に加算されている

- ② 損益計算書上「当期純利益」から控除されている
 = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」に加算されている
 = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついていない

法人税等調整額 / ×××× ⇨ 法人税等調整額 (加・留)
 「当期純利益」から控除されている

(注) 法人税等調整額の税務調整

法人税等調整額の減算・加算の双方の調整が複数あるときは、すべての法人税等調整額を考慮した純額が与えられるので、その与えられた純額を税務調整する。

問題4 繰延税金資産負債・圧縮積立金等

1 別表4

区 分		金 額
当期利益又は当期欠損の額		137,939,000円
加 算	損金経理法人税等未払金	76,834,500
	損金経理法人税等	12,300,000
	損金経理住民税	3,500,000
	特別償却準備金取崩額	550,000★
	圧縮積立金積立超過額	360,000
	本社建物B減価償却超過額	21,880
小 計		93,666,380
減 算	法人税等調整額	139,000
	法人税等未払金支出事業税等	10,100,000
	特別償却準備金積立超過額	50,000
	認識	
	圧縮積立金積立	3,000,000◆
	本社事務所A減価償却超過額	1,205,000
	認識	
小 計		14,494,000
仮 計		217,011,380
合 計		217,011,380
差 引 計		217,011,380
総 計		217,011,380
所 得 金 額		217,011,380

計 算 過 程 (単位:円)	
【特別償却準備金】	
(1) 要取崩	繰負 超過 $(2,502,500 + 1,347,500 - 350,000) \times \frac{12}{84}$ $= 500,000$
(2) 積立超過認可	繰負 $500,000 - (357,500 + 192,500) = \Delta 50,000$ $\star \quad 350,000 \quad \text{少}$ $\therefore 50,000$
【買換え】	
(1) 差益割合	$\frac{23,000,000 - (18,000,000 + 1,205,000)}{23,000,000} = 0.165$
(2) 圧縮基礎取得価額	$20,000,000 < 23,000,000 \quad \therefore 20,000,000$
(3) 圧縮限度額	$20,000,000 \times 0.165 \times 80\% = 2,640,000$
(4) 積立超過額	繰負 $(1,950,000 + 1,050,000) - (3) = 360,000$ $\blacklozenge$
【減価償却】	
$108,680 - (20,000,000 - 2,640,000) \times 0.020$ $\times \frac{3}{12} = 21,880$	

2 別表1

区 分		金 額
所 得 金 額		217,011,380円
(1) 年800万円相当額 8,000,000	15%	1,200,000
(2) 年800万円超過額 209,011,000 (千円未満切捨)	25.5%	53,297,805
法 人 税 額		54,497,805
差 引 法 人 税 額		54,497,805
法 人 税 額 計		54,497,805
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		54,497,800
中 間 申 告 分 法 人 税 額		12,300,000
納 付 す べ き 法 人 税 額		42,197,800

計 算 過 程 (単位:円)	

3 別表5(一) I

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額	
			減	増		
			①	②		③
利 益 準 備 金		35,500,000円	円	円	35,500,000円	
別 途 積 立 金		25,000,000		10,000,000	35,000,000	
土 地		△ 4,000,000			△ 4,000,000	
本 社 事 務 所 A		1,205,000	1,205,000		0	
特別償却準備金		2,502,500	357,500		2,145,000	
特別償却準備金積立		△ 3,850,000	△ 550,000★		△ 3,300,000	
特別償却準備金積立超過額		350,000	50,000		300,000	
圧 縮 積 立 金				1,950,000	1,950,000	
圧 縮 積 立 金積立				△ 3,000,000◆	△ 3,000,000	
圧縮積立金積立超過額				360,000	360,000	
本 社 建 物 B				21,880	21,880	
繰延税金資産		△ 4,769,500	△ 4,664,500	△ 5,661,000	△ 5,766,000	
繰延税金負債		2,747,500	192,500	1,050,000	3,605,000	
繰越損益金		112,690,000	112,690,000	184,036,500	184,036,500	
納 税 充 当 金		36,900,000	36,900,000	76,834,500	76,834,500	
未納法人税等	未納法人税及び未納復興特別法人税	△ 22,300,000	△ 34,600,000	中間	△12,300,000	△ 47,647,500
				確定	△47,647,500	
	未納住民税	△ 4,500,000	△ 8,000,000	中間	△ 3,500,000	△ —
				確定	△ —	
差引合計額						

【解答への道】

- (1) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の積立

- ① 本来の積立額を一旦減算◆
② 上記①◆ - 積立限度額(通常どおり) = 圧縮積立金積立超過額(加算)

- (2) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の取崩

- ① 本来の取崩額を一旦加算★
② 要取崩額(通常どおり) - 上記①★ = 取崩不足(加算) or 積立超過額認容(減算)

- (3) 繰延税金資産、負債の発生、解消

発生分 ⇨ 別表5(一) I ③に記載 解消分 ⇨ 別表5(一) I ②に記載

- (4) 法人税等調整額 ⇨ 別表4で調整

問題5 別表5(一)Iの記入

[別表5(一)I]

(単位:円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減			差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
			減	増		
		①	②	③		④
利 益 準 備 金		1,000,000		500,000		1,500,000
別 途 積 立 金		3,000,000		1,000,000		4,000,000
機 械 装 置		190,000	150,000			40,000
一括貸倒引当金		240,000	240,000	180,000		180,000
未 払 交 際 費		△ 300,000	△ 300,000			0
建 物				130,000		130,000
圧 縮 積 立 金				22,000,000		22,000,000
圧縮積立金積立				△ 22,000,000		△ 22,000,000
圧縮積立金超過				2,000,000		2,000,000
前 払 交 際 費				520,000		520,000
棚 卸 資 産				310,000		310,000
有 価 証 券				60,000		60,000
繰 越 損 益 金		42,670,000	42,670,000	89,160,000		89,160,000
納 税 充 当 金		16,500,000	16,500,000	20,000,000		20,000,000
未納法人税等	未納法人税及び復興特別法人税	△ 11,000,000	△ 21,000,000	中間	△10,000,000	△ 16,400,000
				確定	△16,400,000	
	未納住民税	△ 2,300,000	△ 4,300,000	中間	△ 2,000,000	△ 3,900,000
				確定	△ 3,900,000	
差 引 合 計 額		50,000,000	33,960,000	81,560,000		97,600,000

【解答への道】

(1) 別表5(一)I記載項目の計算過程

- ① 建物 500,000円－370,000円＝130,000円
- ② 機械 470,000円－620,000円＝△150,000円＜190,000円 ∴ 150,000円
- ③ 貸倒引当金 1,280,000円－1,100,000円＝180,000円
- ④ 有価証券 680,000円－620,000円＝60,000円
- ⑤ 圧縮記帳 22,000,000円－20,000,000円＝2,000,000円

(2) 下記の調整については、別表 4 のみの調整となる。

- ① 収用等の所得の特別控除 33,000,000円（減算・課税外収入）
- ② 交際費等の損金不算入額 3,780,000円（加算・社外流出）
 $\text{※ } 4,600,000\text{円} - 300,000\text{円} - 520,000\text{円} = 3,780,000\text{円}$
- ③ 寄附金の損金不算入額 2,000,000円（加算・社外流出）
 $\text{※ } 10,000,000\text{円} - 8,000,000\text{円} = 2,000,000\text{円}$
- ④ 役員給与の損金不算入額 1,000,000円（加算・社外流出）
- ⑤ 受取配当等の益金不算入額 500,000円（減算・課税外収入）
- ⑥ 法人税額控除所得税額等 102,100円（加算・社外流出）
- ⑦ 外国子会社配当等の益金不算入額 380,000円（減算・課税外収入）
 $\text{※ } 400,000\text{円} - 400,000\text{円} \times 5\% = 380,000\text{円}$
- ⑧ 外国源泉税の損金不算入額 40,000円（加算・社外流出）

問題6 別表5(一)Iの読取(1)

【別表4】

区 分		金 額
当 期 利 益 の 額		78,612,000円
加	損金経理納税充当金	36,700,000
	損金経理法人税等	20,000,000
	損金経理住民税	5,000,000
	損金経理延滞税	100,000
	役員給与の損金不算入	500,000
	交際費等の損金不算入	540,000
	特別償却準備金取崩	700,000
	前期未払交際費否認	200,000
	器具減価償却超過額	690,000
	売上計上もれ	2,450,000
算	未払寄附金否認	800,000
	小 計	67,680,000
減	納税充当金支出事業税等	7,100,000
	受取配当等の益金不算入	360,000
	特別償却準備金積立超過認容	40,000
	機械減価償却超過額認容	220,000
	未払交際費認定損	150,000
	有価証券過大計上	2,500,000
	売上原価計上もれ	1,080,000
	小 計	11,450,000
仮 計		134,842,000
法人税額控除所得税額等		50,000
合 計		134,892,000
差 引 計		134,892,000
総 計		134,892,000
所 得 金 額		134,892,000

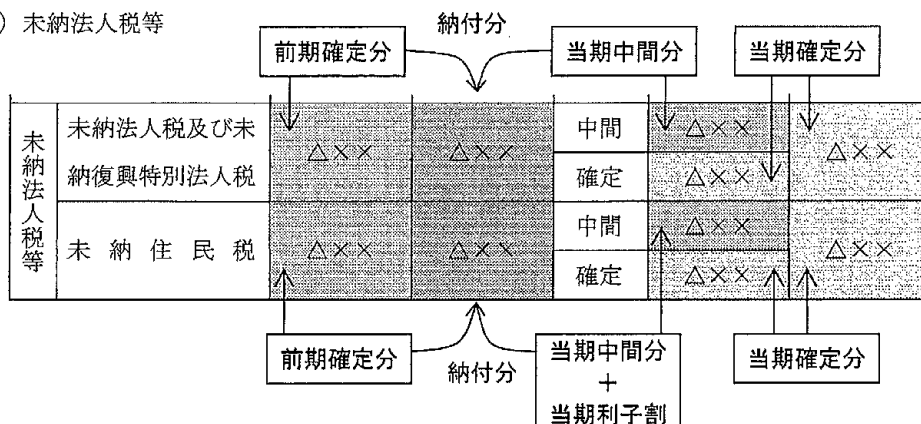
【別表1】参考

区 分			金 額
所 得 金 額			134, 892, 000円
同 上 の 内 訳	年800万円相当額 (千円未満切捨)	①	——
	年800万円超過額 (千円未満切捨)	②	134, 892, 000
税 額	①×15%		——
	②×25. 5%		34, 397, 460
	法 人 税 額		34, 397, 460
差 引 法 人 税 額			34, 397, 460
法 人 税 額 計			34, 397, 460
控 除 所 得 税 額			50, 000
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			34, 347, 400
中 間 申 告 分 法 人 税 額			20, 000, 000
納 付 す べ き 法 人 税 額			14, 347, 400

※ 復興特別法人税 3,439,700 円
復興特別所得税は考慮外

【解答への道】

- (1) 別表5(一)Ⅰ③欄 ⇨ 別表4加算留保(当期発生分)
 (2) 別表5(一)Ⅰ③欄△ ⇨ 別表4減算留保(当期発生分)
 (3) 別表5(一)Ⅰ②欄 ⇨ 別表4減算留保(前期以前発生分の消却)
 (4) 別表5(一)Ⅰ②欄△ ⇨ 別表4加算留保(前期以前発生分の消却)
 (5) 未納法人税等



問題7 別表5(一)Ⅰの読取(2)

- (問1) ①、②、③ ※ ④の調整 ⇨ ③欄に△3,000,000円で記載される。
 (問2) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ ③欄に△2,000,000円で記載される。
 (問3) ①、③、④ ※ ②の調整 ⇨ ③欄に△1,800,000円で記載される。
 (問4) ③ ※ ①②の調整 ⇨ ③欄に5,000,000円で記載される。
 (問5) ③ ※ ①②の調整 ⇨ ③欄に△700,000円で記載される。
 (問6) ②、③ ※ ①の調整 ⇨ ③欄に900,000円で記載される。
 (問7) ② ※ ①の調整 ⇨ ③欄に1,100,000円で記載される。
 ③の調整 ⇨ ③欄に「前払費用」1,100,000円で記載される。
 (問8) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ ③欄に850,000円で記載される。

【解答への道】

別表5(一)Ⅰの記載から別表4での加算減算の判定ができるため、別表4での具体的な調整の推定が可能である。

問題 8 別表 5 (一) I ①欄の記入

[別表 5 (一) I]

(単位: 円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		差引翌期首現在
			減	増	利 益 積 立 金 額
		①	②	③	④
利 益 準 備 金		4,640,000	0	260,000	4,900,000
別 途 積 立 金		6,000,000	0	1,000,000	7,000,000
土 地		2,000,000	0	0	2,000,000
建 物		370,000	0	230,000	600,000
機 械 装 置		870,000	330,000	0	540,000
売 掛 金		1,800,000	1,800,000	2,400,000	2,400,000
一括貸倒引当金		720,000	720,000	810,000	810,000
退職給付引当金		25,020,000	1,190,000	1,670,000	25,500,000
棚 卸 資 産		△ 908,000	△ 908,000	0	0
未 払 交 際 費		△ 660,000	△ 660,000	0	0
未収還付法人税		800,000	800,000	350,000	350,000
未収還付住民税		160,000	160,000	70,000	70,000
繰 越 損 益 金		59,880,000	59,880,000	96,220,000	96,220,000
納 税 充 当 金		0	0	0	0
未納法人税等	未納法人税 及び未納復興特別法人税	△ 0	△ 4,600,000	中間 △ 4,600,000	△ 0
				確定 △ 0	
	未納住民税	△ 0	△ 920,000	中間 △ 920,000	△ 0
				確定 △ 0	
差 引 合 計 額					

問題9 別表5(一)I・未収還付法人税等

(問1)

【別表4】

区 分		金 額	
当 期 利 益 金		13,495,500円	
加 算	損金経理法人税等	85,720,000	← 留保
	損金経理住民税	14,829,500	← 留保
	そ の 他 加 算	9,630,600	
減 算	そ の 他 減 算	122,545,000	
	仮 計	1,130,600	
法人税額控除所得税額等		1,869,400	← 社外流出
合計・差引計・総計		3,000,000	
所 得 金 額		3,000,000	

【別表5(一)I】

(単位:円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		期 末 現 在 利 益 積 立 金 額
			減	増	
			①	②	
未収還付法人税		——		85,720,000	85,720,000
未収還付住民税		——		14,829,500	14,829,500
納 税 充 当 金		——	0	0	0
未 納 法 人 税 等	未納法人税及 び未納復興特 別 法 人 税	△ ——	△ 85,720,000	中 間 △85,720,000	△ 0
				確 定 △ 0	
	未 納 住 民 税	△ ——	△ 14,829,500	中 間 △14,829,500	△ 0
				確 定 △ 0	
差 引 合 計 額		——	——	——	——

【解答への道】

- (1) 法人税・住民税の還付金 ⇨ 別表4記載なし・別表5(一)I記載あり
- (2) 事業税・所得税の還付金 ⇨ 別表4記載なし・別表5(一)I記載なし
- (3) 法人税額控除所得税 1,869,400円
- | | |
|-------|------------|
| 別表1控除 | 765,000円 |
| 還付 | 1,104,400円 |

(問2)

【別表4】

区 分		金 額	
当 期 利 益 金		—— 円	
加 算	損金経理納税充当金	25,000,000	← 留保
減 算	法人税の還付金	85,720,000	← 留保
	住民税の還付金	14,829,500	← 留保
	所得税の還付金	1,104,400	← 課税外収入
仮 計		——	
所 得 金 額		——	

【別表5(一) I】

(単位:円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当期の増減		期 末 現 在 利 益 積 立 金 額	
			減	増		
		①	②	③	④	
未収還付法人税		85,720,000	85,720,000			
未収還付住民税		14,829,500	14,829,500			
納 税 充 当 金		0	0	25,000,000	25,000,000	
未納法人税等	未納法人税及び未納復興特別法人税	△ —	△ 0	中間	△0	△ 0
				確定	△ 0	
	未納住民税	△ —	△ 0	中間	△0	△ 0
				確定	△ 0	
差 引 合 計 額		—	—	—	—	

【解答への道】

- (1) 法人税・住民税の還付金 ⇨ 別表4記載あり(留保)・別表5(一)I記載あり
- (2) 事業税の還付金 ⇨ 別表4記載なし・別表5(一)I記載なし
- (3) 所得税の還付金 ⇨ 別表4記載あり(課税外収入)・別表5(一)I記載なし

問題10 別表5(一) I・留保金課税

1 別表4

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社外流出
		①	②	③
当期利益金		円 59,500,000	円 49,500,000	配当 10,000,000円 その他 —
加 算	特別償却準備金取崩	800,000	800,000	
	損金経理納税充当金	44,355,500	44,355,500	
	損金経理法人税等	13,095,000	13,095,000	
	損金経理住民税	2,844,000	2,844,000	
	損金経理住民税利子割額	500,000	500,000	
	損金経理不納付加算税	250,000		250,000
	役員給与の損金不算入額	1,000,000		1,000,000
	交際費等の損金不算入額	3,225,750		3,225,750
	土地圧縮積立金積立超過額	5,000,000	5,000,000	
	機械A減価償却超過額	1,295,000	1,295,000	
	貸倒損失(売掛金)否認	1,600,000	1,600,000	
	前期仮払交際費否認	340,000	340,000	
	一括貸倒引当金繰入超過額	1,965,000	1,965,000	
	小 計	76,270,250	71,794,500	4,475,750
減 算	土地圧縮積立金積立	15,000,000	15,000,000	
	納税充当金支出事業税等	10,044,000	10,044,000	
	特別償却準備金積立超過額認容	160,000	160,000	
	一括貸倒引当金繰入超過額認容	1,100,000	1,100,000	
	仮払寄附金認定損	300,000	300,000	
	受取配当等の益金不算入額	950,000		950,000
	収用等の所得の特別控除額	4,700,000		4,700,000
	前期未払寄附金認容	1,980,500	1,980,500	
	小 計	34,234,500	28,584,500	5,650,000
仮 計		101,535,750	92,710,000	△ 5,650,000 14,475,750
寄附金の損金不算入額		700,000		700,000
法人税額控除所得税額等		1,590,000		1,590,000
合 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750
差 引 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750
総 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750
所 得 金 額		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750

2 別表 1

区 分			金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
所 得 金 額			103,825,750円	(留保金課税)
内 訳	年800万円相当額	①	—	(1) 当期留保金額
	年800万円超過額	②	103,825,000	① 所得等の金額のうち留保した金額 留保欄最終値 前期末配当 当期末配当 $92,710,000 + 10,000,000 - 15,940,000 = 86,770,000$
税 額	① × 15%		—	② 法人税額 試験 所得税 $26,475,375 - 1,900,000 - 1,590,000 = 22,985,375$
	② × 25.5%		26,475,375	③ 復興特別法人税 2,457,500
法 人 税 額			26,475,375	④ 住民税額 $26,475,375 \times 20.7\% = 5,480,402$
試験研究費の特別控除額			1,900,000	⑤ ①-②-③-④=55,846,723
差 引 法 人 税 額			24,575,375	(2) 留保控除額
課税留保金額に対する税額			1,205,600	① 所得基準額 受配 収用 $(103,825,750 + 950,000 + 4,700,000) \times 40\%$ $= 43,790,300$
法 人 税 額 計			25,780,975	② 定額基準額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$
控 除 所 得 税 額			1,590,000	③ 積立金基準額 期首利積 前期末配当 $120,000,000 \times 25\% - (76,884,500 - 10,000,000) < 0$ $\therefore 0$
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			24,190,900	④ ①から③の最多 $\therefore 43,790,300$
中 間 申 告 分 法 人 税 額			13,095,000	(3) 課税留保金額 (千円未満切捨) $(1) - (2) = 12,056,000$
差 引 確 定 法 人 税 額			11,095,900	(4) 税率区分 $(3) \leq 30,000,000 \times \frac{12}{12} \therefore 10\%$
				(5) 税額 $12,056,000 \times 10\% = 1,205,600$

3 別表5 (一) I

区 分		期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額	
			減	増		
		①	②	③	④	
利 益 準 備 金		8,000,000円	円	1,000,000円	9,000,000円	
別 途 積 立 金		2,700,000		3,000,000	5,700,000	
特 別 償 却 準 備 金		4,000,000	800,000		3,200,000	
特 別 償 却 準 備 金 積 立		△ 4,000,000	△ 800,000		△ 3,200,000	
特別償却準備 金積立超過額		800,000	160,000		640,000	
機 械 A		600,000		1,295,000	1,895,000	
仮 払 交 際 費		△ 340,000	△ 340,000		0	
一括貸倒引当金		1,100,000	1,100,000	1,965,000	1,965,000	
未 払 寄 附 金		1,980,500	1,980,500		0	
土 地 圧 縮 積 立 金				15,000,000	15,000,000	
土 地 圧 縮 積 立 金 積 立				△ 15,000,000	△ 15,000,000	
土地圧縮積立 金積立超過額				5,000,000	5,000,000	
仮 払 寄 附 金				△ 300,000	△ 300,000	
売 掛 金				1,600,000	1,600,000	
繰 越 損 益 金		52,000,000	52,000,000	83,300,000	83,300,000	
納 税 充 当 金		41,922,000	41,922,000	44,355,500	44,355,500	
未納法人税等	未納法人税及 び未納復興 特別法人税	△ 26,190,000	△ 39,285,000	中間	△13,095,000	△ 13,533,400
				確定	△13,533,400	
	未納住民税	△ 5,688,000	△ 9,032,000	中間	△ 3,344,000	△ 2,296,800
				確定	△ 2,296,800	
差 引 合 計 額		76,884,500				

未納住民税の計算	$11,095,900円 \times 20.7\% = 2,296,800円$ (百円未満切捨)
----------	---

問題11 資本準備金の資本組入れ等

【別表5（一）Ⅰ】

（単位：円）

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
	①	②	③	
利 益 準 備 金	35,000,000			35,000,000
別 途 積 立 金	30,000,000		10,000,000	40,000,000
繰 越 損 益 金	115,000,000	115,000,000	212,939,000	212,939,000

【別表5（一）Ⅱ】

（単位：円）

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
	①	②	③	
資本金又は出資金	100,000,000		25,000,000	125,000,000
資 本 準 備 金	50,000,000	25,000,000		25,000,000
自 己 株 式			△ 5,000,000	△ 5,000,000
差 引 合 計 額	150,000,000	25,000,000	20,000,000	★ 145,000,000

1 交際費の損金不算入額 2,750,000円（加・流）

2 寄附金の損金不算入額

(1) 支出寄附金の額

- ① 指定等 1,200,000円
- ② 特 定 300,000円
- ③ その他 1,000,000円
- ④ ①+②+③=2,500,000円

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$$\begin{aligned} & \text{期末資本金等} \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{仮計} \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2} \\ & \{145,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (150,000,000 \text{円} + 2,500,000 \text{円}) \times \frac{6.25}{100}\} \times \frac{1}{2} = 5,037,500 \text{円} \end{aligned}$$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\begin{aligned} & \text{期末資本金等} \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{仮計} \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} \\ & \{145,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (150,000,000 \text{円} + 2,500,000 \text{円}) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{4} = 1,043,750 \text{円} \end{aligned}$$

(3) 損金不算入額

$$2,500,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} - 300,000 \text{円} - 1,043,750 \text{円} < 0 \quad \therefore 0$$

$$\text{※ } 300,000 \text{円} < 5,037,500 \text{円} \quad \therefore 300,000 \text{円}$$

↑
寄附金の計算で使用

※交際費は資本金で判定

市場取引⇨対価を資本金等から減算

問題12 決算修正 (1)

- (1) 仕 訳 減価償却資産 30,000円 / 減価償却費 30,000円

別表4 処理なし

※ 決算上で限度額相当額を計上すれば、別表4での超過額の処理は不要となる。

- (2) 仕 訳 減価償却費 170,000円 / 減価償却資産 170,000円

別表4 減価償却超過額認容 30,000円 (減・留)

※ 翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する場合

決算上で(償却限度額－繰越償却超過額)の償却費の計上 + 別表4で償却超過額の認容

- (3) 仕 訳 一括貸倒引当金繰入 100,000円 / 一括貸倒引当金 100,000円

一括貸倒引当金 80,000円 / 一括貸倒引当金戻入 80,000円

別表4 一括貸倒引当金繰入超過額認容 30,000円 (減・留)

※ 引当金の処理 ①当期分 決算で繰入限度額の繰入

②前期分 決算で前期計上額(会計上の全額)戻入+別表4超過認容

- (4) 仕 訳 建物圧縮損 12,000,000円 / 建 物 12,000,000円

別表4 処理なし

- (5) 仕 訳 繰越利益剰余金 12,000,000円 / 建物圧縮積立金 12,000,000円

別表4 建物圧縮積立金積立 12,000,000円 (減・留)

※ 剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の積立 ⇨ 別表4減算

- (6) 仕 訳 特別償却準備金 700,000円 / 特別償却準備金取崩 700,000円

別表4 処理なし

$$3,500,000円 \times \frac{12}{60} = 700,000円$$

要取崩

- (7) 仕 訳 特別償却準備金 1,200,000円 / 繰越利益剰余金 1,200,000円

別表4 特別償却準備金取崩 1,200,000円 (加・留)

特別償却準備金積立超過額認容 400,000円 (減・留)

$$(6,000,000円 - 400,000円) \times \frac{12}{84} + 400,000円 = 1,200,000円$$

積立超過

要取崩

$$\begin{array}{ccccccc} \text{要取崩} & \text{会社取崩} & \text{取崩超過} & \text{積立超過} & & & \\ 800,000円 - 1,200,000円 = \triangle 400,000円 & & & = 400,000円 & \therefore & 400,000円 \text{減算} & \end{array}$$

※ 特別償却準備金について、翌期に繰越す超過額がないように処理する場合

① 決算で(要取崩額+積立超過額)の取崩 + 別表4で積立超過額認容

② 剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の取崩 ⇨ 別表4加算

(8) 仕 訳 割賦売上	1,350,000円	／	割賦売掛金	1,350,000円
割賦商品	540,000円	／	売上原価	540,000円

別表4 処理なし

※ 2,000,000円－650,000円＝1,350,000円

800,000円－260,000円＝550,000円

損益の計上時期の特例の場合には、会社の計上している損益と延払基準による損益との差額を修正する（未実現利益控除法によることもできる。）。

<参考> 未実現利益控除法の場合

繰延売上利益控除 810,000円 ／ 繰延売上利益 810,000円

※

$$1,350,000円 \times \frac{2,000,000円 - 800,000円}{2,000,000円} = 810,000円$$

(9) 仕 訳 貸 倒 損 失	450,000円	／	売 掛 金	450,000円
-----------------	----------	---	-------	----------

別表4 処理なし

(10) 仕 訳 機 械 装 置	300,000円	／	修 繕 費	300,000円
減 価 償 却 費	60,000円	／	機 械 装 置	60,000円

別表4 処理なし

(11) 仕 訳 器 具 備 品	4,200,000円	／	リ ー ス 料	840,000円
		／	リース債務	3,360,000円
減 価 償 却 費	1,398,600円	／	器 具 備 品	1,398,600円

別表4 処理なし

問題13 決算修正（2）

1 精算表

精 算 表
平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位：円)

勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
現 金 預 金	35,000,000				/	
受 取 手 形	54,600,000					
減 価 償 却 資 産	139,000,000		500,000			
土 地	80,000,000					
仮 払 金	500,000			500,000		
諸 資 産	360,821,850					
諸 負 債		464,440,225				
減価償却累計額		21,500,000		9,381,625		
納 税 充 当 金				18,000,000		
資 本 金		110,000,000				
利 益 準 備 金		9,130,000				
別 途 積 立 金		5,000,000				
繰越利益剰余金		15,870,000				
売 上		391,889,125				391,889,125
その他の収益		101,850,000				101,850,000
売 上 原 価	265,307,625				265,307,625	
交 際 費	10,280,000		200,000		10,480,000	
雑 費	2,400,000			500,000	1,900,000	
租 税 公 課	10,182,500				10,182,500	
減 価 償 却 費			9,381,625		9,381,625	
その他の費用	161,587,375		300,000		161,887,375	
納税充当金繰入			18,000,000		18,000,000	
当 期 利 益 金					16,600,000	
合 計	1,119,679,350	1,119,679,350	28,381,625	28,381,625	493,739,125	493,739,125

2 損益計算書の計算過程

減 価 償 却	(1) A建物	$35,000,000 \text{円} \times 0.029 - 64,000 \text{円} = 951,000 \text{円}$
	(2) B機械	$10,000,000 \text{円} \times 0.077 \times \frac{6}{12} = 385,000 \text{円}$
	(3) C器具	$(4,000,000 \text{円} + 500,000 \text{円}) \times 0.200 \times \frac{3}{12} = 225,000 \text{円}$
	(4)	$(1) + (2) + (3) + 7,820,625 \text{円} = 9,381,625 \text{円}$
※ 据付費用は取得価額に振替える。		

3 別表 4

区 分		金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
当 期 利 益 金		16,600,000円	(交際費)
加 算	前期仮払交際費否認	100,000	$10,480,000 - 50,000 - 100,000 = 10,330,000$
	役員給与の損金不算入額	300,000	
	交際費等の損金不算入額	10,330,000	
	損金経理法人税等	5,400,000	(受取配当等)
	損金経理住民税	1,080,000	$500,000 \times 50\% = 250,000$
	損金計上納税充当金	18,000,000	
	小 計	35,210,000	(寄附金)
減 算	減価償却超過額認容	64,000	(1) 支 出
	納税充当金支出事業税等	3,245,000	① 指定等 300,000
	受取配当等の益金不算入額	250,000	② その他 2,400,000
	小 計	3,559,000	③ 合計 2,700,000
仮 計		48,251,000	(2) 限度額
寄附金の損金不算入額		2,017,807	$\left\{ 110,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (2,700,000 \right.$
法人税額控除所得税額等		102,100	$\left. + 48,251,000) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 387,193$
合 計		50,370,907	(3) 損金不算入額
差 引		50,370,907	$2,700,000 - 300,000 - 387,193 = 2,017,807$
総 計		50,370,907	
所 得 金 額		50,370,907	

【解答への道】

- (1) 決算処理が可能な事項は、確定した決算に織り込むものとする決算方針であるので、まず決算で処理できるものと申告書でしか調整できないものを区別しなければならない。
- (2) 決算で処理すべき事項は、①経理要件が付されている決算調整事項と、②一般に公正妥当な会計処理がとられていない場合の処理（例えば収益費用の計上もれ、引当金等の取崩もれ。）である。なお、費目の振替えは不要である。
- (3) 建物の繰越償却超過額は、別表4で認容減算することにより翌期への繰越額がなくなるので、繰越償却超過額に相当する償却不足額が生ずるように限度額を計算する。
- (4) 仮払金に関しては、決算方針を確認してから処理すること。
- (5) 税引後で計上されている受取配当等に関して、税引前に戻す処理を行っても当期利益に対する影響はないため処理しなくてよい。

問題14 決算修正・総合問題（1）

精 算 表
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
現 金 預 金	44,656,280				/	
受 取 手 形	75,000,000					
売 掛 金	98,400,000			45,150,000		
繰 越 商 品	38,390,000		31,640,000			
有 価 証 券	54,020,000					
				312,438		
				1,385,416		
減 価 償 却 資 産	97,403,530		1,500,000	98,866		
				208,000		
				89,330		
繰 延 資 産			9,000,000	500,000		
そ の 他 の 資 産	138,309,286					
諸 負 債		117,361,662		1,750,000		
一括貸倒引当金		3,600,000	3,600,000	3,783,384		
納 税 充 当 金		27,000,000				
資 本 金		100,000,000				
諸 積 立 金		37,140,000				
建物圧縮積立金				56,744,000		
特別償却準備金				2,850,000		
繰越利益剰余金		122,550,000	56,744,000			
			2,850,000			
売 上 高		159,200,000				159,200,000
割 賦 売 上 高		64,500,000	45,150,000			19,350,000
そ の 他 の 収 益		130,721,154				130,721,154
売 上 原 価	103,400,000			31,640,000	71,760,000	
諸費用及び雑損失	112,483,720		89,330	1,500,000	103,823,050	
			1,750,000	9,000,000		
一括貸倒引当金繰入			3,783,384		3,783,384	
一括貸倒引当金戻入				3,600,000		3,600,000
減 価 償 却 費						
(建 物)			312,438		312,438	
(I機械装置)			1,385,416		1,385,416	
(J機械装置)			98,866		98,866	
(器具備品)			208,000		208,000	
繰延資産償却費			500,000		500,000	
当 期 利 益 金					131,000,000	
合 計	762,062,816	762,062,816	—	—	312,871,154	312,871,154

長期
割
賦
販
売
等

(1) 割賦収益

① 割賦売上高

$4,500,000 + 14,000,000 + 850,000 = 19,350,000$

② 修正

$64,500,000 - 19,350,000 = 45,150,000$

(2) 割賦費用

① 売上原価

$45,200,000 \times \frac{19,350,000}{64,500,000} = 13,560,000$

② 修正

$45,200,000 - 13,560,000 = 31,640,000$

割賦売上高	45,150,000	/	売掛金	45,150,000
繰越商品	31,640,000	/	売上原価	31,640,000

(1) 貸倒実績率による限度額

① 一括評価金銭債権

割賦売上

割賦商品

$75,000,000 + 98,400,000 - 45,150,000 + 31,640,000 + 82,300,000 + 36,000,000 = 278,190,000$

② 貸倒実績率

$(1,950,000 + 895,000 + 2,193,000) \times \frac{12}{36} = 0.01359 \rightarrow 0.0136$

$(103,100,000 + 123,800,000 + 143,580,000) \div 3$ (小数点以下4位未満切上)

③ 繰入限度額

$278,190,000 \times 0.0136 = 3,783,384$

(2) 法定繰入率による限度額

① 一括評価金銭債権

278,190,000

② 実質的に債権とみられないものの額

イ 原則法

$4,500,000 > 1,500,000 + 2,882,100 = 4,382,100$

$\therefore 4,382,100$

ロ 簡便法

$① \times 0.016 = 4,451,040$

ハ イ < ロ

$\therefore 4,382,100$

③

$(278,190,000 - 4,382,100) \times \frac{8}{1.00} = 2,190,463$

(3) 一括貸倒引当金繰入限度額

(1) > (2)

$\therefore 3,783,384$

一括貸倒引当金繰入	3,783,384	/	一括貸倒引当金	3,783,384
一括貸倒引当金	3,600,000	/	一括貸倒引当金戻入	3,600,000

一
括
貸
倒
引
当
金

買換え

(1) 差益割合

$$\frac{86,500,000 - (8,720,000 + 6,000,000 + 200,000 + 650,000)}{86,500,000} = 0.82$$

(2) 圧縮基礎取得価額

H建物 $86,500,000 \geq 85,000,000 + 1,500,000 = 86,500,000 \quad \therefore 86,500,000$

(3) 圧縮限度額

$86,500,000 \times 0.82 \times 80\% = 56,744,000$

減価償却資産	1,500,000	/	雑損失	1,500,000
繰越利益剰余金	56,744,000	/	建物圧縮積立金	56,744,000

減価償却等

(1) H建物 $(86,500,000 - 56,744,000) \times 0.042 \times \frac{3}{12} = 312,438$

(2) I 機械装置

① 普通償却

イ $9,500,000 \times 0.250 = 2,375,000$

ロ $9,500,000 \times 0.07909 = 751,355$

ハ イ $\geq$ ロ $\therefore 2,375,000$

ニ $2,375,000 \times \frac{7}{12} = 1,385,416$

② 特別償却準備金 $9,500,000 \times 30\% = 2,850,000$

(3) J 機械装置 $(600,000 + 31,151) \times 0.206 - 31,151 = 98,866$

(4) K 器具備品 $89,330 < 100,000 \quad \therefore$ 少額の減価償却資産に該当

(5) L 器具備品

① $2,080,000 \times 0.200 = 416,000$

② $2,080,000 \times 0.06552 = 136,281$

③ ① $\geq$ ② $\therefore 416,000$

④ $416,000 \times \frac{6}{12} = 208,000$

建物減価償却費	312,438	/	減価償却資産	312,438
I 機械装置減価償却費	1,385,416	/	減価償却資産	1,385,416
J 機械装置減価償却費	98,866	/	減価償却資産	98,866
器具備品減価償却費	208,000	/	減価償却資産	208,000
諸費用	89,330	/	減価償却資産	89,330
繰越利益剰余金	2,850,000	/	特別償却準備金	2,850,000

【別表 1】

摘 要		税率	金 額	計算過程 (単位：円)
所得金額		%	105,245,449円	(控除外国税額)
税 額 計 算	年 800万円相当額	15	1,200,000	(1) 控除対象外国法人税額
	8,000,000			28,000
	年 800万円超過額	25.5	24,797,475	(2) 控除限度額
	97,245,000 (千円未満切捨)			$\begin{aligned} & \times 280,000 \\ 25,997,475 \times \frac{280,000}{105,245,449} &= 69,164 \end{aligned}$
法人税額			25,997,475	$\begin{aligned} & \times 280,000 - 28,000 + 28,000 = 280,000 \\ & < 105,245,449 \times 90\% \quad \therefore 280,000 \end{aligned}$
差引法人税額			25,997,475	(3) (1) < (2) $\therefore 28,000$
法人税額計			25,997,475	
控除所得税額			779,700	
控除外国税額			28,000	
差引所得に対する法人 税額(百円未満切捨)			25,189,700	
中間申告分法人税額			8,300,000	
納付税額			16,889,700	

問題15 決算修正・総合問題（2）

損益計算書（原案）に対する当期純利益の額の修正

（単位：円）

内 容	加減	調 整 額
損益計算書（原案）の「当期純利益」	+	34,206,562
建 物 F 減 価 償 却 費	－	178,000
機 械 装 置 H 減 価 償 却 費	－	531,250
交 際 費 （ 未 払 交 際 費 ）	－	80,000
確定分として計上した未払法人税額	－	4,850,000
修正後の「当期純利益」		28,567,312

法人税申告書別表一（一）（法人税額の計算）

（単位：円）

内 容		金 額
所 得 金 額		44,781,761
法 人 税 額		10,579,155
特 別 控 除 額		
差 引 法 人 税 額		10,579,155
留 保 金	課 税 留 保 金 額	
	同上に対する税額	
法 人 税 額 計		10,579,155
控 除 税 額		380,049
差引所得に対する法人税額		10,199,100
中間申告分の法人税額		9,500,000
差 引 確 定 法 人 税 額		699,100

法人税申告書別表四（所得の金額の計算に関する明細書）

摘 要		金 額	摘 要		金 額
当 期 利 益 の 額		28,567,312			
加	損金経理納税充当金	4,850,000	減	減価償却超過額認容 （機械装置Ⅱ）	125,000
	減価償却超過額 （建物附属設備Ⅰ）	102,400		一括償却資産損金算入 限度超過額認容	60,000
	損金経理法人税等	9,500,000		法人税等未払金支出事 業税等	2,280,000
	損金経理住民税	1,900,000		受取配当等の益金不算 入額	2,533,000
	前期仮払寄附金否認	1,000,000			
	交際費等の損金不算入額	3,480,000			
			算	小 計	4,998,000
算				仮 計	44,401,712
				法人税額控除所得税額等	380,049
				合 計	44,781,761
				差 引 計	44,781,761
				総 計	44,781,761
	小 計	20,832,400		所 得 金 額	44,781,761

I 利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
			減	増	
利 益 準 備 金		22,500,000			22,500,000
機 械 装 置 H		125,000	125,000		0
建物附属設備 I				102,400	102,400
一括償却資産		120,000	60,000		60,000
仮 払 寄 附 金		△ 1,000,000	△ 1,000,000		0
繰 越 損 益 金		234,500 000	234,500 000	254,517,312	254,517,312
納 税 充 当 金		11,400,000	11,400,000	4,850,000	4,850,000
未 人 納 税 法 等	未納法人税 及び未納復興 特別法人税	△ 7,600,000	△ 17,100,000	中間 △9,500,000 確定 △1,757,000	△ 1,757,000
	未納住民税	△ 1,520,000	△ 3,420,000	中間 △1,900,000 確定	
差 引 合 計 額					

II 資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資 本 金 等 の 額
			減	増	
資 本 金		30,000,000			30,000,000
差 引 合 計 額		30,000,000			30,000,000

計算又は検討過程(1)

(単位：円)

[同族会社の判定]	
(1) Aグループ	10,000株
(2) Bグループ	2,000株+1,200株+800株=4,000株
(3) Eグループ	1,000株
(4)	$\frac{10,000株+4,000株+1,000株}{25,000株} = 60\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社}$
[特定同族会社の判定]	
(1)	期末資本金の額が1億円以下
(2)	大法人による完全支配関係がない
∴ 特定同族会社に該当せず、留保金課税適用なし	
[減価償却等]	
(1) 建物F	
① 償却限度額	$50,000,000 \times 0.038 = 1,900,000$
②	$1,722,000 - 1,900,000 = \triangle 178,000$
(2) 機械装置H	
① 償却限度額	イ $(2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$
	ロ $3,000,000 \times 0.07909 = 237,270$
	ハ イ ≥ ロ ∴ 656,250
②	$656,250 - 125,000 = 531,250$
(3) 建物附属設備I	
① 償却限度額	$2,800,000 \times 0.142 = 397,600$
②	$500,000 - 397,600 = 102,400$
(4) 器具備品J	
当期末において事業の用に供されていないため、当期償却額はない	
(5) 器具備品K	
事業の用に供した減価償却資産で取得価額が10万円未満のものについて、取得価額相当額を損金経理した場合にはその全額が損金算入されるため、処理なし	

[減価償却]

(6) 器具備品L (一括償却資産)

$$0 - 180,000 \times \frac{12}{36} = \triangle 60,000 < 120,000 \quad \therefore 60,000 \text{ (認容)}$$

[受取配当等]

(1) 配当等の額

① 関係法人株式等

1,700,000

② その他株式等

2,100,000

(2) 益金不算入額

$$(1,700,000 - 124,000) + (2,100,000 - 186,000) \times 50\% = 2,533,000$$

[所得税]

(1) 個別法

$$340,000 \times \frac{3,000\text{株}}{4,000\text{株}} + 340,000 \times \frac{1,000\text{株}}{4,000\text{株}} \times \frac{9}{12} \text{ (0.750)}$$

$$+ 147,000 \times \frac{5}{12} \text{ (0.417)} = 380,049$$

(2) 簡便法

$$340,000 \times \frac{3,000\text{株} + (4,000\text{株} - 3,000\text{株}) \times \frac{1}{2}}{4,000\text{株}} \text{ (0.875)} + 147,000 \times \frac{1}{2} \text{ (0.500)} = 371,000$$

(3) (1) > (2) $\therefore 380,049$

計算又は検討過程(3)

(単位：円)

[寄附金]

(1) 支出寄附金の額

- ① 特 定 500,000
- ② その他 300,000
- ③ ①+②=800,000

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$$\left\{ 30,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (44,401,712 + 800,000) \times \frac{6.25}{100} \right\} \times \frac{1}{2} = 1,468,803$$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\left\{ 30,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (44,401,712 + 800,000) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 301,260$$

(3) 損金不算入額

※

$$800,000 - 500,000 - 301,260 < 0 \quad \therefore 0$$

$$\text{※ } 500,000 < 1,468,803 \quad \therefore 500,000$$

[交際費]

(1) 支出交際費等

$$8,800,000 + 80,000 = 8,880,000$$

(2) 損金不算入額

※

$$8,880,000 - 6,000,000 \times 90\% = 3,480,000$$

$$\text{※ } 8,880,000 > 6,000,000 \times \frac{12}{12} \quad \therefore 6,000,000$$

[繰越損益金] (別表5(一))

$$234,500,000 + (\triangle 8,550,000 + 28,567,312) = 254,517,312$$

[法人税額] (別表1)

(1) 年800万円相当額

$$8,000,000 (\text{千円未満切捨}) \times 15\% = 1,200,000$$

(2) 年800万円超過額

$$36,781,000 (\text{千円未満切捨}) \times 25.5\% = 9,379,155$$

(3) (1) + (2) = 10,579,155

【解答への道】

1 株主資本等変動計算書

「当期純利益」は損益計算書の原案を修正して算出する。

2 減価償却

(1) 機械装置H

翌期に繰り越す繰越償却超過額がないようにする旨の指示があるため、その金額分だけ会計上の償却費を少なく計上する。別表4における償却超過額の認容減算を忘れないようにすること。

(2) 器具備品J

事業の用に供されていないため、減価償却費の損金算入額はない。

(3) 器具備品L

一括償却資産の損金算入は、減価償却ではなく、取得価額の合計額を3年で損金算入する規定であるため、途中で譲渡又は除却等をして資産がなくなったとしても繰越超過額の認容減算をして計算を終わらせるのではなく、計算を続けていくことになる。

3 租税公課

(1) 当期分の確定申告に係る納税充当金を損益計算書の原案から読み取り、別表4・5に転記する。

(2) 前期分の確定申告の際に納税充当金の余剰額を取り崩していることに留意する。

4 所得税額控除

所得税額控除の計算に当たり、株式の保有期間からM株式は個別法が有利となり、N株式は簡便法が有利となるため、それぞれ計算して有利判定を行う。

5 寄附金

前期に仮払金経理をした金額は、前期の寄附金として認識される。前期において「仮払寄附金認定損」として減算・留保しているため、当期の別表4において損金不算入の加算を行う。なお、別表5（一）I①欄の記載にあたり、「△」を付すことに留意する。

6 交際費

当期に接待した際の飲食費は、未払いであったとしても、当期の交際費として認識される。したがって、損益計算書の原案を修正し、当期の交際費として計上する。

理論テキスト

< 今回の学習内容 >

第1回講義 使用ページ

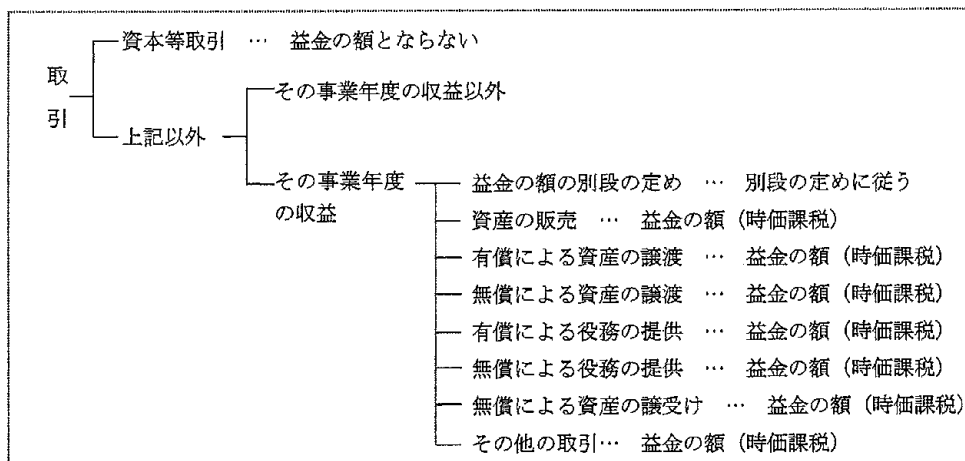
テーマ2、15

2-1

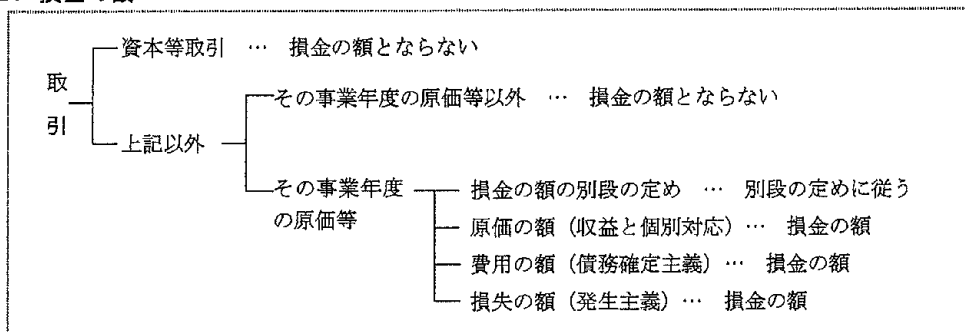
各事業年度の所得の金額の計算の通則

1 体系

1. 益金の額



2. 損金の額



2 理論解説

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法21）

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の^{※1}課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

※1「課税標準」

税率適用の基礎となる担税力を数値で示したものであり、課税客体を数値によって表したものである。法人税は、「金額」で表わしている。

2. 各事業年度の所得の金額（法22①）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、^{※1}その事業年度の益金の額から^{※1}その事業年度の損金の額を控除した金額とする。

※1 「その事業年度」

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金と損金をその計算要素とし、事業年度ごとに区分して計算（これを「事業年度単位課税」という。）することを明らかにしている。

「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示すものであり、益金と損金について、特定の期間における対応を要求している。

3. 益金の額（法22②）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、^{※1}別段の定めがあるものを除き、^{※2}資産の売却、^{※3・※4}有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、^{※5}無償による資産の譲受けその他の取引で^{※6}資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

※1 「別段の定めがあるものを除き」

益金の額について、別段の定めが設けられているものについては、この規定によらず、それぞれの規定による。

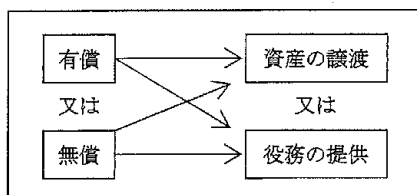
別 段 の 定 め	第三款	…	益金の額の計算（法23～28）
	第五款	…	利益の額又は損失の額の計算（法61～61の13）
	第六款	…	組織再編成に係る所得の金額の計算（法62～62の9）
	第七款	…	収益及び費用の帰属事業年度の特例（法63、64）
	第八款	…	リース取引（法64の2）
	第九款	…	法人課税信託に係る所得金額の計算（法64の3）
	第十款	…	公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（法64の4）
	第十一款	…	各事業年度の所得の金額の計算の細目（法65）
	租税特別措置法等の特例		
	この他、引当金、特別勘定等の取崩による益金算入がある。		

※2 「資産の売却」

「棚卸資産」の売上高を指す。

※3「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

①有償による資産の譲渡、②無償による資産の譲渡、③有償による役務の提供、④無償による役務の提供、の4つを指す。



※4「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

無償による資産の譲渡や無償による役務の提供で収益を認識するのは、税法固有の規定である。このような規定が設けられたのは、例えば資産の贈与（無償による資産の譲渡）はその資産を有償で譲渡した後、取得した金銭を贈与することと経済的効果が同一である、という点に着目したためである。

結果として、法人税は、収益と費用を両建てする総額主義を採用していることになるが、企業会計と実質的な利益は変わるものではない。

下記のように、両処理を比較してみると損益は一致する。

【具体例】簿価 100（時価 500）の土地を贈与した場合

会計的仕訳（純額処理）

（贈与費用）100 / （土 地）100

税務的仕訳（総額処理）

（現 金）500 / （譲渡収益）500

（贈与費用）500 / （現 金）500

（譲渡原価）100 / （土 地）100

なお、上記「税務的仕訳」における贈与費用については、別段の定めによる寄附金の損金不算入又は役員給与の損金不算入等の規定が適用されることがあり、この場合には、企業利益と課税所得に差異が生じることになる。

※5「無償による資産の譲受け」

… いわゆる受贈益が該当する。

※6「～で、～もの」

この場合の「もの」は、「で」の直前の名詞を受ける。したがって、「もの」は具体的には「取引」を指す。

4. 損金の額 (法22③)

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、^{※1}別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) ^{※2}その事業年度の収益に係る売上原価、^{※3}完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用^{※4}(償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
- (3) ^{※5}その事業年度の損失の額^{※6}で資本等取引以外の取引に係るもの

※1 「別段の定めがあるものを除き」

損金の額について、別段の定めが設けられているものについては、この規定によらず、それぞれの規定による。

別 段 の 定 め	第四款	… 損金の額の計算 (法29～60の3)
	第五款	… 利益の額又は損失の額の計算 (法61～61の13)
	第六款	… 組織再編成に係る所得の金額の計算 (法62～62の9)
	第七款	… 収益及び費用の帰属事業年度の特例 (法63、64)
	第八款	… リース取引 (法64の2)
	第九款	… 法人課税信託に係る所得金額の計算 (法64の3)
	第十款	… 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算
	第十一款	… 各事業年度の所得の金額の計算の細目 (法65) (法64の4)
	租税特別措置法等の特例	

※2 「その事業年度の収益に係る～」

収益と個別対応により計上すべきことを要求している。したがって、債務確定にとらわれず、客観的な見積計上は許容される。(基通2-2-1)

※3 「その他これらに準ずる原価の額」

「その他の」ではなく、「その他」という並列的接続になっているため、包括的な原価全体を指すのではなく、固定資産等の譲渡原価を指している。

※4 「償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。」

償却費以外の費用については債務が確定したもののみの損金算入を認めている。これは、費用を期間対応により認識しようとする際の恣意性を排除するものである。

したがって、引当金の計上などの費用の見越計上は原則として認めていない。

なお、償却費については、債務確定の概念がなじまないため、債務確定基準を要求していない。

※5 「損失の額」

「当該事業年度の損失の額…」という表現により、発生の事実により計上することを要求している。

※6「～で、～もの」

上記3.と同様に、ここでの「もの」は、「で」の直前の名詞を受ける。したがって、「もの」は具体的には「損失の額」を指す。

5. 公正妥当な会計処理の基準 (法22④)

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、^{※1}一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

※1「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って」

法人税の課税所得は、企業利益に税務調整を行うことにより誘導的に算出される形をとっており、会計の概念や原理を前提とすることの確認規定である。

つまり、法人税法はそれ自体では完結した別個の計算体系を有しておらず、適切に運用されている会計慣行に委ねることによって、税法の簡素化を図り、かつ、弾力的な運用が可能となる。

なお、ここでいう会計処理の基準とは、客観的な規範性をもった公正妥当と認められる会計処理の基準を意味しており、特に明文化された基準があるわけではない。従って、この基準は企業会計原則のみを意味するものではなく、また税務官庁の側より定められるべきものでもない。

6. 資本等取引の意義 (法22⑤、法2十六)

法人の^{※1}資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う^{※2}利益又は剰余金の分配及び^{※3}残余財産の分配又は引渡しをいう。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

※1「資本金等の額の増加又は減少」

資本金等の額は、株主等が拠出したものであるため、所得計算から除外される。

※2「利益又は剰余金の分配」

利益又は剰余金の分配は、法人税課税後の所得処分の性格を有するものであるため、再び所得計算に関係させないように資本等取引に含めている。

※3「残余財産の分配又は引渡し」

→16-1「移転資産等の譲渡損益等」5. 参照。

参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売（基通2-1-1）
引渡しがあった日
 - (2) 請負契約（基通2-1-5）
 - ① 物の引渡しを要する請負
目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負
約した役務の全部を完了した日
 - (3) 固定資産の譲渡（基通2-1-14）
 - ① 原則
引渡しのあった日
 - ② 特例
売買契約効力発生の日
 - (4) 貸付金利子（基通2-1-24）
 - ① 原則
期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
 - ② 特例
利払期日の到来する都度（継続適用）
- （注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。

参考 債務の確定の判定（基通2-2-12）

4(2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度終了の日までに次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) その費用に係る債務が成立していること。
- (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- (3) その金額を合理的に算定することができること。

<メ モ>

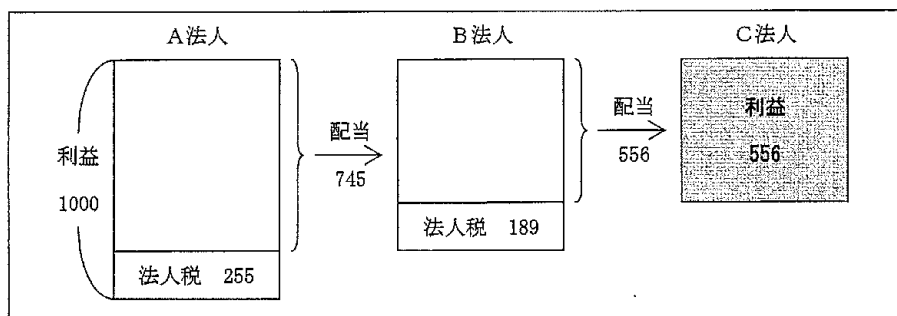
1 理論解説

受取配当等は、収益の額として益金の額に算入するのが原則であるが、法人間配当の二重課税の排除などの見地から、一定額について益金不算入としている。

《法人間配当の二重課税の排除》

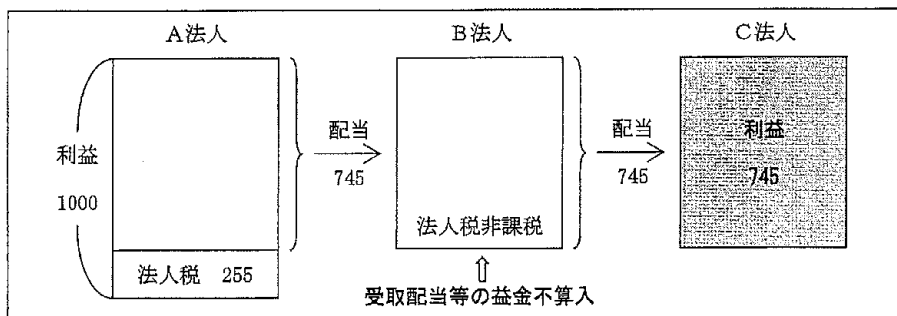
この規定の適用がない場合には、次のように、A法人とB法人で2回の法人税が課税されてしまうことになる。

<例1ー益金不算入の適用なし>



そこで、A法人での課税1回のみとするため、B法人においては受取った配当を益金不算入としている。

<例2ー益金不算入の適用あり>



1. 益金不算入（法23①）

内国法人が配当等の額を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額にあっては、^{※1}その配当等の額の50%相当額）は、各事業年度の益金の額に算入しない。

※1「その配当等の額の50%相当額」

企業支配的な関係を有しない法人の株式は一種の投資物件という性格があるため、50%だけ非課税とすることになっている。

2. 配当等の額（法23①、令19等）

配当等の額とは、次の金額をいう。ただし、(1)の金額にあっては、^{※1}外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるもの及び適格現物分配に係るものを除く。

※1「外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等～に係るものを除く」

それぞれ次の理由により配当等の額から除外し、受取配当等の益金不算入の対象外としている。

① 外国法人

この制度は国内の二重課税排除を目的としたものであるため、外国法人からの配当は対象とならない。

② 公益法人等

公益法人等は、配当を行なうことが予定されていないため、益金不算入の対象とならない旨を明記したものである。

③ 人格のない社団等

人格のない社団等は、財産が共有（又は総有）関係にあり、出資持分も明らかでない。したがって、益金不算入の対象とするほどの法的・理論的根拠が存在しないのである。

④ 適格現物分配

「適格現物分配により資産の移転を受けた場合の益金不算入」の適用があるため、除外されている（16-1「移転資産等の譲渡損益等」5. (2)参照。）。

(1) ^{※1}剰余金の配当 ^{※2}（株式等に係るものに限るものとし、^{※3}資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く。）
^{※4}等又は一定の特定株式投資信託の収益の分配の額

※1「剰余金の配当（～）等」

株式会社及び協同組合等の剰余金の配当、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）及び特定目的会社の利益の配当、相互会社などの剰余金の分配を指す。

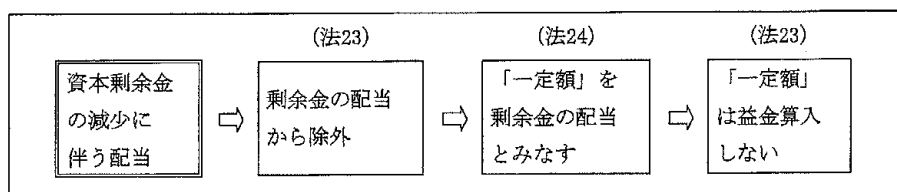
※2「株式等に係るものに限る」

株式等に係るものに限るため、例えば、協同組合等の事業分量配当は除かれる。

なお、事業分量配当は、組合員に対する割戻しとしての性格を有するもので、協同組合等の所得計算上、損金算入される。

※3「資本剰余金の減少に伴うもの等を除く」

資本剰余金を原資とする配当を受けた場合、その配当の額は「剰余金の配当」から除外される。ただし、このうち一定の金額は、法24（みなし配当）の規定により「剰余金の配当」とみなされることになる（5-2「みなし配当」参照）。



なお、「～の減少に伴う」と表現されていることから、資本剰余金と利益剰余金を同時に配当した場合には、その全額が「資本剰余金の減少に伴うもの」に当たると考えられている。

※4「一定の特定株式投資信託」

特定株式投資信託とは、租税特別措置法第3条の2に規定するもので、株式のみに投資される投資信託であるため、株式に係る剰余金の配当と同様の取扱いがされる。

なお、「一定の」とは、「外国株価指数連動型特定株式投資信託」を除くことからの限定である。

※1 (2) 資産流動化法に規定する金銭の分配の額

※1「資産流動化法に規定する金銭の分配の額」

資産流動化法の「中間配当」の規定により特定目的会社が行う金銭の分配の額をいう。なお、資産流動化法については、下記【参考】「特定目的会社等の特例」における④研究を参照。

※1 ※2 ※3 (3) 公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける(1)の額から成る一定の金額

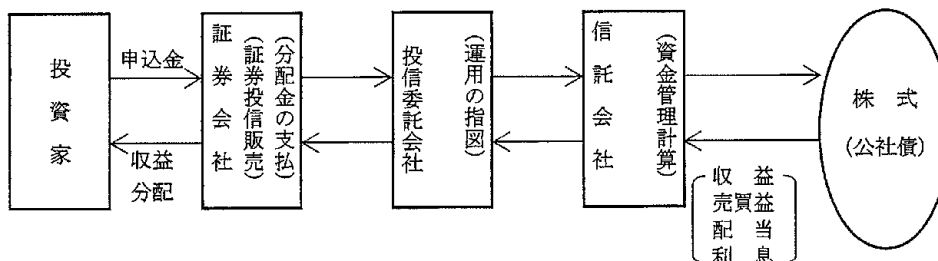
※1「公社債投資信託以外」

公社債投資信託は公社債のみに投資され、その収益分配金には利益の配当が一切含まれていないので益金不算入とはならない。

※2「証券投資信託」

証券投資信託は、多くの投資家から資金を集め、専門の機関が投資家に代わり株式や債券などの証券に投資して運用益を投資家に分配する仕組みである。

【図 解】



※3「特定株式投資信託を除く」

「特定株式投資信託」は次の2つを指す。

- ① 租税特別措置法第3条の2に規定するもの（株式のみに投資される投資信託）
- ② 外国株価指数連動型特定株式投資信託

①は既に上記(1)に規定されているため、また、②は受取配当等の益金不算入の対象とならないため、それぞれ除外されている。

※4「一定の金額」

証券投資信託の収益分配金は、株式の売買益及び株式の配当により構成されるので、国内株式の組み入れ割合により、その配当部分を2分の1又は4分の1と擬制して益金不算入としている。

3. 短期所有株式等（法23②）

この規定は、所得税法における個人の有価証券譲渡の低率課税及び法人税法における受取配当等の益金不算入制度を利用した租税回避行為を防止するために設けられている。

上記1.の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（みなし配当の額を除く。）の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る^{※1}基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算期間の末日）以前1月以内に取得し、かつ、その株式等（^{※2}同一銘柄を含む。）をその基準日後2月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうち^{※3}一定の算式で計算したものの配当等の額については、適用しない。

※1「基準日」

「基準日」については、3-3「特定同族会社の特別税率」2.(3)を参照。

なお、期末配当の場合には、株式を発行している法人の事業年度末日となる。

次の点に注意すること。

- ① 基準日以前1月以内に取得 ⇨ 末日（基準日）を含む
- ② 基準日後2月以内に譲渡 ⇨ 末日（基準日）を含まない

※2「同一銘柄を含む」

取得した株式等自体を譲渡した場合だけではなく、同一銘柄の株式等を譲渡した場合を含む。

これは、株式等については、個別法的な思考はそぐわないためである。

※3「一定の算式で計算したものの配当等の額」

「もの」は株式等を指す。益金不算入の対象外とされるのは、一定の算式で計算した株式等の配当等の額であり、株式等そのものではない。

4. 控除負債利子 (法23④)

内国法人がその事業年度において支払う負債利子があるときは、受取配当等の益金不算入額は、次の金額の合計額とする。

- (1) ^{※1}完全子法人株式等につき受ける配当等の額の合計額
- (2) 関係法人株式等につき受ける配当等の額の合計額から、^{※2・※3}その負債利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した金額
- (3) 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき受ける配当等の額の^{※2・※3}合計額から、^{※2・※3}その負債利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した金額の50%相当額

※1 「完全子法人株式等につき受ける配当等の額の合計額」

完全支配関係にある法人からの配当は間接的に行われる事業からの資金移転と考えられるため、負債利子の額を控除せず、配当等の額の全額を益金不算入としている。

※2 「その負債利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した金額」

二重課税の排除という観点からは受取配当等の全額を益金不算入とすべきであるが、次の理由により株式等に係る負債利子の控除を行うこととしている。

① 費用収益対応

この取扱いは、受取配当等を益金とせず課税外におく以上、それを得るために要した経費たる負債利子も損金とせず課税外におこうとするものである。

② 自己資金による取得との公平

もし、負債利子の控除の制度がないとしたら、非課税部門の費用が課税部門の収益から控除されてしまうことになり、自己資金により株式等を取得した者との課税の公平を図れなくなる。

※3 「その負債利子の額のうちその株式等に係る部分の金額を控除した金額」

具体的には、いわゆる「原則法（総資産按分法）」や「簡便法」によって計算することになる。

5. 完全子法人株式等の意義（法23⑤）

配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に^{※1}完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等として一定のもの^{※2}をいう。

※1 「完全支配関係」

→17-3 「その他のグループ法人税制関連規定」参照

※2 「～として一定のもの」

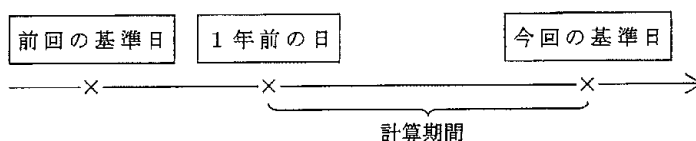
配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があった他の内国法人の株式等として一定のものは、配当等の額の計算期間の開始の日から計算期間の末日まで継続して完全支配関係があった他の内国法人の株式等をいう。

なお、「計算期間」とは、原則として、前回に支払いを受けた配当等に係る基準日の翌日から、今回の配当等に係る基準日までの期間をいう。

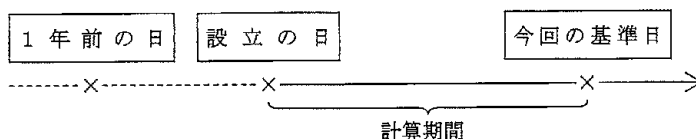
研究 「計算期間の特例」

「計算期間」については、次のような特例がある。

<特例①> 前回の配当等に係る基準日の翌日が1年前の日以前である場合



<特例②> 株式の発行法人が1年以内に設立された場合



研究 「みなし配当における完全子法人株式等の判定」（令22の2①）

みなし配当には計算期間の概念がないため、完全子法人株式等の判定は、支払に係る効力が生じる日の前日において完全支配関係があるかどうかにより判定する。

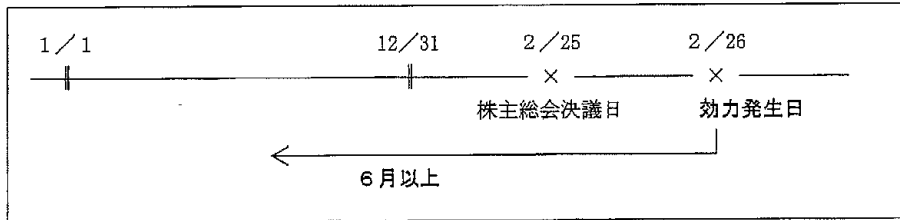
6. 関係法人株式等の意義（法23⑥、令22の3）

内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式等（その有する自己の株式等を除く。）の25%以上を、その配当等の額の^{※1}支払に係る効力が生ずる日以前6月以上^{※2}引き続き有している場合等における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除く。）をいう。

※1「支払に係る効力が生ずる日以前6月以上引き続き有している場合」

判定をする場合の基準となる日は「効力発生日」であり、計算期間の末日ではないので、注意すること。

【図 解】



※2「場合等」

効力発生日以前6月以内に設立された法人につき、設立の日から引き続き有している場合などを指す。

㊦ 研究 「みなし配当における関係法人株式等の判定」（令22の3）

みなし配当（資本の払戻しを除く。）における関係法人株式等の判定は、発行済株式等の25%以上を、その配当等の額の支払に係る効力が生じる日の前日以前6月以上引き続き有しているかにより判定する。

7. 申告要件（法23⑦）

上記1. の規定は、^{※1}確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金不算入額及びその明細を記載した書類の添付がある場合に限り、^{※1}記載金額を限度に適用する。

※1「確定申告書、～、記載金額を限度に適用」

申告書又は請求書に明細書を添付した場合、当該明細書に記載した金額を限度として適用を受けることとなる。

なお、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書」とあることから、当初の確定申告書において適用を受けていなかった場合において、後日修正申告書又は更正請求書に明細書を添付した場合、その明細書に記載した金額を限度として適用を受けることができる。

また、いずれの申告書においても適用を受けることができることから、税務署長による有恕規定（要件を満たさなかったことについてやむをえない事情があると認められる場合には適用を認める規定）は設けられていない（設ける必要がない）。

参考 完全支配関係（法2十二の七の六）

→「17-3 その他のグループ法人税制関連規定」参照

プラスa 自己株式の取得が予定される株式等に係る配当等（法23③）

自己株式の取得では、みなし配当が益金不算入とされる一方、有価証券の譲渡損が計上されることがある。このような構造は、法人の設立から清算までを通じて考えると、理論的整合性をもつものといえる。

しかし、これを利用した租税回避行為が行われることがあるため、一定の場合におけるみなし配当の額については、益金算入することとしている。

受取配当等の益金不算入の規定は、内国法人がその受ける^{※1}自己の株式等の取得（市場における購入によるもの等を除く。）による^{※2}みなし配当事由が生ずることが予定されている株式等の取得をした場合におけるその取得をした株式等に係る配当等の額で^{※3}その予定されていた事由に基因するものについては、適用しない。

※1「自己の株式等の取得（市場における購入によるもの等を除く。）」

→「5-2 みなし配当」参照

※2「みなし配当事由が生ずることが予定されている株式等」

「予定」は、自己株式の取得が具体的に予定されていることを必要とし、例えば公開買付けに関する公告がされている場合や組織再編成において反対株主の買取請求が公表されている場合が該当する。

一方、単に取得条項や取得請求権が付されていることのみでは「予定」されていることには該当しないと考えられている。

※3「その予定されていた事由に基因するもの」

自己株式の取得が予定されている株式を取得した場合でも、自己株式の取得によるみなし配当以外の配当（例えば、通常の配当）があった場合には、その配当の額については、受取配当等の益金不算入制度が適用される。

また、「予定されていた事由」からは、完全支配関係がある発行法人に対する発行法人株式の譲渡が除かれるため、この場合のみなし配当については、受取配当等の益金不算入制度が適用される（→6-6「有価証券の譲渡損益（特例）」5. (1)参照）。

参考 特定目的会社等の特例（措法67の14⑥等）

※1・2
法人が特定目的会社から受ける利益の配当の額等は、配当等の額に該当しないものとみなす。

※1 「特定目的会社」

「資産流動化に関する法律」に基づいて設立される法人をいう。

「資産の流動化」とは、特定目的会社が証券の発行などによって得られる金銭で資産を取得し、その資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、利益の配当等を行うものである。

※2 「特定目的会社から受ける利益の配当の額等」

特定目的会社の利益の配当は一定要件のもとで支払法人側での損金算入が認められているため、益金不算入の適用がない。

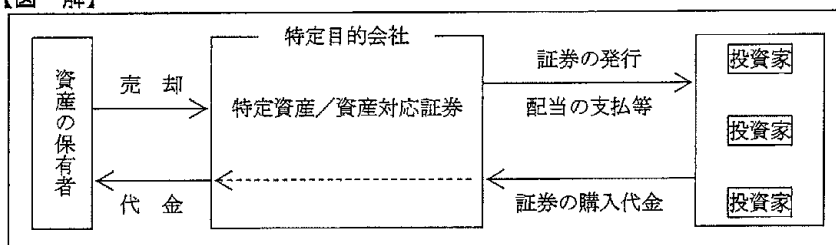
研究「資産の流動化に関する法律」

(1) 特定目的会社を用いた資産の流動化

① 仕組み

1998年以降、資産の流動化の促進を図るための法律が整備され、これに伴って特定目的会社を利用した不動産投資等が活発化している。

【図 解】



② 税務上の取扱い

イ 特定目的会社における取扱い（措法67の14①）

特定目的会社における資産の運用益は各事業年度の所得に対する法人税が課税されるが、配当可能利益の90%超を配当すると、以下の特例が適用できる。

特定目的会社が支払う利益の配当の額は、損金の額に算入できる。

ロ 投資家における取扱い（措法67の14④）

イの特例がある場合には、利益の配当は発行法人において損金算入されていることから、以下のような課税関係とされる。

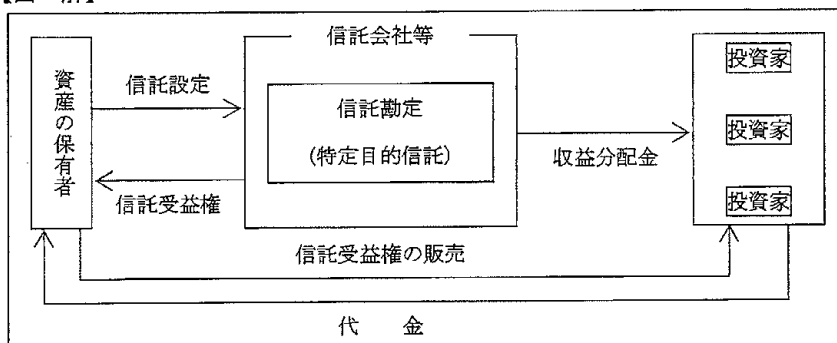
特定目的会社から受ける利益の配当の額は、受取配当等の益金不算入額の計算上、配当等の額に該当しないものとみなす。

(2) 特定目的信託を用いた資産の流動化

① 仕組み

資産の流動化にあたり、1998年に成立した特定目的会社のほか、信託契約による投資手法が開発された。

【図 解】



法人税においては、特定目的信託について、特定目的会社との類似性に着目して法人税を課することとしている。

② 税務上の取扱い（特定目的会社と同様の特例がある。）

イ 特定目的信託等における取扱い（措法68の3の2①等）

特定目的信託等は法人課税信託に該当するため、受託法人において各事業年度の所得に対する法人税が課税されるが、分配可能利益の90%超の利益を分配すると、以下の特例が適用できる。

特定目的信託等の利益の分配の額は、損金の額に算入できる。

ロ 投資家における取扱い（措法68の3の2②等）

イの特例がある場合には、利益の分配の額は受託法人において損金算入されていることから、以下のような課税関係とされる。

特定目的信託等から受ける利益の分配の額は、受取配当等の益金不算入額の計算上、配当等の額から除く。

1 理論解説

利益積立金額を配当として分配した場合でも、解散等により分配した場合でも、法人税課税後の利益を株主に分配するという経済的な実質は何ら変わらない。

そのため、配当以外の形式で利益積立金額が株主に分配されたと考えられる場合には、配当があったものとみなされる。

1. みなし配当（法24①）

※¹法人の株主等である内国法人がその法人の次の事由により※²金銭等の交付を受けた場合において、その金銭の額等の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、配当等の額とみなす。

- (1) 合併（※³適格合併を除く。）
- (2) 分割型分割（※³適格分割型分割を除く。）
- (3) 資本の払戻し（※⁴資本剰余金の額の減少に伴う一定の剰余金の配当をいう。）又は解散による残余財産の分配
- (4) ※⁵自己の株式等の取得（※⁶市場における購入によるもの等を除く。）
- (5) その他一定の事由

※1 「法人の株主等である内国法人」

「法人」は株式の発行法人を、「株主等である内国法人」はみなし配当を受ける株主等を表す。
なお、株式の発行法人は、単に「法人」とあるため、外国法人が含まれる。

※2 「金銭等の交付を受けた場合」

この規定の適用がある場合には、交付を受けた金銭等の一部は配当とみなされ、一部は有価証券の譲渡対価とされる。

現金	×××	受取配当	×××
		有価証券	×××
(譲渡損) (×××) 又は (譲渡益) (×××)			

※3 「適格合併を除く」「適格分割型分割を除く」

適格合併や適格分割型分割の場合には、利益積立金額は合併法人や分割承継法人で増加しており株主には分配されていないため、みなし配当は認識されない。

なお、みなし配当は、株主が所有している株式について交付金銭等を受けるものであるため、分社型分割・現物出資では生じない。

※4「資本剰余金の額の減少に伴う一定の剰余金の配当」

資本剰余金の減少に伴う配当のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。

法人税における分割型分割は、会社法上、「分社型分割＋剰余金の配当」として整理されるため、単に「資本剰余金の減少に伴う配当」とすると、分割型分割が含まれることになる。そこで、ここでは「一定の」として分割型分割を除外している。

※5「自己の株式等の取得」

「自己の株式等の取得」とは株式を発行している法人側からの表現であり、株主側の立場からは「発行法人に対する株式の譲渡」といえる。

なお、(3)の資本の払戻し等はすべての株主に金銭の交付が行われることから、株主の持分割合に相対的な変動がないのに対し、(4)の自己の株式等の取得では、特定の株主との取引であることから、株主の持分割合に変動が生じることになる。

※6「市場における購入によるもの等を除く」

自己株式の取得には、次の2つの方法がある。

- ① 相対（あいたい）取引や公開買付により取得する方法
- ② 証券市場を通じて取得する方法（＝市場における購入によるもの）

上記②の場合には、①の場合と異なり、発行法人は取得相手（株主）を把握できないことから、自己株式の単なる売買取引と捉え、利益積立金額の減少を認識しない。

このことを受けて、株主においてもみなし配当を認識しないのである。

2. 抱合株式（法24②）

合併法人が抱合株式（^{※1}その合併法人が合併直前に有していた被合併法人の株式等をいう。）に対し^{※2}その合併による株式の割当等をしなかった場合においても、その合併法人が株式割当等を受けたものとみなして、上記1.の規定を適用する。

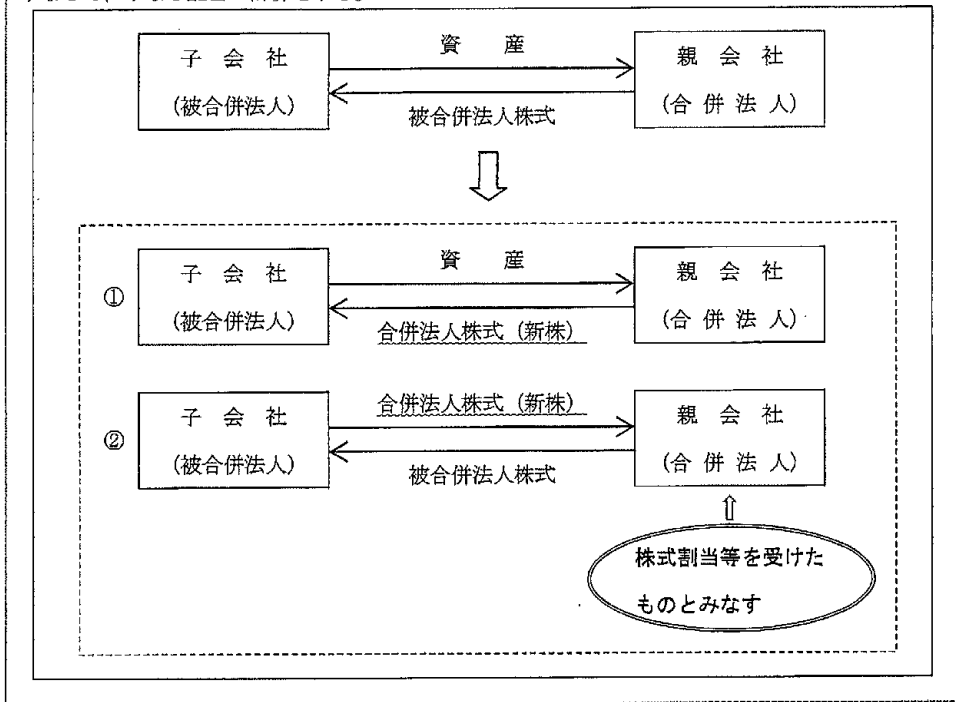
※1「合併法人が合併直前に有していた被合併法人の株式等」

例えば、親会社を合併法人とし、子会社を被合併法人とする吸収合併を行う場合、親会社は合併法人である一方、被合併法人の株主となる。

この場合には、親会社が有する子会社の株式が「合併法人が合併直前に有していた被合併法人の株式等」となる。

※2 「その合併による株式の割当等をしなかった場合」

「合併法人が合併直前に有していた被合併法人の株式等」については、新株の交付をしないことが想定されるが、法人税法上では他の株主との課税の公平の見地から、新株の交付を受けたものとみなして、みなし配当の計算をする。



参考 その他一定の事由

- (1) 出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、出資の払戻し、社員等の退社又は脱退による持分の払戻し等
- (2) ^{※1}組織変更（株式等以外の資産を交付したものに限る。）

※1 「組織変更（株式等以外の資産を交付したものに限る。）」

次の①又は②に掲げる会社が、その組織を変更することにより当該①又は②に定める会社となることをいう。

- ① 株式会社……合名会社、合資会社又は合同会社
- ② 合名会社、合資会社又は合同会社……株式会社

組織変更に伴い、株式等以外の資産が交付されない場合には、投資が継続しているものとしてみなし配当は生じないが、株式等以外の資産が交付された場合には、みなし配当を認識することになる。

<メ モ>

1 理論解説

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額がある場合には、従来、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、その配当等の額に対応する金額は、その内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして外国税額控除の規定（間接納付）が適用されていたが、これを廃止し、その配当等の額の95%相当額を各事業年度の益金の額に算入しないこととされた。

1. 配当等の益金不算入

(1) 内容（法23の2①）

内国法人が外国子会社から受ける^{※1}剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額の^{※2}5%相当額を控除した金額は、各事業年度の益金の額に算入しない。

※1「剰余金の配当等の額」

益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額には、みなし配当が含まれる。

※2「5%相当額を控除」

益金不算入とされる金額は剰余金の配当等の額からその配当等に係る費用を控除した金額とされており、その費用について合理的算定が難しいなどのため、納税者の事務負担の軽減等の観点から一定割合（5%）とされた。

(2) 外国子会社の意義（法23の2①）

内国法人が外国法人の発行済株式等（その有する自己の株式等を除く。）の25%以上を、その剰余金の配当等の額の^{※1}支払義務が確定する日以前^{※2}6月以上引き続き有している等の要件を備えている外国法人をいう。

※1「支払義務が確定する日」

関係法人株式等の判定では「支払に係る効力が生じる日」を基準としているが、これは会社法における債権債務関係が生ずる日を基準日として採用したものである。

これに対し、外国法人には会社法が適用されないため、「支払義務が確定する日（通常は配当の決議日）」を配当支払請求権が成立する日として規定している。

※2「6月以上引き続き有している等の要件」

「6月以上引き続き有している等」とは、「6月以上引き続き有している」ほか、その外国法人が支払義務が確定する日以前6月以内に設立された法人である場合に、その設立の日からその確定する日まで引き続き有していることである。

(3) 申告要件 (法23の2③④)

(1)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金不算入額及びその明細を記載した書類の添付があり、かつ、^{※1}一定の書類を保存している場合に限り、記載金額を限度に適用する。ただし、^{※1}保存については税務署長による有恕がある。

※1「一定の書類を保存～、～有恕がある。」

申告要件については5-1「受取配当等の益金不算入」7.と基本的に同様の取扱いとなるが、外国子会社から受ける配当等の場合には、書類の保存も必要となる。申告要件そのものについては確定申告書、修正申告書、更正請求書のいずれでも適用が可能となるため、税務署長による有恕は設ける必要はないが、書類の保存については、税務署長がその保存ができなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合に限り、保存がなくても適用を受けることができる。

2. 外国源泉税等の損金不算入 (法39の2)

内国法人が^{※1}上記1.の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

※1「上記1.の適用を受ける場合」

上記1.の適用を受ける場合には、損金不算入となるが、適用を受けない場合には原則どおり損金の額に算入される。

また、二重課税が生じないものであることから、外国税額控除の対象から除外されている。

プラスα 自己株式の取得が予定される株式等に係る配当等 (法23の2②)

→「5-1 受取配当等の益金不算入」**プラスα** 自己株式の取得が予定される株式等に係る配当等と同様の内容である。

<メ モ>

理論マスター

< 今回の学習内容 >

第1回講義 使用ページ

テーマ2、15

2-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則 [ランクA]

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 (法21)

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

2. 各事業年度の所得の金額 (法22①)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

3. 益金の額 (法22②)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

4. 損金の額 (法22③)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- (3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

5. 公正妥当な会計処理の基準 (法22④)

重要度◎

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

6. 資本等取引の意義 (法22⑤、法2十六)

重要度◎

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。



参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売（基通2-1-1）
引渡しがあった日
 - (2) 請負契約（基通2-1-5）
 - ① 物の引渡しを要する請負
目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負
約した役務の全部を完了した日
 - (3) 固定資産の譲渡（基通2-1-14）
 - ① 原則
引渡しのあった日
 - ② 特例
売買契約効力発生の日
 - (4) 貸付金利子（基通2-1-24）
 - ① 原則
期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
 - ② 特例
利払期日の到来する都度（継続適用）
- （注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。



参考 債務の確定の判定（基通2-2-12）

4.(2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度終了の日までに次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) その費用に係る債務が成立していること。
- (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- (3) その金額を合理的に算定することができること。

15—1

各事業年度の所得課税（通則等）

〔ランクA〕

1. 課税標準及びその計算

重要度◎

(1) 課税標準（法21）

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

(2) 各事業年度の所得の金額（法22①）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

(3) 益金の額（法22②）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

(4) 損金の額（法22③）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- ① その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- ② ①のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- ③ その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(5) 公正妥当な会計処理基準（法22④）

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

(6) 資本等取引の意義（法22⑤、法2十六）

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

2. 税額の計算（法66、措法42の3の2）

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に次の税率を乗じて計算した金額とする。

(1) 普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等

25.5%（普通法人のうち期末資本金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の年800万円以下の所得の金額については15%）

ただし、期末に大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人その他一定の普通法人については、15%の税率は適用しない。

（注1）一般社団法人等とは、公益法人等に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

（注2）大法人とは、資本金の額が5億円以上である法人等をいう。

(2) 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）



プラスα その他一定の普通法人（法66⑥）

普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれかの大法人が有するものとみなした場合においてその大法人とその普通法人との間にその大法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人



留意点 申告・納付（短縮版）

(1) 中間申告書（法71①）

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、中間申告書を提出しなければならない。

(2) 確定申告書（法74①）

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、確定申告書を提出しなければならない。

(3) 納付（法76、77）

(1)、(2)の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならない。

15-2

各事業年度の所得課税（確定申告等）〔ランクA〕

1. 中間申告書

重要度◎

(1) 前期実績による場合（法71①）

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。

ただし、①の金額が10万円以下である場合には、中間申告書の提出は要しない。

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{前事業年度の確定申告に係る法人税額}}{\text{その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの}} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$$

② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

(2) 仮決算による場合（法72①②）

内国法人である普通法人（法人課税信託の受託法人を除く。）が、その事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなしてその期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、(1)の事項に代えて、その所得金額又は欠損金額等を記載した中間申告書を提出することができる。

ただし、(1)ただし書により中間申告書を提出することを要しない場合又は仮決算により計算される法人税額が(1)①の金額を超える場合は、この限りでない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

(3) 中間申告書の提出がない場合（法73）

中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人がその申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、(1)の申告書の提出があったものとみなす。

2. 確定申告書（法74①）

重要度◎

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、次の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

- (1) その事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- (2) 法人税額その他一定の事項

3. 納付等（法76～79）

重要度◎

(1) 納 付

上記1. 2. の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までにその金額を国に納付しなければならない。

(2) 還 付

確定申告書に中間納付額等の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その金額を還付する。

プラスα 残余財産が確定した場合（法74②）

清算中に残余財産が確定した場合には、その残余財産の確定の日の属する事業年度に係る上記2. の「2月以内」とあるのは、1月以内（その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）とする。

15—3

各事業年度の所得課税(申告期限の延長) [ランクB]

1. 国税通則法による場合(国通法11)

重要度◎

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、申告等をその期限までに行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

2. 災害等によって決算が確定しない場合

重要度◎

(1) 内 容 (法75①)

確定申告書を提出すべき内国法人が、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、上記1.の場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

(2) 申 請 (法75②)

(1)の申請は、その申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内に、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

(3) 処 分 (法75④⑤)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から2月以内にその処分がなかったときは、同日に延長がされたものとみなす。

3. 会計監査等で決算が確定しない場合

重要度◎

(1) 内 容 (法75の2①)

確定申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないこと等により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書を提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、その各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)の確定申告書の提出期限を1月間延長することができる。

(2) 申 請 (法75の2②)

(1)の申請は、その申告書に係る事業年度終了の日までに、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

(3) 処 分 (法75の2⑥)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から15日以内にその処分がなかったときは、同日に延長がされたものとみなす。

 参考 延長の取消し等

(1) 延長の変更又は取消し (法75の2③④)

税務署長は、上記3.(1)の適用を受けている法人につき、延長理由等が消滅又は変更したと認める場合には、延長の処分を取り消し、又は延長の期間を変更することができる。

この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

(2) 取りやめ (法75の2⑤)

上記3.(1)の適用を受けている法人は、その事業年度以後の各事業年度についてその適用を受けることをやめようとするときは、その事業年度終了の日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15-4

退職年金等積立金課税

〔ランクC〕

1. 課税標準及びその計算（法83、84①）

重要度◎

- (1) 内国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金等積立金の額とする。
- (2) 退職年金業務等を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、その事業年度開始の時点における退職年金等積立金額を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

2. 税額の計算（法87）

重要度◎

内国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金等積立金の額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

3. 申告・納付

重要度◎

- (1) 退職年金等積立金中間申告書（法88）
退職年金業務等を行う内国法人は、その事業年度が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、退職年金等積立金中間申告書を提出しなければならない。
- (2) 退職年金等積立金確定申告書（法89）
退職年金業務等を行う内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、退職年金等積立金確定申告書を提出しなければならない。
- (3) 納付（法90、91）
(1)、(2)の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならない。

4. 適用停止（措法68の4）

重要度◎

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

テーマ15 申告・納付等

(MEMO)

15-5

青色申告

〔ランクB〕

1. 内 容

重要度◎

(1) 青色申告（法121）

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書、確定申告書等及びこれらに係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

(2) 承認申請（法122）

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度開始の日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（注）新設法人等の場合の申請書の提出期限は、次のいずれか早い日の前日とする。

- ① 設立等の日以後3月を経過した日
- ② 設立等の日の属する事業年度終了の日

(3) 処 分（法124～125）

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に、承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日（中間申告書を提出すべき法人についてはその事業年度開始の日以後6月を経過する日）までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

(4) 帳簿書類（法126①）

青色申告法人は、一定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。

(5) 承認の取消し（法127①）

青色申告法人につき一定の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合に、その取消しがあったときは、その事業年度開始の日以後に提出した青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

(6) 取りやめ（法128）

青色申告法人は、青色申告書の提出をやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合、その届出書の提出があったときは、その事業年度以後の各事業年度について青色申告の承認はその効力を失うものとする。

2. 青色申告の法人税法上の特典

重要度○

(1) 青色欠損金の繰越控除（法57）

テーマ12（欠損金等）12-1参照

(2) 青色欠損金の繰戻し還付（法80）

テーマ12（欠損金等）12-3参照

(3) 青色申告書に係る更正（法130）

① 税務署長は、青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査によりその課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる。

② 税務署長は、青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない。

15-6

更正の請求

〔ランクC〕

1. 国税通則法

重要度◎

(1) 原則（国通法23①）

納税申告書を提出した法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その申告書に係る法定申告期限から5年（②については9年）以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- ① その申告書に記載した税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告に係る納付すべき税額が過大であるとき
- ② ①の理由により、その申告に係る欠損金額が過少であるとき、又は欠損金額の記載がなかったとき
- ③ ①の理由により、その申告に係る還付金額が過少であるとき、又は還付金額の記載がなかったとき

(2) 後発的事由に基づく特則（国通法23②）

納税申告書を提出した法人又は決定を受けた法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その事由等が生じた日の翌日から2月以内（納税申告書を提出した法人については①の期限後に到来する場合に限る。）に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- ① その申告等に係る税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実がその基礎としたところと異なることが確定したとき
- ② その申告等に係る税額等の計算に当たってその申告等をした者に帰属するものとされていた所得等が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき
- ③ その他法定申告期限後に生じた①又は②に類するやむを得ない理由があるとき

2. 法人税法の特例（法80の2）

重要度◎

確定申告書に記載すべき法人税額等につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた内国法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その事業年度後の事業年度に、次のいずれかに該当する場合には、その提出をした日又はその通知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- (1) 法人税額が過大となる場合
- (2) 欠損金額、還付金額等が過少となる場合

3. 手 続（国通法23③～⑤）

重要度○

- (1) 更正の請求をしようとする法人は、更正の請求をする理由等を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
- (2) 税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- (3) 税務署長は、更正の請求があった場合においても、原則として、その請求に係る納付すべき法人税の徴収を猶予しない。

15-7

更正及び決定

【ランクC】

1. 内 容

重要度○

(1) 更 正 (国通法24)

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他その税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、その申告書に係る税額等を更正する。

(2) 決 定 (国通法25)

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる法人がその申告書を提出しなかった場合には、その調査により、その申告書に係る税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りではない。

(3) 再更正 (国通法26)

税務署長は、更正又は決定をした後、その更正又は決定をした税額等が過大又は過少であることを知ったときは、その調査によりその更正又は決定に係る税額等を更正する。

(4) 期間制限 (国通法70)

法人税に係る更正又は決定は、法定申告期限から5年（一定のものは9年）を経過した日以後はすることはできない。

2. 更正又は決定の特例

重要度◎

(1) 仮装経理に基づく過大申告 (法129①)

テーマ14 (税額計算) 14-10 参照。

(2) 青色申告書に係る更正 (法130①)

テーマ15 (申告・納付等) 15-5 参照。

(3) 推計による更正又は決定 (法131)

税務署長は、法人税につき更正又は決定をする場合には、(2)の場合を除き、財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況等によりその内国法人に係る法人税の課税標準を推計して、これを行うことができる。

(4) 同族会社等の行為計算の否認（法132①）

税務署長は、内国法人である同族会社等の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

（注）同族会社等に該当するかどうかの判定は、その行為又は計算のあった時の現況による。

(5) 組織再編成に係る行為計算の否認（法132の2）

税務署長は、合併等に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

① 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

② 合併等により交付された株式を発行した法人（①の法人を除く。）

③ ①、②の法人の株主等である法人（①、②の法人を除く。）

(6) 連結法人に係る行為計算の否認（法132の3）

税務署長は、連結法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その連結法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その連結法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。